令和２年第４回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和２年１２月　４日　開会

令和２年１２月１５日　閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和２年東吾妻町議会第４回定例会会議録目次

第　１　号　（１２月４日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……2
○欠席議員……2
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名……2
○職務のため出席した者……2
○議長挨拶……3
○町長挨拶……3
○開会及び開議の宣告……4
○議事日程の報告……5
○会議録署名議員の指名……5
○会期の決定……5
○諸般の報告……6
○議案第５号の上程、説明、議案調査……6
○議案第６号及び議案第７号の一括上程、説明、議案調査……7
○議案第８号の上程、説明、議案調査……10
○議案第９号の上程、説明、議案調査……11
○議案第１号の上程、説明、議案調査……12
○議案第２号の上程、説明、議案調査……20
○議案第３号の上程、説明、議案調査……22
○議案第４号の上程、説明、議案調査……23
○議案第１０号の上程、説明、議案調査……25
○議案第１１号の上程、説明、議案調査……26
○議案第１２号の上程、説明、議案調査……27
○議案第１３号の上程、説明、議案調査……29
○議案第１４号の上程、説明、議案調査……30
○請願書・陳情書の処理について……31

○散会の宣告……31

第　２　号　（１２月１４日）

○議事日程……33
○本日の会議に付した事件……33
○出席議員……34
○欠席議員……34
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名……34
○職務のため出席した者……34
○開議の宣告……35
○議事日程の報告……35
○議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決……35
○議案第６号及び議案第７号の質疑、自由討議、討論、採決……36
○議案第８号の質疑、自由討議、討論、採決……47
○議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決……47
○議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決……48
○議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決……49
○議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決……49
○議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決……50
○議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決……51
○議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決……51
○議案第１２号の質疑、自由討議、討論、採決……55
○議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決……60
○議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決……61
○請願書・陳情書の委員会審査報告……71
○発委第１号の説明、質疑、自由討議、討論、採決……74
○委員会報告について……75
○閉会中の継続審査（調査）事件について……80
○町政一般質問……80
小　林　光　一　君……81

根　津　光　儀　君……93
○延会について…… 102
○延会の宣告…… 102

第　３　号　（１２月１５日）

○議事日程…… 103
○本日の会議に付した事件…… 103
○出席議員…… 103
○欠席議員…… 103
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 103
○職務のため出席した者…… 104
○開議の宣告…… 105
○議事日程の報告…… 105
○町政一般質問…… 105
青　柳　はるみ　君…… 105
井　上　日出来　君…… 112
髙　橋　徳　樹　君…… 122
高　橋　　弘　君…… 135
重　野　能　之　君…… 144
○町長挨拶…… 151
○議長挨拶…… 152
○閉会の宣告…… 153
○署名議員…… 155

令和２年12月４日（金曜日）

（第　１　号）

令和２年東吾妻町議会第４回定例会

議　事　日　程（第１号）

令和２年１２月４日（金）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　議案第　５号　東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

第　５　議案第　６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例について

第　６　議案第　７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第　７　議案第　８号　東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第　８　議案第　９号　東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第　９　議案第　１号　令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号）

第１０　議案第　２号　令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第１１　議案第　３号　令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１２　議案第　４号　令和２年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）

第１３　議案第１０号　物品購入契約の締結について

第１４　議案第１１号　あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について

第１５　議案第１２号　あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について

第１６　議案第１３号　すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について

第１７　議案第１４号　東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について

第１８　請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡　一美君
３番	井上日出来君	４番	高橋　弘君
５番	茂木健司君	６番	髙橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

（新型コロナ対策により町三役ほか関係課長のみ出席）

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関　和夫君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	谷　直樹君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	福原治彦君	会計課長兼会計管理者	一場正貴君
学校教育課長	堀込恒弘君	社会教育課長	丸橋　昇君

職務のため出席した者

議会事務局長	水出　淳	議会事務局補佐	佐藤功樹
議会事務局主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君）　おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によるいわゆる第３波が、全国各地で猛威を振るっており、これから年末年始を迎える現在に至っても、いまだ収束の兆しさえ見えてきません。群馬県内におきましても、東毛地区を中心に、徐々にではございますが、患者数を増やしている状況であります。

今期定例会につきましても、議員各位におかれましては、当町に必要な新型コロナウイルス感染症対策について多くの政策提言を期待をするところでございます。

さて、本日ここに、令和２年第４回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、条例関係や令和２年度補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

町長をはじめ執行部の各位におかれましても、来年度の予算の編成時期とも重なり、何かとご多忙かと存じますが、会期中特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君）　開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　おはようございます。

令和２年第４回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和２年第４回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私共にご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今年を振り返りますと、まさに新型コロナウイルス一色の年となってしまい、収束することなく年を越す状況でございます。吾妻保健福祉事務所管内での感染も発生しており、皆様には、今後も新しい生活様式による十分な感染予防をお願いいたします。

来年度予算につきまして、12月１日に予算編成会議を行い、年内には各課からの予算要求書が提出をされる予定でございます。コロナ禍の中、厳しい財政状況ではございますが、ウィズコロナも視野に入れながら、事業の必要性や費用対効果などを精査し、町民皆様の視点に立った行政サービスの向上を目指す予算を編成してまいりたいと考えております。

さて、本定例会では、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例など条例関係５件、令和２年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係４件、物品購入契約の締結をはじめ、その他５件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君）　ただいまより令和２年第４回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０５分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、12番、根津光儀議員、13番、樹下啓示議員、14番、青柳はるみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から15日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認め、会期は12日間と決定し、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は12月７日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましては、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧と、11月25日に開催されました全国町村議会議長会主催の第64回町村議会議長全国大会並びに全国豪雪地帯町村議会議長会主催の第45回豪雪地帯町村議会議長全国大会の関係資料も併せて添付してありますので、参考としてください。

また、群馬県知事に対して町長と連名で提出した陳情書２件の写しも添付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第５号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第４、議案第５号　東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第５号　東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例案は、地方自治法の改正により、長等の自治体に対する損害を賠償する責任を長等が責務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることができるようになったことから、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君）　お世話になります。

そうすれば、議案書の裏面にその条例、１条から３条までありますので、そちらをご覧い

ただきたいと思います。

まず、第１条につきましては、趣旨を規定をしております。

この趣旨につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるというものでございます。

第２条につきましては、最低責任負担額の算出方法、職責に応じた係数を規定をしております。

この最低責任負担額というものですが、これにつきましては、大まかにはその職での年収に、それぞれの係数、町長は６、副町長、教育長などは４、農業委員などは２、職員は１となっておりますが、これを掛けたものが最低責任負担額というようなことになります。

第３条につきましては、損害賠償責任の一部免責について規定をしております。

善意でかつ重大な過失がないとき、これについては、損害賠償責任額から、第２条で算出されました最低の責任負担額、これを引いた額が免除されるという規定になっております。

説明につきましては以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

なお、本議案は地方自治法第243条の２第２項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないことになっておりますので、申し添えます。

◎議案第６号及び議案第７号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第５、議案第６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例について、日程第６、議案第７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての、計２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例並びに議案第７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、町内における開発行為が美しいふるさとの景観や地域の暮らしに著しい影響を及ばさないよう必要な基準を定め、適切な土地利用の調整を図ることにより、自然環境の保全と無秩序な開発を防止するための条例制定と、土地開発事業等審査会外部有識者として専門委員を委嘱するための委員報酬の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　お世話になります。

今回の条例制定につきましては、町長からの提案説明のとおり、適切な土地利用を行うために、無秩序な開発を防止することを目的とする条例でございます。

６月定例会の全員協議会の席でご説明いたしました草案を元に、町農業委員会と、農業振興地域整備促進協議会におつなぎをし、パブリックコメントの募集を行ってまいりました。その後、パブコメ等のご意見を踏まえまして、見直し、修正を行っております。

初めに、議案第６号の東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例をご覧ください。

第１条は目的でございます。

第２条は用語の定義で、(1)から(11)まで、それぞれ定義をしております。

第３条につきましては、適用範囲を規定しております。

第１項第１号といたしまして、土地開発事業で開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、第２号は、中高層建築物の建築事業で、その建築物の高さが10メートル以上のもの、第３号につきましては、太陽光発電設備の設置事業で、その規模が発電出力30キロワット以上のものと規定しております。

第２項につきましては、除外規定となっておりまして、(1)から次のページ(6)までを規定しております。

第４条は町の責務、第５条は事業主の責務、第６条につきましては、設計の基準を定めています。

第７条につきましては、事業計画の協議について、第１項から次のページの第４項までを

規定しております。

第８条につきましては、事業計画の承認、第９条は事業計画の変更等、第10条は工事着手の届出等、第11条は防災の措置、第12条は工事完了の届出。次のページに移りまして、第13条は開発事業中止の届出、第14条につきましては、工事の聴取等についての規定でございます。

次の第15条につきましては、勧告といたしまして、第１項では、町長は事業主が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、事業主に対し、期限を定めて必要な措置を執ることを勧告することができるとしまして、(1)から(10)までを規定しております。

次の第２項につきましては、事業者が勧告に従わなかった場合に、工事の施工停止や中止などの命令を行うことができるという内容でございます。

第３項につきましては、措置命令を行う場合、事前に意見聴取を行わなければならないという規定でございます。

次の第16条につきましては、公表の規定で、勧告を受けたものが正当な理由なく応じない場合、その事実を公表することができるという内容でございます。

第17条につきましては、行政手続条例の適用除外の規定。

第18条につきましては、規則への委任規定でございます。

施行期日につきましては、令和３年４月１日となります。

続きまして、議案第７号の東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらは、土地開発事業等審査会に専門委員を委嘱する際の委員報酬の追加でございます。

別表に次のように加えるといたしまして、土地開発事業等審査会専門委員として、日額報酬１万円を追加するものでございます。こちらの専門委員につきましては、弁護士の方を想定しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本２件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第８号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第７、議案第８号　東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第８号　東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年９月４日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和３年１月１日から施行されることになりました。

これに伴い、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷　直樹君）　お世話になります。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年９月４日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和３年１月１日から施行されることになりました。

これに伴い、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、第23条、国民健康保険税の減額でございます。

地方税法施行令第56条の89の改正に合わせて改正するもので、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

次に、附則第２項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

地方税法施行令附則第18条の８の改正に合わせて改正するもので、こちらも軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

施行日は令和３年１月１日からです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第９号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第８、議案第９号　東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第９号　東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容は、例規名の修正及び法律の条ずれに伴う条例を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷　直樹君）　お世話になります。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、題名について。

東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例と改めるものでございます。

次に、第１条、趣旨でございます。

法律の改正に伴う条ずれを反映するものでございます。

施行は公布日からとなります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第９、議案第１号　令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第１号　令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに１億619万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億8,616万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、事業の中止が確定した費用を減額するほか、感染予防対策事業の追加などが主な内容でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　それでは、１ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第５号）でございます。

初めに、第１条です。今回補正をお願いする額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億619万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ103億8,616万8,000円とするものでございます。

第２条は債務負担行為の補正、第３条は地方債の補正です。

続きまして、５ページをお願いいたします。

第２表につきましては債務負担行為補正です。防災行政無線デジタル化事業の令和３年度分に係る債務負担行為を廃止するものでございます。

当初、２か年での契約を予定しておりましたが、本年度は単年度契約を締結いたしましたので、債務負担行為を廃止するものでございます。

第３表は地方債補正です。道路整備事業（過疎債）の発行限度額を２億6,210万円から２億6,560万円に増額変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

９ページをお願いいたします。

11款１項１目地方交付税につきましては、普通地方交付税１億8,727万7,000円の追加と、特別地方交付税8,992万8,000円の減額です。

15款１項１目民生費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金11万9,000円の追加です。

２項１目の総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金給付事業費補助金110万円の減額と、特別定額給付金給付事務費補助金432万6,000円の減額です。こちらは、事業の確定に伴います減額でございます。

３項２目の民生費委託金につきましては、基礎年金事務委託金176万7,000円の減額です。

続きまして、10ページをお願いします。

16款１項１目民生費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金29万1,000円の追加です。

２項４目の農林水産業費県補助金につきましては、ぐんまの肉牛応援事業補助金を、新たに30万円追加するものでございます。

18款１項２目民生費寄附金につきましては、福祉指定寄附金653万1,000円の追加です。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策支援等寄附金として今年の５月から町民の皆様に募集案内を行いました、寄附金の総額でございます。

21款４項６目ダム関連事業雑入につきましては、水源地域活性化支援事業530万円の追加です。

続いて11ページ、22款１項４目土木債につきましては、道路整備事業債（過疎債）350万円の追加でございます。

歳入は以上となります。

歳出につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企画課関係を続けて説明させていただきます。

12ページをご覧ください。12ページの下段でございます。

２款１項９目の企画費でございます。一部事務組合負担金８万7,000円の追加につきましては、吾妻広域町村圏振興整備組合の一般経費負担金の追加でございます。

続きまして、22ページ、最終ページをご覧いただきたいと思います。

12款１項１目公債費の元金につきましては、地方債償還元金85万3,000円の追加です。こちらは平成30年度借入れ分の元金償還の開始に伴う追加でございます。

２目利子につきましては、地方債償還利子376万3,000円の減額です。

企画課からの説明は以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　総務課長。

○総務課長（水出智明君）　お世話になります。

そうすれば、ちょっと前に戻っていただきまして、12ページになります。

一般管理費です。合計では、504万円の減額となります。

説明欄をご覧いただきまして、職員人件費。これにつきましては71万7,000円の追加でございます。内訳につきましては、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当ということになっております。

続きまして、一般管理事務費。これにつきましては町長交際費、それから社会参加費40万円の減額でございます。

次の特別定額給付金給付事業。これにつきましては事業が確定をいたしまして、それに伴う535万7,000円の減額となります。

総務課からは以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　お世話になります。

13ページをお願いします。

２款１項17目地域活性化対策費でございます。927万2,000円の追加のお願いでございます。地域活性化対策事業としましては、定住促進事業住宅取得奨励補助金４件分で422万2,000円の追加でございます。

また、吾妻渓谷活性化対策事業につきましては、群馬県への委託でございます。吾妻峡八

ッ場転回場の工事費でございますが、追加でございまして、505万円の追加でございます。よろしくお願いいたします。

そのページの一番下でございます。

２款８項２目道の駅管理事業でございます。こちらにつきましては、天狗の湯のボイラーが故障いたしました。こちらの修繕費でございます。よろしくお願いいたします。

ページをめくっていただきまして、14ページになります。

同じく２款８項３目桔梗館管理費でございます。こちらにつきましては、桔梗館の浄化槽のブロアの故障でございます。２個あるブロア、１個だけ壊れてしまいまして、今１個運転をしておりまして、早急にも直したいということで、84万7,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

７款１項２目商工振興費でございます。こちらにつきましては、1,149万7,000円の追加のお願いでございます。コロナ禍による商工業者への支援を行うため、商工会補助金としまして999万7,000円、街路灯維持活動補助金として150万円の追加でございます。

１枚はぐっていただきまして、18ページをお願いいたします。

７款１項３目観光費でございます。こちらにつきましては、3,298万7,000円の追加のお願いでございます。東吾妻町観光協会補助金として東吾妻町へ観光等でお越しいただく方へ、宿泊補助として１泊当たり宿泊料金の２分の１で、上限6,000円を観光協会を通して補助をしてまいります。

まちづくり推進課では以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君）　税務課長。

○税務課長（谷　直樹君）　お世話になります。

続きまして、13ページをお開きいただければと思います。

13ページの中ほどでございます。

２款２項１目税務総務費の16万2,000円の追加のお願いは、住居手当の追加に伴うものでございます。

続きまして、２款２項２目住民税・軽自動車税の26万6,000円の追加のお願いは、納税相談での新型コロナウイルス感染予防に関する会計年度任用職員１名分の報酬及び費用弁償と納税相談でのバス使用料の追加に伴うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君）　お世話になります。

それでは、14ページをお願いいたします。

３款の民生費でございます。

１項１目の社会福祉総務費は、時間外勤務手当の追加のお願いでございます。社会福祉協議会補助金の157万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防のため、70歳以上の独り暮らし高齢者へ配布する給食サービス事業を実施できなくなったことによるものとなります。

２目の障害福祉費は、中之条町精神障害者地域活動支援センター活動負担金の追加のお願いでございます。

４目の老人福祉費の老人福祉事業は、敬老祝金支給事業確定に伴う200万円の減額となります。食糧費は、民生委員・児童委員の協力を得て調査した70歳以上の独り暮らし高齢者に非常食セットを配布する費用283万5,000円となります。これら世帯は社会的弱者として免許証の返納などにより買物に苦労されている背景があります。現状の新型コロナウイルス感染症の拡大や、警戒度の引上げなどによる不安、また、季節性インフルエンザや大雪等の災害で外出できなくなる心配もある中で、１世帯約３日分の非常食購入費と送料の通信運搬費31万5,000円の追加のお願いでございます。介護施設支援金は、町民の皆様、町内の企業からご寄附いただいた新型コロナウイルス感染症対策支援等寄附金を財源として、町内の介護老人福祉施設、通所介護サービス事業所地域密着型サービス事業を行っている９事業所に、１施設５万円の支援金を支給するお願いでございます。介護保険特別会計繰出金の減額は、後ほど介護保険事業特別会計で説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

地域包括支援センター事業の住居手当、通勤手当は、異動による追加のお願いでございます。

16ページをお願いいたします。

４款の衛生費でございます。

１項１目保健衛生総務費は、新型コロナウイルス感染症対策支援等寄附金を財源として、町内の感染症指定医療機関の原町赤十字病院へ医療機器整備補助金の追加608万2,000円のお願いでございます。医療従事者支援金は、事業確定したため減額となります。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金94万9,000円の減額は、後ほど本特別会計で説

明いたしますので、よろしくお願いします。

２目予防費、消耗品につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で備蓄用のマスク購入の追加のお願いでございます。インフルエンザ委託料は、予防注射の接種者が増えることが予想されるため、242万9,000円の追加のお願いでございます。備品購入費は、保健センターの空気清浄機購入の追加、28万1,000円のお願いでございます。

３目の母子保健費は、前年度の国保返還金の追加のお願いでございます。

以上が保健福祉課の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町民課長。

○町民課長（片貝将美君）　お世話になります。

それでは、続きまして、14ページをお願いいたします。

３款１項３目国民年金費７万円の追加のお願いでございます。通信運搬費の追加並びに生活者支援給付金事務関連におきまして、償還金が発生したことによるものでございます。

３款１項６目国民健康保険費17万円の減額でございます。時間外勤務手当の追加がございましたが、各種繰出金額の確定により減額となります。

続きまして、３款１項８目後期高齢者医療医療費中後期高齢者医療特別会計繰出金でございますが、額の確定による137万6,000円の減額でございます。後期高齢者医療特別会計でもご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、16ページをご覧ください。

４款２項１目清掃総務費45万4,000円の追加のお願いでございます。新しいごみ処理場建設に伴う一部事務組合の当町におけます負担金分の追加となります。よろしくお願いいたします。

以上が町民課分となります。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　お世話になります。

そうすれば、17ページをお願いいたします。

６款１項１目の農業委員会費では、４万4,000円の追加のお願いでございます。10節需用費の追加でございます。

２目の農業総務費では、750万円の追加のお願いでございます。農業者支援金の追加でございます。

３目の農業振興費では、120万円の追加のお願いでございます。農業振興対策事業におけ

る時間外勤務手当、野生動物による農作物災害対策事業補助金の追加でございます。

５目の畜産振興費では、133万5,000円の追加のお願いでございます。豚熱対策等の消耗品及びぐんまの肉牛応援事業補助金の追加でございます。

農林課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　建設課長。

○建設課長（福原治彦君）　大変お世話になります。

それでは、建設課分について説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

８款１項１目道路橋りょう総務費14万5,000円の追加でございます。職員の扶養等が増えたことに伴う職員手当の増額でございます。

１項２目道路維持費1,184万8,000円の追加でございます。これにつきましては、前年度等の降雪期の少ない状況の実績に基づき、除雪・砂撒き委託料を当初予算に計上を行いました。しかし、この先の気象長期予報によりますと、強い寒気の流れ込みが予想され、昨年度等に比べ、多くの降雪が見込まれ、生活道の除雪の確保の必要なため、12節の委託料727万円6,000円、そして、榛名西麓の事業費が県営事業でありますが、増額になることによる18節県営事業負担金457万2,000円の増額でございます。

建設課では以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君）　お世話になります。よろしくお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算につきまして、初めに民生費からご説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

３款民生費２項児童福祉費２目保育所費では、保育所運営事業に1,313万円の追加のお願いでございます。

１節報酬及び３節職員手当等につきましては、会計年度任用職員に係る人件費の追加でございます。

14節工事請負費1,200万円の追加は、旧原町保育所の解体工事を行うものでございます。解体後には地権者に土地をお返ししてまいります。

17節備品購入費18万6,000円の追加は、乳幼児用ベッド等を購入するものでございます。

続きまして、教育費についてご説明をさせていただきます。

18ページ下段からお願いいたします。

10款教育費１項教育総務費２目事務局費では６万1,000円の追加のお願いでございます。２節給料及び３節職員手当等、ともに、人件費の追加のお願いでございます。

次ページをお願いいたします。

５目給食センター運営管理費では、188万2,000円の追加のお願いでございます。

３節職員手当等及び４節社会保険料は人件費の追加、10節需用費25万5,000円の追加は、器具消毒保管庫と受水槽凍結防止ヒーターの修繕に要する費用でございます。ともに緊急を要したため、予算を流用することにより既に対応をさせていただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、２項小学校費１目小学校管理費では、470万1,000円の追加のお願いでございます。

10節需用費90万1,000円は新型コロナウイルス対策として、消毒液等の予定外の消耗品費の支出が各小学校でございましたので、その費用分として各校に消耗品費を追加するものでございます。14節工事請負費380万円は、トイレの手洗い場が自動水栓となっていない東小学校、太田小学校、坂上小学校のトイレについて、新型コロナウイルス対策として自動水栓化の工事を行うため、追加をお願いするものでございます。

次ページをお願いいたします。

続きまして、３項中学校費１目中学校管理費では、251万9,000円の追加のお願いでございます。８節旅費につきましては、会計年度任用職員の費用弁償の追加、10節需用費25万2,000円は、新型コロナウイルス対策分の消耗品費を中学校に追加するもの、14節工事請負費210万円は、先ほどの小学校と同様に、トイレの手洗いを自動水栓化する工事を行うため、追加をお願いするものでございます。

４項こども園費１目こども園管理費では、こども園管理費事務局分に348万3,000円の追加のお願いでございます。１節報酬から３節職員手当等までは人件費の追加、10節需用費18万7,000円の追加は、あづまこども園の保育室と職員室のブラインド修繕に要する費用でございます。

学校教育課に係る説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　昇君）　お世話になります。

社会教育課の補正予算の説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

２款総務費８項事業費１目コンベンションホール管理費27万3,000円は、ホール内の換気をするための備品購入費用の追加のお願いでございます。

続きまして、21ページをお願いします。

10款５項１目社会教育総務費173万3,000円の追加のお願いでございます。１号の会計年度任用職員の報酬、それから、消毒液等の消耗品の追加の費用のお願いでございます。

続きまして、２目公民館費、工事費150万円の追加のお願いでございます。これは、岩島公民館のエアコン設置工事費用の追加のお願いでございます。

続きまして、３目文化財保護費85万円の追加のお願いでございます。原町の大ケヤキの支柱の補強、それから、県等の指定樹木診断の委託料の追加のお願いでございます。

続きまして、６項保健体育費１目保健体育総務費ですが、今年度実施ができない杉並・東吾妻町オリンピック観戦事業費、それから、スポーツフェスティバル事業費を減額いたします。

次ページをお願いします。

３目施設管理費22万円の追加のお願いでございます。体育施設の管理委託料が不足するため、追加をするお願いでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第10、議案第２号　令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第２号　令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額につきまして、まず、事業勘定からご説明申し上げます。歳入

歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,655万3,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ548万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,381万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君）　それでは、国民健康保険特別会計の補正についてご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。

今回補正をお願いする額につきましては、まず、事業勘定から説明をいたします。

歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,655万3,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ548万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,381万9,000円とするものでございます。

６ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入でございますが、５款県支出金は１項１目保険給付費等交付金の保険者努力支援分と特別調整交付金の追加で、交付金の額の確定及び税制改正に伴うシステム改修委託費として、107万3,000円の追加となります。

また、７款１項１目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分、事務費分について、それぞれ繰入金額の確定により62万円6,000円の追加となりましたが、福祉医療波及分85万2,000円の減額により、歳入合計では22万6,000円の減額となりました。

次に、歳出でございますが、１款１項１目総務費は、一般管理費の中で国民健康保険療養給付費等交付金システムの改修委託料の経費としまして、７万7,000円の追加。

２項１目賦課徴収費は、税制改正システム改修の委託料の経費が77万円の追加となりました。

次に、９ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入となります。

４款１項１目一般会計繰入金、５款１項１目前年度繰越金、６款２項１目雑入では、マイナンバーカード利用に伴うシステム導入補助金見込額等、歳入の合計は548万3,000円の追加となります。

10ページの歳出になりますが、１款１項１目一般管理費は、マイナンバーカード利用に伴うシステムの導入費、新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設改修や備品の購入により、歳出の合計が548万3,000円の追加となります。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

（午前１０時５８分）

（午前１１時１０分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

◎議案第３号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第11、議案第３号　令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第３号　令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ118万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億951万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君）　それでは、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ118万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億951万8,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

歳入でございますが、２款１項１目事務費繰入金は、一般会計からの繰入金が137万6,000円の減額、３款諸収入、４款繰越金、５款国庫支出金は、それぞれ額が確定し追加となり、歳入合計で118万2,000円の追加となりました。

次に、歳出でございますが、１款１項１目総務費は、一般管理費の中で税制改正に伴い、後期高齢者医療制度の見直しが発生したことにより、システム改修のための委託料55万円、２項１目徴収費は、昨年度までの賦課徴収での還付額が確定したことによる63万2,000円で、支出合計が118万2,000円の追加となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第12、議案第４号　令和２年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第４号　令和２年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに132万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,908万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君）　お世話になります。

それでは、介護保険特別会計補正予算をご説明させていただきます。

事項別明細書の４ページをお願いいたします。

歳入ですが、３款国庫支出金の２項４目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費２分の１の補助金の追加になります。

７目の介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介護予防重度化防止のための交付金の追加になります。

７款繰入金の１項２目地域支援事業繰入金は、保険者努力支援交付金追加に伴う一般会計繰入金の減額になります。事務費繰入金は、介護保険システム改修業務委託料の一般会計繰入金の追加になります。

続きまして、５ページの歳出をお願いいたします。

１款総務費の１項１目一般管理費は、介護保険システム改修業務委託料の追加のお願いでございます。

３款基金積立金の１項１目介護給付費準備基金積立金の減額は、６ページをお願いいたします。

５款諸支出金の１項１目の所得更正に伴う第１号被保険者保険料過年度分還付金80万円、追加の財源組替えのお願いでございます。

４款の地域支援事業につきましては、歳入の保険者努力支援交付金追加に伴う財源変更になります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたし

ます。

◎議案第１０号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第13、議案第10号　物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第10号　物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町のマイクロバス取得についてご審議願うものでございます。

更新対象のバスは登録から21年が経過しており、老朽化及び新型コロナウイルス感染症に対応できる仕様とするため、更新するものでございます。

５者による見積り合わせにより、群馬日野自動車株式会社と912万4,590円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君）　お世話になります。

そうすれば、議案書をめくっていただきまして、まず、仮契約書がございます。

それから、そのもう１枚、バスの外装等の写真をつけさせていただきました。この写真につきましては、カタログの写真ということでございますので、実際に納品されるものと多少違う部分もあるかとは思いますが、ご了解いただきたいと思います。窓より下の部分、前後それから、左右、ここに水仙ちゃんなどの町をＰＲするラッピングをしたいと考えております。それですので、外装のイメージとしますと少し変わってくるかなという感じがしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

このマイクロバスですが、運転手を含めて29人乗りのバスになりますけれども、その写真の中ほどで四角く囲ったところ、黒い枠で囲ったものがあると思うのですが、29人乗りなの

ですが、冷蔵庫をつけていくということで、28人乗りの仕様ということで考えております。また、コロナ対策ということで、天井に換気扇がつくような仕様になりますので、そんなことでコロナの換気等に対応していきたいと考えております。

一番最終面は、部分的なものの写真、参考にしていただけたらと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１１号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第14、議案第11号　あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第11号　あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定に基づき、あづま温泉桔梗館の指定管理者に、ライジングプロモーション株式会社を指定する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　お世話になります。

あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

あづま温泉桔梗館につきましては、平成28年４月１日から令和３年３月31日の間、指定管理者であるライジングプロモーション株式会社に管理運営を委ねております。

指定管理期間満了を前に、ライジングプロモーション株式会社においては、指定管理者の

更新に関する基本方針に基づく更新の条件について、モニタリング等で良好であると判断でき、今後も適正な管理運営が可能な団体と認めたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定により、候補者の選定の特例を適用させていただき、公募によらない手続を進めてまいりました。

東吾妻町指定管理者選定委員会への諮問は11月４日に行い、更新を求めるライジングプロモーション株式会社からは、指定管理者指定申請書が提出されました。ヒアリングを行うなど厳正な審査をいただき、11月16日に答申がありました。結果につきましては、裏面添付資料のとおりでございます。

この答申による候補者の総合評価はＢで、講評として、おおむね適切な提案であり、候補者の基準を満たしているというもので、指定管理者の候補者に選定いただきました。この答申に基づき、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じ、渋川市赤城町敷島44番地、ライジングプロモーション株式会社、代表取締役、須田公次でございます。

指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５か年で、指定管理料は５か年合計で3,793万円でございます。

ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１２号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第15、議案第12号　あがつまふれあい公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第12号　あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について、提

案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定に基づき、あがつまふれあい公園の指定管理者に、株式会社ＡＣＣを指定する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　お世話になります。

あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

あがつまふれあい公園につきましては、平成30年４月１日から令和３年３月31日の間、指定管理者である株式会社ＡＣＣに管理運営を委ねてまいりました。

指定管理期間満了を前に、株式会社ＡＣＣにおいては、指定管理者の更新に関する基本方針に基づく更新の条件について、モニタリング等で良好であると判断でき、今後も適正な管理運営が可能な団体と認めたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定により、候補者の選定の特例を適用させていただき、公募によらない手続を進めてまいりました。

東吾妻町指定管理者選定委員会への諮問は11月４日に行い、更新を求める株式会社ＡＣＣからは、指定管理者指定申請書が提出されました。ヒアリングを行うなど厳正な審査をいただき、11月16日に答申がありました。結果につきましては、添付資料のとおりでございます。

この答申による候補者の総合評価はＢで、講評としておおむね適切な提案であり、候補者の基準を満たしているというもので、指定管理者の候補者に選定いただきました。この答申に基づき、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じ、東吾妻町大字三島6999番地１、株式会社ＡＣＣ、代表取締役、田中宏でございます。

指定期間は、令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３か年で、指定管理料は4,067万円でございます。

ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１３号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第16、議案第13号　すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第13号　すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定に基づき、東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者に、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会を指定する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君）　お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

東吾妻町すこやかセンター福寿草につきましては、平成18年９月から、指定管理者として社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会に、４期お願いしております。

現在の指定管理者は、指定管理者の更新に関する基本方針に基づく更新の条件を満たしており、今後も適正な管理運営が可能な団体であると判断し、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらず現指定管理者を選定いたしました。東吾妻町指定管理者選定委員会へ11月４日に諮問、11月16日に答申をいただきました。

この答申に基づき、候補者を選定いたしましたので、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者と同じ、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会長、山野進で、指定期間につきましては、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間でございます。

議案書の裏面に答申書の写しを資料として添付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１４号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君）　日程第17、議案第14号　東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　議案第14号　東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規定に基づき、東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者に、株式会社フォレストを指定する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　それでは、説明させていただきます。

指定管理の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条

例第５条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらず指定管理者を選定し、東吾妻町指定管理者選定委員会に11月４日に諮問、11月16日に答申をいただきました。答申結果でございますけれども、議案書の裏面にございますので、ご覧をお願いいたします。

この答申に基づき候補者を選定しましたので、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207番地、株式会社フォレスト、代表取締役、石田浩二。

指定の期間は、令和３年４月１日から令和６年３月31日の３年間でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君）　日程第18、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表、陳情文書表のとおりです。それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を12月11日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は12月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたし

ます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時３３分）

令和２年12月14日（月曜日）

（第　２　号）

令和２年東吾妻町議会第４回定例会

議　事　日　程（第２号）

令和２年１２月１４日（月）午前１０時開議

第　１　議案第　５号　東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

第　２　議案第　６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例について

第　３　議案第　７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第　４　議案第　８号　東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第　５　議案第　９号　東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第　６　議案第　１号　令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号）

第　７　議案第　２号　令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第　８　議案第　３号　令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第　９　議案第　４号　令和２年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）

第１０　議案第１０号　物品購入契約の締結について

第１１　議案第１１号　あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について

第１２　議案第１２号　あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について

第１３　議案第１３号　すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について

第１４　議案第１４号　東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について

第１５　請願書・陳情書の委員会審査報告

第１６　発委第　１号　意見書の提出について（安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書）

第１７　委員会報告について

第１８　閉会中の継続審査（調査）事件について

第１９　町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡　一美君
３番	井上日出来君	４番	高橋　弘君
５番	茂木健司君	６番	髙橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関　和夫君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	谷　直樹君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋　篤君
会計課長兼会計管理者	一場正貴君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋　昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出　淳	議会事務局補佐	佐藤功樹
議会事務局主任	田中康夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、併せてお願いを申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。また、換気のためドアや窓を開けたままの状態で会議を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用も許可いたします。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第１、議案第５号　東吾妻町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてあります。

なお、本議案は地方自治法第243条の２第２項の規定により、監査委員から意見をいただいております。写しをお配りしてありますので、審議の参考としてください。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第６号及び議案第７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第２、議案第６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例について、日程第３、議案第７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての計２件を一括議題といたします。

本２件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　何点か伺いたいと思います。

６月の議会の際に、全員協議会で景観条例等制定に向けた調査報告書というのをいただきました。その後、約半年かかってこの条例ができてきたわけですけれども、その際に、私どものところにあります配られたものの中の27ページにおいて、この条例案の想起についてということで、開発行為に対して一定の制約を課すことということが書かれておりまして、この今回出された条例については、この開発行為に対して一層の制約を課すんだというふうなことが基本的な考えの中にあるのかどうかお伺いします。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　お世話になります。

ただいま根津議員にご指摘いただきました、本条例に対しての一定の制約という内容でございます。

この条例案の中で、勧告、公表ということで、こちらの部分が一定の規制ということで、規定をさせていただいております。勧告につきましては第15条であります。その後に、第16条ということで公表の規定がございます。

それぞれのこの規定につきましては、あくまでも事業者に対しての任意の協力を求めるというものでございます。勧告等の行政指導に従わない場合については、その旨を公表することができるという規定でございます。

これにつきましては、町民の皆様に対しまして、その情報を提供することによって町民の自己防衛を期待するというものでございます。行政手続法で定めるところの不利益な取扱いには含まれません。制裁的な意図をもって行うものではございません。罰則規定がないということになります。こちらが、今ご指摘いただいた規定でございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　そして、この経過の中で、調査報告書の29ページのほうに条例の（案）として掲載され、そこには前文がございましたが、今回のものには前文がなく、報告書の中の前文に相当するものが１条の中に組み込まれて入ってきているというふうに私は受け取りましたが、このような条例（案）と、実際のここに今示された条例（案）、これも（案）ですけれども、まだ。その経過というか、考え方の根本のところにどういう変化があったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　こちらは、昨年度、景観条例等制定に向けた調査報告書の中で、草案という形で作成をしたものでございます。

当時は前文というものがありましたが、その後いろいろ検討を重ねてまいります。その中で、一般的にこの条例のつくりにつきましては、前文を設定しているというような条例というのは、それほど多くございません。ですので、その前文の内容につきましては、根津議員ご指摘いただいたとおり、第１条の目的の中に溶け込みを行って、この中に目的として設定をした、そういう経緯でございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　そうして、この今回示されたものの１条の中に、美しいふるさとの景観や地域の暮らしにというような書き方がございますが、自然環境の保全を行うということが、この条例の目的の中に入ってきているのでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　この第１条、目的の内容でございます。

本条例の目的につきましては、この第１条に規定しておりますように、開発行為の適正な施行を確保することにより無秩序な開発を防止し、ひいては東吾妻町の美しい景観や自然環境を保全することができるという目的でございます。

この条例につきましては、規制することが本来の目的ではございません。地域住民の方々が開発行為によって災害などの被害が及ばないよう、安心して暮らし続けられる町づくりというような形で調整していくことが町の重要な責務と考えて、この条例を提案させていただいております。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　そうすると、読み方としては、あるいは受け取り方ですけれども、この条例では、一定程度の開発によって、不具合が生じることがないように、あらかじめこの条例を制定して、それらの不具合、不都合、それから景観が損なわれてしまうようなことを防ぐということが目的であると、そういうことでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　そのとおりでございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　分かりました。

それと、同じく調査報告書の中においては、30ページのほうに太陽光発電の設置の発電出力について、何キロワットというような実際の数字はそのときに出されておらなかったわけですけれども、今こうやって出されてくると、30キロワットということで、通常の住宅の屋根に乗る限度が10キロを超えないという程度ですから、屋根に乗っかるものの３つ分ぐらいからを、もうこれは規制の対象にしていくというようなことですけれども、このような規模にしたそもそもの考え方、基礎、それはどういうことでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　この発電出力30キロワット以上というふうに規定した理由でございます。もともとは○○ということで、その後検討を重ねてまいりました中で、今回30とい

うことで規定をさせていただきました。

現行の、今現在、要綱という形で規制を行っております。この現行の要綱の中では、1,000平米以上の開発行為が該当となっております。それで、これまでも太陽光発電の関係で申請をされたほとんどのケースが大体30キロワット以上のものがほとんどでした。それから県内の他市町村の状況のほうも参考としまして、今回30という数字で規定をさせていただきました。

県内の他市町村の状況、一番多いのが10キロワットから30キロワットという規定が多いということで、こちら参考にさせていただきました。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　課長のお答えを聞くと、よそがこうだからというようなことで、あまり根拠的なものが見えてこないと思うんですけれども、結果30キロワット以上とすることによって、個人的に、個人で荒れている山林であるとか、それから場合によっては、もう耕作に手がつかないようになってしまった農地等の転用を行って太陽光発電をして、少しでも集落周辺の状況が荒れてしまうのを防ごうというような考え方でやる場合も、皆これ引っかかってくると思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

私は、環境を保全するということ、それはあるかもしれませんけれども、ここで言う環境保全と私が環境を保全したいと思っているところに若干ギャップがあるんですよね。というのは、集落の周辺がやぶで荒れてしまって手がつけられない。道路のすぐ際まで荒れた状態になって、シノが生え、つるがはびこっているというようなことになってきている。そのことのほうが、私は集落の環境の悪化というふうに取るんですけれども。その辺はいかがですか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　この、特に太陽光発電設備に対しての規制ということで、今回条例の中に入ってきているわけなんですけれども、根津議員おっしゃるとおり、恐らく農地なんかを転用されて、一反歩1,000平米とか2,000平米程度の農地を転用して太陽光発電される方、最近結構いらっしゃいます。あくまでもこの条例は、それを規制する、それが駄目だという条例目的ではなくて、最大の目的としましては、防災対策ですとか、雨水の関係ですね。雨水の流末の処理等が適正になされるように、この条例制定後には町のほうに申請をいただいて、その辺の雨水処理等が適正にできるような形で承認をしていくということが目的でありますので、その農地を転用して開発を妨げるという目的ではございません。

また、先ほどの農地の荒廃の関係でございます。

この条例につきましては、開発行為の自然環境への影響を配慮したものでございます。農地の荒廃を抑制することが目的ではありません。根津議員おっしゃるとおり、耕作放棄地等が増えて景観を損ねるという現実もあります。そちらにつきましては、農地振興等の施策で取り組んでいく必要がある、それはまた別の形で取り組む必要があるという認識ではおります。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　大分分かってまいりました。

それで１点、町長に伺いたいと思います。

この条例の１条の中には、美しいふるさと、それから自然環境というような言葉がちりばめられておりますけれども、本来、美しい地域をつくっていくというのは、この条例ではなくて、別のものを定めていかなければ、地域の保全、それから文化の振興というものにはなっていかないと思いますけれども、そういったものについては、これとは全く別に、これから定めていこうというようなお考えはあるでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　根津議員のご質問でございます。

今回の条例につきましては、主に太陽光発電施設、町の美しい景観を損ねるようなことがないように、また自然環境を保全していくために、一応町民の皆様にご理解をいただくというふうなことで定めるものでございます。やはり、東吾妻町には歴史的に大変貴重な史跡等もございます。その周辺、その中にまで太陽光発電が入ってしまうということは非常にこの町にとって、不利な状況になるものでございますので、このような条例をつくったということであります。

これからも、自然環境の保全には、大変な、様々なものが入ってきておるということでございますので、その時点で、これからこれ以上の条例が必要となれば、議会の皆様と協議をしながら制定に向けて考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　そうすると、町長は、当面この条例でもって、美しいふるさとの景観や自然環境を守っていこうというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　この条例につきましては、この目的にございますように、美しいふるさとの景観、自然環境の保全ということが目的にありますので、これにつきましては、この目的に沿って皆様方にご協力をいただくということにしております。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　重ねて確認いたしますけれども、自然環境を保全して美しいふるさとの景観を保っていくために、この条例をつくるということですか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　この目的にございますように、美しいふるさとの景観、自然環境の保全等、町民の皆様にご理解をいただき協力をお願いする条例でございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　無秩序な開発を防いで、そして、開発によって生ずる周辺の不利益等が発生しないようにつくるということではないということですね。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　この条例にございますように、当然これにつきましては、住民の皆様、町民の皆様、事業者の皆様の協力がいただけなければ、この目的を達成することができないのでございまして、この条例をご理解いただいて、そして皆様にご協力をいただくということでございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　そうすると、これを定めたから当面景観のための条例そういったもの、それから自然環境、あるいは山林を守っていくための条例等は考えていないというふうに受け取ってよろしいんですかね。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、この条例制定の後の取り巻く状況等も考えながら、協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、佐藤議員。

○１１番（佐藤聡一君）　同僚議員のほうから私が言いたいことかなり言ってくれたので、重なる部分はご容赦いただいて、この景観条例に向けた調査報告書を経由してこの条例が出て

きて、この前が開発指導要綱という流れで、一応議案調査させていただいた中で、このメインは多分太陽光をある程度抑制させるという趣旨なんだろうと私は思っているんですが、今、同僚議員のほうから確認していたんですけれども、やはり景観を守るべき地域と耕作放棄地、それから山林が荒れているところの地域等を、同一の条例で網をかぶせている今状況だと思うんですね。

前から一般質問させてもらっているんですけれども、やはりゾーニング、うちの町の将来で、この地域はこういう方向でやります、この地域は環境守っていきます、景観守っていきますというところの、ある程度ゾーニングを計画していかないと、これとなじんでこないのかなと思っているんです。

というのは、一律で規制しちゃった段階で、先ほどの話じゃないんですけれども、うちのほうも山が荒れてどうにもならないところへ急にチラシが入って太陽光ががんがんできている。なぜかというと、やはり維持できない人が増えてきているんだろうと。これを後継者を育成させるという計画でも進んでいるんでしょうけれども、後継者がいないと。じゃ、もっと山が荒れてきて、鳥獣害被害がもっと拡大するというところの抑制には、この太陽光は私はなっているのかなと感じています。

それと、今、菅総理というか日本は2050年に無炭素化を目指すというふうに掲げたわけでしょうけれども、その一つに今この太陽光というか自然エネルギーをどうしても日本としては使っていかなくちゃならないのかなと。このうちの町の状況の山と田畑をどういうふうに利用していくか。要は耕作が一生懸命やっているところは残していく。放棄されるようなところに関しては、逆に言うとある程度太陽光も含めた形で、確かに環境、雨水の制限は必要だと思います。だからそういうものも含めて、やはりゾーニングしてやる計画を町でつくっていかないと、本当にこの条例が生きてこないんじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　佐藤議員のご意見をいただきました。

やはり、今佐藤議員のお話の中に注目すべきことは、農業の関係にするゾーニングという案が出たということですね。これは今までにあまりないお考えだというふうに思っております。こういうものも参考にしながら進めていかなければならないなというふうには思っております。

やはり、太陽光発電は地球環境を守っていくために非常に重要な自然エネルギーでござい

ますので、今後活用していかなければならない。これは国の方針の一つだというふうに思います。

しかし、これが我が国の、また東吾妻町の自然環境を壊していくと、また美しいふるさとの景観を損ねていくというようなことがあってはならないと思いますので、その点につきましては、町の勧告等も積極的に行っていくことも必要かなというふうに思っております。

ゾーニングにつきましては、私は大きな面積、区域によるゾーニングではなくて、例えば坂上地区の自然の史跡の多い地域、この地域には開発は行ってはならないでしょうというふうなゾーニングは、また新たな考えとしてできるのではないかなというふうに思います。

大きな面積のゾーニング以外に、本当にポイント的なゾーニングというものも、これからは考えていかなければならないと思います。

今後、そういうことも頭に入れながら、町のふるさとの景観と自然環境の保全というものに、しっかり取り組んでいかなければならないと思います。

○議長（須崎幸一君）　11番、佐藤議員。

○１１番（佐藤聡一君）　町長のほうは小さい地域をある程度ゾーニングするというか、指定するような話をしていたんですが、これも前、一般質問させてもらったんですけれども、当町の一番基幹産業何かというと工業もあります商業もありますよ。しかし、今まで農林業はうちの町の一番稼ぎ頭だったわけですね、農業、林業。これを実際として、資源としてうちの町たくさん持っているわけです。ただ、それが維持管理できなくなってきているから、今の状況が発生しているんだろうと思うし、結局まず農業でいえば後継者がいないと、後継者がいないところを今の話で済ませちゃうと結局荒れた田畑、耕作放棄地が広がるだけの話で、そうするとやぶが増え、それが果たして美しい町づくりになるのかと。

今、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、私もそれは非常にまずいというか、どんどん庭先までイノシシが出てくるような環境は、とても住む環境じゃないと思っていますので。まず、そこのところ町としてある程度方針を出して、農業が駄目なら違う方向も提示するような話もありだと思う。

林業もそうです。山が荒れて、ずっと言っているんですけれども、今うちの町でいくとまだ半分くらいがまだ国調が済んでいない。だから持ち主が確定していない部分で、どうしても森林環境譲与税等、あと緑の県民税等、使うについてもかなり縛りが出ちゃっている部分もあるんですけれども、やはり、そういうものを含めて、町である程度うちの町のビジョンというかを示して、それに基づいてどうでしょうかと。これの規制も太陽光が駄目という話

じゃないと言っていますけれども、規制をやる段階でかなりその辺が縛られてくるのかなと。それが悪いことじゃないとは思うんですけれども、それを踏まえて例えばこの地域は太陽光でいきましょうという話でもありだと思っていますので、その辺の考えはいかがですか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　太陽光自体はエネルギー部門で重要な太陽光発電だということでありまして、もうこれを徹底的に排除していくということではございません。

やはり、町の地域の中でバランスの取れた景観を損ねないような、そういった配置にしていただくことが必要かなというふうには思っておるところでございます。

この条例に足りない部分がございますので、今後とも県の農業振興に関する事業、また緑の県民税の森林保全の事業等も組合せながら、この東吾妻町の自然環境、またふるさとの景観というものを守りながら、そして私たちにとって必要なエネルギーというものも活用していく必要があるかと思います。

○議長（須崎幸一君）　11番、佐藤議員。

○１１番（佐藤聡一君）　大枠の話は今の話でぜひ進めていただきたいと思っているんですが、そのほかに３条の２項の中で中高層の10メーターの話が出ています。前からこれは、開発指導要綱の段階からもあったんですが、議案調査していくうちに、この10メーター、15メーター超えれば県のほうの規制で、10メーターから15メーターがうちの町の規制の範囲だよという話を伺いました。県の規制の内容はここにあるんですが、景観条例。ここで県が言っている話は、この町で決めるほど厳しいこと言っていないんですよ。15メーター超えて届出をしてくださいよと。

前、議案調査でも言わせてもらったんですけれども、規制する法律が違うものがあって、そこの地域に対しては違う書類を出す話になってくるんですけれども、県下で一律に県が、この景観条例の下で大規模開発の届出制度ということをうたっているということとこれがリンクしているとすれば、やはりうちの町のこの規制、特に同意書という面がかなり厳しいのかなと。

町、課長のほうの言葉を借りれば、やはり町のほうはある程度規制を、うちの町としてはやっていきたいと。規制と言うのかな。届出の内容をある程度細かくして理解してもらうということだと思うんですけれども、県よりも町のほうが、ある程度具体的に厳しい部分を出していって、これがこの条例の趣旨だという話になれば、これはこれで私としては理解できるんですけれども、ただこれ以上に、この条例で一般の方の権利を縛っちゃうと、やはり難

しい部分が出るのかなと。

この辺は、今までの開発指導要綱、それから今度の条例、それから県のこの大規模の関係も含めて、もう一度、これはこれとして町の姿勢とすれば、どうしても進めたいということで、今の状況で言えば、したいということでしょうが、今後見直しの方向を考えていただけるかどうか。要は見直すかどうかの話も別ですけれども、検討していただけるかどうか。課長どうですか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　この高さ規制の関係でございます。

今、佐藤議員おっしゃったとおり、町のほうの規制対象となるのが10メーターから15メーターまでの範囲が一応規制の対象となります。

高さ規制を行う目的なんですけれども、利害関係者となる近隣住民の日照権等の問題で、紛争や民事トラブル等ならないように、事前に地権者の同意を得るよう条例で規定しております。

また、地権者が所在不明で同意が得られないような場合も当然あろうかと思います。そのようなやむを得ない場合につきましては、努力義務として指示事項に従えば承認も可能となるという内容になっております。

今後につきましては、条例制定後につきましては実際に運用していく中で、佐藤議員ご指摘いただいたとおり、高さ規制等について区域規定等の要件について、必要に応じて検討を行っていきたいと思います。

また、この条例の修正等必要になった場合につきましては、改めて条例改正という形で今後お願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　11番、佐藤議員。

○１１番（佐藤聡一君）　今のお話もよく分かるんですけれども、日照の話が今出ましたけれども、その日照の縛りがない地域に日照の縛りを入れているのがこの条例だという話なんですけれども、その法律根拠がない話になっちゃうんですよね。県のこのやつだと、15メーター超えて日照の話は一切出てきていないんです、届出だけで。なぜかといったら地域によってその縛る規制が違ってくるからだと思っています。

うちの町も、だから一律にそういう話をされちゃっているんですが、やはりその辺をもう少し吟味、今課長のほうが話ししましたが吟味して、ある程度実情に合った、県との整合性も取ってもらって、今後運用してもらえればと思うんですがいかがですか。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（関　和夫君）　この条例の中には、特別日照権についてという文言というのは一切ございません。想定をしているということで、民事トラブルに、近隣住民の皆様が、そういうトラブルに巻き込まれないよう、起こらないような目的で、できるだけ同意をいただいて進めていただきたいという内容でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、この内容につきましても今後、県の景観条例等の整合性、その辺も含めて今後また改めて見直しを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

最初に、議案第６号　東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君）　２番起立、３番起立、４番起立、５番起立、６番起立、７番起立、８番起立、９番起立、10番起立、11番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第７号　東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君）　２番起立、３番起立、４番起立、５番起立、６番起立、７番起立、８番起立、９番起立、10番起立、11番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第４、議案第８号　東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第５、議案第９号　東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第６、議案第１号　令和２年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第７、議案第２号　令和２年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第８、議案第３号　令和２年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第９、議案第４号　令和２年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第10、議案第10号　物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第11、議案第11号　あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　幾つかお尋ねしたいというふうに思います。

平素よりライジングプロモーション株式会社につきましては、町の施設であるあづま温泉桔梗館の運営に対してご尽力いただいているというふうに思っております。今回、指定管理者の候補者ということで指定管理の選定委員会の委員長からも答申ということで出ております。

この契約というか、まずは何回目になるのか、要するに更新ですよね。まずそれをちょっとお教えいただきたいんですけれども。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　３回目の更新だと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　なぜ、このような質問、これから質問をするんですけれども、２回目のときに、今回と同じように公募によらずの選定ということで出てきました。１回目は特例を使って更新するんだという答弁ございましたし、その次からは公募をしていくんだという答弁がありましたけれども、３回目も特例を使っている。この根拠をぜひ教えていただきたい。なぜ、ライジングプロモーションでなければならないのか。公の施設であります。このことについてちょっとご答弁いただけますか。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　ライジングプロモーションにおきましては、この間、５年間の指定管理をお願いしていたわけですが、地域の皆さんと協力しながら地域福祉の向上に貢献いただいたり、また町の事業でございますカラオケ忍者紅白歌合戦等々の事業もございました。それらの事業についても、町とも業者とも協力いただいたりしたことで、当課としましては、引き続きライジングプロモーションにお願いをしたいということで、更新のお願いをいたしたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

そうすると、担当課とすると、ある意味非常に評価が高い、そういう評価であったというふうに解釈いたします。

そうすると、公募による選定というのはどういう状況になったときにされるんですか。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　公募の状況ですが、町からまたこういうふうに施設の運営に対して改善をしてくれというふうなお願いをした際等々に、十分な改善が見られなかった場合には公募になるのかというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　そうすると、誰か問題が生じたときには事前に公募をして様子を見るというような考え方なんですかね。

基本的には、何か問題があったら公募するんではなくて、やはりその公の施設の管理をしていただくわけであります。そういった中で、ある程度年数を切って、何も問題がないにしても公募はすべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　お世話になります。

先ほどの話にも繰り返しにもなりますが、施設30周年の記念の行事を自主的に開催をしてもらったりだとか、また地元の農家からイチゴやリンゴなどを仕入れて売るというふうな地域との貢献もありました。

そういう取組も行っていただいていることに関して、担当課としましてはこのライジングプロモーション更新でいきたいというふうなことで、指定管理選定委員会のほうにはお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　評価が高いというか、当たり前のことなんですよ。当たり前のことをやられているんです、それは。どの業者が受けてもそんなことはやるんです。

町長、お尋ねしたいんですけれども、なぜ公募しないんですかね。公募すると言ったと思うんですけれども。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、あづま温泉桔梗館、ライジングプロモーションさんに指定管理で運営をしていただいておるということでありまして、これまでの実績等も良好であり、また地域の皆様との連携等も密着して行っていただいておるというふうなことから評価をいただいておるものでございまして。こういった実績をこれからも引き続き、この桔梗館の運営に行っていただきたいということで、今回このようなことで、公募をせずに

委員会におかけをして候補者として選定をしたということでございます。

今後も、議員のご意見のように何年か区切って、公募したらいいのではないかというふうなご意見もございますので、そういう点についても今後は十分に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

おっしゃっていることも分かるんですけれども、やはり優秀な、例えば成果を出しているとしても、やはり公の施設でございます。皆様方が常に言うように体裁を整えるというような話をする方もおいでになります。そういった中でも優秀な成果を出していれば公募をしてもまたその業者になる可能性というのは十分高いわけでありますし、やはり問題が起きたら公募にするという余計問題があると思いますよ。

ですから、今町長のご答弁にもございましたけれども、やはり10年を超えたら公募をやはり行う。そしてまた同じ業者が選ばれるなら選ばれるのでいいんだと思いますよ。

そういったようなことを、やはりきちっと、やっぱり約束というか何年か前の本会議で、１回は継続するけれども、次は公募をするというような答弁もございました。ですから、ぜひそういった意味で、いい意味で公募をしていただいて、ある程度競争に、やはり競争を行っていくと。そしてよりよい経営者に経営していただく。そういうふうにぜひ考えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を求めます。

○町長（中澤恒喜君）　ご意見の点は十分理解いたしました。今後も、適正な運営ができるように様々な点で検討し、努力をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

○１０番（竹渕博行君）　いいです。

○議長（須崎幸一君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第12、議案第12号　あがつまふれあい公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　この件についても、同じ質問をさせていただきます。

まず、課長に質問させていただきますけれども、これもう何回目でしょうかね。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　今度の契約で３回目の契約になると思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

ここも、２回目は継続と。特例を使うということで、３回目については公募するという話もございました。なぜＡＣＣでなければならないのか、お答えいただきたい。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　こちらにつきまして、また地元で組織をされました株式会社ＡＣＣでございますが、地元農家等々の連携、直売所ですね。150件を超える農家との連携を結んでございます。また、便益施設の売上を一円でも伸ばすということで新商品の開発なども取り組んでございます。今は冬場で、冬、お客さんが減る中、冬場のイルミネーションの点灯なども行っております。

また、今後ですが、長野原町と一緒に八ッ場ダムを中心に八ッ場地域の開発について、観光振興につきましてＡＣＣにおきましては、町と連携をして吾妻峡周辺地域の振興と東吾妻町の観光振興のために尽力いただけるものと判断をいたしまして、ＡＣＣに更新をお願いしたいということで、指定管理者選定委員会にお願いをいたしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

今回も公募によらずの選定ということで、それなりにご尽力いただいているということは理解はできるものというふうに思います。

さて、審査委員会のほうから収益性のある部門については、なお一層の経営努力をしてほしいというコメントが付されております。多分この件については、直売所の関係というふうに見受けられるんですけれども、当然ながら今回のこの指定管理については、公園、またはそのドッグランだとか、直売所、これの管理についてだというふうに理解をしております。

そういった中、この直売所については、先ほど課長からもありましたけれども、150名からの農家との契約ということで、連携も保っているという話ございました。この直売所についての収益、これについては赤字なのか黒字なのか、お答えいただけますか。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　赤字になっているというふうに思っています。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　赤字ですよね。そうすると、ここの部分についての経営努力をしてほしいというコメント。この経営努力の経営方針、この経営計画、経営努力の計画等はどうなっていますか。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　特に協議をしている中では、お客さんの減少する時期には新しい商品の開発等々を行いながらリピーターを増やすというふうな努力をしているということで、モニタリングでは、より一層新しい商品の開発だとか、あとこの間ですが、酒類の販売等々にも踏み出して、お客さんが寄ったときにいろんなお土産を買っていってもらうような努力、また、食べ物については新しいものを提案をする中で、お客さんを増やす努力をしていくということで、モニタリング等を通じて報告を受けております。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君）　質疑の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

（午前１１時０３分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午前１１時１５分）

○議長（須崎幸一君）　引き続き、質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　課長のほうからご答弁いただいた中で、150件ほどの契約農家さん等々がある。しかしながら直売所については赤字であるということであります。直売所の赤字というのは非常に問題だと私は思いますよ。業者が悪いのか担当課が悪いんだか分かりませんけれどもね。

ちなみに150件ほど契約をされている、これ非常にすばらしいことだと思いますけれども、実際に農家さんから聞くと、あそこは出しても売れないんで契約しているんだけれども出さねえやという声も聞こえてあります。

そういった中で、実際に出している農家さんというのは何件ぐらいあるんですか、150件のうち。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　150件のうち実際出している数については聞いてございません。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　聞いてございませんじゃないんですよ。赤字なんですよ。それはどういう原因なのかというのものはきちんと精査しないくちゃいけない中で、150件の農家さんがやはりきちっと出している。出しているということは売れているということなんですよ。だから多分、150件のうち半数も満たない農家さんしか出していないような気がしておりま

す。

そういった中、細かい部分を言っても仕方ないことかもしれませんけれども、今後これから冬、春にかけて農産物については、当然物がなくなってくる。しかしこういう寒い時期に、農産物以外のもの、加工品だとか、そういったものもやはり売れるような努力、こういったものをしてもらわなくちゃならない。

商品の開発って聞こえはいいですけれども、商品の開発もいいけれども、やっぱり物を売るように努力していただきたい。そのためにはどうしたらいいのかということを、きちっとやはり業者と担当課でご協議いただいて、一層の努力をいただきたいというふうに思います。

そして、また話によりますと、トイレが小さいので観光バス等々が、今年は特別コロナ禍の中で、なかなかそういった機会というのは得られなかったかもしれませんけれども、トイレを大きくするような話がありますけれども、やはりバスが停まったからといって、物が売れるとは限らないんですね。だからそういったことも十分に精査した中で物事を考えていっていてほしいと思います。

議案第11号でもありましたけれども、やはりなぜＡＣＣでなければいけないのか。ほかの業者さんだっていいと思いますよ。基本的には地元の雇用というのはどうやって守るのか。経営者が替わっても雇用は守れるんですよ、考え方的には。

ですから、経営者が、確かに真面目にこつこつとやられているかもしれませんけれども、やはり人が替わらないとなかなか全体的な経営というものは変わってこない。これも言えることだと思います。ＡＣＣが悪いという話ではなくてね。

ですから、少なくとも収益性がある事業と収益が見込めない部分というのがあるわけですから、少なくとも収益が見込めるところについては黒字に持っていっていただきたいし、ドッグランだとか公園の整備、そういったものについては当然収益はないわけですから、これは当然お金が出ていって当たり前の話だと思いますよ。

だけれども、やはり直売所についてはもっともっと努力。努力と言ってもずっとだと思うんですよね。それをどういうふうに改善していくのか。課長に聞いてもしようがないと思いますけれども、どっちにしても、これも桔梗館と同じように、やはり一定の年月ではやはり公募をして業者を一応募る。そういった条件の中で当然今までの職員の雇用もある一定は、やはり守らなきゃいけない。だけれども、皆さんと違って民間ですから、民間企業というのは、申し訳ないけれども、ちょっと言葉は乱暴になりますけれども、役に立たないというか、ちょっと会社にはそぐわない人には辞めていただく。勤めている人も、この会社は、この仕

事は合わないと思えば辞める権利があるんですよ。

ですから、経営者が替わっても基本的には雇用はある程度守れる、こういう条件をつけて公募すればいいわけですから。ぜひそういった意味では、ある程度年数が過ぎればある一定の条件で公募をやっぱりやっていく、そういったことが必要だと思いますけれども、町長一言よろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　まず、竹渕議員が前回の指定のときに、次回は公募するというふうな発言があったということでございますけれども、そのようなことはありませんでした。調べた結果ですが。

ＡＣＣにつきましては、地元の住民の皆様が組織をしている事業体でございまして、またお話にあったような150の農家さんと契約をして直売所に農産物を出していただいているというふうなことでありまして、非常に地域として大事な施設でございますので、今後とも町といたしましても、事業者と互いに協力をしながら業績が上がっていくように努力をしていかなければならないと思っておるところでございます。

非常に地域の皆さんが期待をし、またＡＣＣの役員も忙しいときには駐車場の整理まで出てきてやっているというふうな姿を見ると、やはり地域の力を結集してこれからもやっていくのが必要かなというふうに感じておるところでございます。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　ありがとうございます。

確かに地域の力、そういったものは非常に大事だと思います。しかしながら150件あたり契約をしていて、実際に農産物を出しているのが、じゃ何件なのかということをお尋ねをしたときに担当課の課長が答えられないと、こういう状況であるということはぜひ認識してほしいと思いますよ。

これはやはり実態をきちっと把握した中で、次のやはり戦略を練っていくということが必要だと私は思いますし、町長がおっしゃっていることは十分理解できますし、必要な部分だというふうに理解もできます。

しかし、実態が実態だけに、ぜひより一層のご努力、こういったものをお願いしたいというふうに意見として申し上げて終わります。

○議長（須崎幸一君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第13、議案第13号　すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第14、議案第14号　東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　この件について町長にお伺いをいたします。

この議会中、先週10日に指定管理予定者であります株式会社フォレストより、選定委員会に提案をした内容と同様の対応ができなくなった旨の相談を担当課へ連絡しておるということを聞きました。担当課に確認したところ担当課もそれを受けましたと答えております。

町長はこの事実をご存知でしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、フォレストさんの事情でそうなったのかどうか、ちょっと私もそこら辺ははっきり分かりませんけれども、これにつきましてはフォレストさんが候補者でございますので、当然、町といたしましても候補者として議事を進めているところでございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　このフォレストからご相談があったということなんですよね。これについて、この事実をご存知であったかどうかのイエスかノーかでお答えいただきたいんです。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　その点につきましては担当課のほうに相談があったということは聞いております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　これについて議案調査させていただいた状況を見ますと、株式会社

フォレスト側は、提案した中に農福連携ということをうたっていたそうであります。これは、いわびつ体験農園の大口利用者である福祉施設、そちらの施設のほうから来年度はいわびつ体験農園を使うことができませんという旨の連絡があった。それによって、提案した内容の農福連携が現実味がなくなってしまったということで、担当課のほうにどうしたらよろしいでしょうかという相談をしているわけであります。

問題は、選定委員会に諮っていただいたときは、恐らくこのフォレストさんのほうも自信を持って提案をなさっていたと思うんですね。ただ現状、既にその状況が崩れておりまして、選定委員会で出されたＢ判定というものが、そのまま再び諮問していただいたときに、同じ判定が出るかどうかということが、確約がないわけであります。

このことを考えますと、この案件を再度諮問委員会であります選定委員会のほうに諮るのが本来であるかと思いますけれども、この案件を諮問委員会である選定委員会のほうに諮らないのは一体なぜなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　フォレストさんにつきましては、選定委員会のときに提案をされているところでございまして、農福連携というふうな非常にいい提案をされておりました。議員がおっしゃるのはその前提が崩れているのではないかということでありますけれども、フォレストにつきましては、これから提案にあった農福連携に向けて実際に作業をしてくれます相手を見つけるなら見つけていただいて、いなかったらフォレストが実際直接的に行うというのが筋でありまして、ここで候補者ではないのではないかとか、もう一回委員会にかけろというようなことは当たらないというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　この議会において、12月４日、本会議初日でありますが、このとき指定管理者選定管理委員会にてＢ判定をいただいたということ。これが我々議員としてもこれを表決する際の大変重要な判断材料になるわけであります。

ただ、その前提条件である、そのＢ判定をいただいたときのフォレストさんの状況と、今現在の状況が明らかに変わっているということが、実際起きているわけですね。ということは、選定委員会で出されたそのＢ判定がそのままこの議会の中に持ち込まれること自体がそもそもちょっと間違っているのではないかと思うわけであります。町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては委員会のほうでご審議をいただきまして、フォレ

ストが適当、候補者であるというふうなことでございます。農福連携につきましても、そのような方針でもって、これからフォレストが当然当たっていくべきことでありまして、私どもが今できないんじゃないかとか、そういうことは言えないのでございまして、今後フォレストの努力、実行にかかっているということでございます。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　私もフォレストさんのほうに直接お話を伺っております。今朝の段階で、撤退された福祉施設の代わりの農福連携という形が取れる新たな福祉施設が見つかりましたかということをお聞きしましたら、現状ありませんということです。また、候補に挙がるような施設が見つかる予定はありますかとお聞きしましたら、それも大変厳しいとおっしゃっていました。

ということは、前提条件とされている提案と大幅に内容が食い違ってくるということなんですよ。その点、執行部側から事前にこういう事情があって、この議案についてはこういうことですという説明、状況説明があった上で表決をしていただきたいところがあるんですけれども、その説明もなかったということは議会軽視ということも考えられるわけであります。町長どうお考えになりますか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、今お話にあったフォレストと関係ある福祉団体というんですかね、これのお話を議員が聞いて状況が変わったという話でございます。しかし、フォレストの提案につきましては、非常に農福連携といういい提案でございますので、今後、当然この提案に基づいてフォレストが努力をしていく段階だというふうに捉えております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　何度も言いますけれども、フォレストはその体制が現段階取れていないということなんです。そして、先週10日にその状況、提案したときと状況が変わったので、どうしたらよろしいでしょうかという相談を担当課にしているわけです。その事実が公表されない、また我々議員にも伝えられない、もしくは選定委員会にも伝えられないまま議決を取っていいのだろうかということが大きな疑問であります。

町長にお伺いしますが、この選定委員会が出していただいたＢ判定を根拠にこの議会にこの議案を諮っております。そして、フォレストのほうがその提案した選定委員会に説明した内容のとおりに実行できない可能性があるということで相談をしてきた中にあって、このま

ま選定委員会の当初のＢ判定ということを根拠に、この議案に通すことに対して、選定委員会の委員の皆さんは果たしてご納得されるでしょうか。町長お考えください。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、先ほど申し上げましたように、提案にのっとりフォレストが今後の事業継続について努力をしていく段階でありまして、これが真に行き詰ったときには当然、町に何らかの撤退等の申出があるのかと思います。その時点で新たな候補者を指定すると、公募すると、そういうふうなことになろうかと思いますので、この時点では、井上議員が得た情報でこの候補者を取り下げると云々の話はないのかなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　井上議員。ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

議会運営委員会の皆さんは議長室にお入りください。執行部からも副町長よろしくお願いします。

（午前１１時３７分）

○議長（須崎幸一君）　再開をいたします。

（午後　零時０１分）

○議長（須崎幸一君）　ただいま井上議員より、執行部側の議会軽視ではないかというふうな発言がございましたので、暫時休憩を取り議会運営委員会に私のほうからこのまま続行していいかどうかという、そういった諮問を行いまして、議会運営委員会におきましては、続行、このまま審議を進めてよいというふうな結論が出ましたので、再開をさせていただきます。

３番、井上議員。

その前に、執行部側の担当課長より発言を求めます。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　お世話になります。

井上議員から、いろいろ今お話を出されていますけれども、農林課としてフォレストから次の、今提案をしている中で、次の候補者ですか、農福の福の関係でございますけれども、その方が次の期間は難しいと、できませんということがありましたという報告はありました。

農林課といたしまして、仮に今現在行っている福祉関係者、仮にＡとさせていただきます。Ａさんが無理であれば、次にＢさんなりＣさんなりを探してやってくださいと、そういった探す場合については農林課としても協力なりはしたいと考えています。

それと、井上議員も議案調査で農林課のほうに見えましたけれども、あくまでも農園を管理することが大目的でございます。どうしても、会社としては農福を目指すということでございますけれども、どうしてもそういった福祉関係の方がいなければ直接フォレストが作業をしながら農園を適切に管理していただければいいんじゃないかということでもお話をしてあります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　ここで休憩を取ります。

再開を午後１時といたします。

（午後　零時０３分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

○議長（須崎幸一君）　休憩前に続き質疑を行います。

３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　農林課長にお伺いします。

まず、事実の確認をさせていただきます。

12月の10日、フォレスト側よりいわびつ体験農園の大口利用者である福祉施設が来年使用を断ったのでどうしたらいいでしょうかという相談があった旨、これは間違いないでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　日はちょっと定かではありませんけれども、株式会社フォレストから次期の福祉関係者ができないという連絡はありました。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　そうしますと、やはり選定委員会で提案された内容と現状が、今現在が、フォレストの対応能力が異なっているということを確認するわけですけれども、それに違いないですかね、どう思われますか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　断られたという連絡はありましたけれども、フォレスト、会社とすれば、引き続き農福連携は進めたいと。ですから、提案した提案書ですか、については別に何ら問題はないと思っております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　事実の確認をさせていただきました。

今、議員の皆さんにおかれましては、私がこの質問をしない限りは、当初選定委員会から出されましたこのＢ判定ということを大変厳正に受け止めて判断されるというふうに思うわけであります。

今現在、この選定委員会で、恐らくフォレスト側は自信を持って提案をなされたことが、今現在は自信を持って提案できない状況にあるということであります。これが大きな差異であります。

よって、今現在の状況から鑑みまして、やはりこれはもう一度協議をし直すべきではないかというふうに思うわけであります。協議をして、何ができて何ができないのかということをきちっと、それを記録をちゃんと残していただいて、それをこの議会の判断に、それをもって議会の判断を得るというのが本来ではないかと思うわけであります。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　自信を持って提案されていないのではないかというご質問でございますけれども、私自身の考えでは、フォレストは自信を持って管理をできるんだと。先ほど言いましたように、農福の福の部分でございますけれども、それはあくまでも一つの手段だと考えております。最終的に農林課としてフォレストさんにお願いしたいのは、体験農園

の管理ということをお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　管理をしていただくのにフォレストさんにお任せをするということに関して、それは特に異議はありません。ただ、心配しておるのは、今この議案に上がっておる内容の選定委員会のＢ判定については、非常に有益な提案をなされているわけです。課長のところに相談に来られたときには、その前提条件が崩れ去っているということで、恐らく今フォレスト側は、この計画の実施について、確信を持てない状況でいるというふうに理解をしております。

その中にあって、このまま議決をしてしまえば、提案書どおりの、選定委員会に出されました提案内容について、我々は承認をしたというふうな形が出来上がってしまうのではないかということであります。

もし、それが承認をされてしまえば、フォレストサイドは、これが実現が大変厳しい状況にあるということをご相談してきていただいたにもかかわらず、それを今後実施できなかった場合、民間企業に対して行政が大きな重荷をしょわせてしまうという結果になるんではないかということも十分考えられるわけであります。この点、担当課長はいかがお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　フォレストに重荷をというお話でございますけれども、あくまでもフォレストさんが提案を持って、そういった農福連携を目指したいという考えでございます。結果として、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、事業者がいないと、福のＢさんなりＣさんがいないということになれば、直接フォレストさんが、今も管理をしていただければいいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　井上議員、よろしいですか。

３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　質問はもうここで終えたいと思います。

最後にもう一遍、確認をさせていただきます。

議員各位におかれましては、選定委員会の判定というのを厳正に受け止めて、そして表決をなされます。選定委員会のときに提示された提案内容、そして今現状は、ここに大きく誤

差が生じているということをまず考えていただきまして、議員にとってはなかなか正しい判断がしづらい状況に陥っていると思います。その辺も踏まえて、再度、町長コメントをいただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　コメントといいますか、農林課長がしっかりと説明しておいたように、その方向で、フォレストさんも運営には責任を持って行ってくれると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、私は、基本的に今回の関係について特に問題ないというふうに判断をしているんですけれども、フォレストさんが、福祉をやられている事業所さんに依頼している部分が当然今年もあったんだと思うんですが、その辺の負担率というんですかね、当然ながらフォレストさんが受けているわけでありますけれども、農福連携の中で、年間通してどのぐらいその部分というのがウエートを占めているのか、その辺ちょっとお分かりであれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　フォレストさんから、福祉の分野ということでございますけれども、私、農林課のほうに連絡があったのは、昨年の３月末ですか、今年度、２年度４月１日から11月30日までの間、基本協定書がございますので。その前にフォレストと町と取り交わした基本協定書がございます。その中で一部の業務は第三者に委託してもいいというか、そういう連絡をくださいという条項がありまして、それに基づいてフォレストが３月末に、４月１日から11月30日の間、管理の一部、ほぼ維持管理でございますけれども、その一部を委託したいんだということで届けがありまして農林課、町としてはいいでしょうということで承認をしております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　そうすると、管理をする一部を農福連携という形で作業をしていただいていたというふうに、今解釈いたします。そしてまた新年度からについても、そのような形の取組をしていきたいんだという計画が当然出ているんだと思うんですが、新年度とい

うか来年の春から３年間ですね、そういった中で今年までやられてきておった福祉の事業者さんについては、ちょっと来年からはできないよという連絡があったんだということの解釈でよろしいですか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　議員おっしゃるように11月末の契約が切れたと。その後、フォレストから次の業者さんというか、今までお願いした方がちょっとできないということの連絡を受けた。当然、次も同じようなどこかに、先ほどもお答えしましたけれども、Ａという会社じゃなくてＢなりもしくはＣなり、そういう会社を探す、協力なりは、また農林課としてもしますよというようなお話はさせていただきました。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員。

○１０番（竹渕博行君）　そうなんだと思います。

そういった中で農福連携というのは非常にいいことですし、かといって年間通して期間を限定しているものでもないというふうに判断をされます。そういった中では、農福連携の部分が年間通して、例えば１週間であろうと３日であろうと、農福連携というものができれば非常にいいことですし、またそれに対してできない部分についてはフォレストがきちっと責任を持って手当てしていく、これは当たり前の話ですよね。

そういった中では、ぜひそう言った意味ではフォレストさんにご努力いただいて、せっかく継続してやっていただけるわけでありますから、お願いしたいというふうに思います。

ちょっと関連でありますけれども、基本的にこの体験農園というもの自体が、事業そのものがもう完結したというか、事業そのもの自体が何というんだろうな、もう終結したというか、なかなか体験をされるような方々が農地を借りて、やはりあそこを借りて、要するに作物を作るような、要するにもう時代背景ではなくなってきてしまったということは十分考えられます。

そういった中では、今後３年間の中で、この体験農園そのものをどうするかということも、ぜひ考えていっていただきたいなと。これは私の意見です。ちょっと話はずれるかもしれませんけれどもね。これは意見として捉えていただきたいというふうに思います。

農福連携というものが、例えば、いわびつ体験農園の管理の部分で大半を占めるんだというのであれば非常に問題かなというふうに思うんですけれども、一部という課長の説明もございました。そういった中で、その部分をどういうふうに今後フォローしていくのか。当然、

Ａという会社が受けられないのであればＢ、Ｃということでご努力いただきたいし、仮にそういったところが得られない場合には、当然フォレストさん自体で頑張っていただきたい。頑張っていっていただくしかないということだと思いますので、そういうふうに私は解釈をしているんですけれども、課長、そういうことでよろしいですか。

○議長（須崎幸一君）　農林課長。

○農林課長（飯塚順一君）　何回かお答えしましたけれども、あくまでも一部の管理を福祉関係の方で、仮にＡという事業者ですか、がいなければ違うＢなりＣなり。そういった探す協力等々は今後もしていきたいと思っています。また、どうしてもそういった目標を掲げた中で、どうしてもそういった事業者がいなければ当然フォレストさんに、体験農園ですから、あくまで農園の管理ということで、きちんと管理していただくよう努力をしてもらいたいと考えています。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

井上議員。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

○３番（井上日出来君）　反対討論です。

○議長（須崎幸一君）　賛成討論の方はおられませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　それでは、３番、井上議員。

反対討論をお願いします。自席でお願いいたします。

○３番（井上日出来君）　私は、先ほどの質疑の内容から、議案第14号に反対をいたします。

この議案は、本来であれば一旦撤回していただき、当該施設の指定管理者を公募すべきであると考えます。

もし、公募により募集がないということであれば、株式会社フォレストと、何ができて何

ができないのかという明確な内容を協議し、その資料をこの議会に提示をしていただいた上で、再度議会に諮るべきであると考えます。

以上であります。

○議長（須崎幸一君）　賛成討論の方おられますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　反対討論の方おられますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君）　２番起立、４番起立、６番起立、７番起立、８番起立、９番起立、10番起立、11番起立、12番起立、13番起立、14番起立、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君）　日程15、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情４号　河川からの越水被害に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る12月４日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

自席にてお願いいたします。

○総務建設常任委員長（重野能之君）　それでは、本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました陳情４号に関する審査報告を申し上げます。

去る12月８日原町地内にありますサンワ株式会社群馬工場において、委員会として現地調査を実施しました。当日、建設課長にお世話になりまして現地にもご同行いただき、またサンワ株式会社群馬工場工場長の原様、生産技術部長の蟻川様から説明を受けました。

当委員会としましては、沢側からの越水対策の必要性と技術的に対策の実現可能性などを

考慮し、全会一致で採択することと決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

陳情６号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月４日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

自席にてお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君）　12月４日、本会議において文教厚生常任委員会に付託されました陳情６号について審査報告を行います。

群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、石関貞夫様より提出されました、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、８日の文教厚生常任委員会において、群馬県医療労働組合連合会書記長、古川真由美氏にお越しいただき説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療現場は感染症病床、集中治療室などの施設及び医師、看護師、介護職員、メディカルスタッフなど、人員が大幅に不足していること、今後も新たな感染症の出現もあり得ることなどを話されました。

現在の感染状況や経済活動への影響、新たな感染症や自然災害等を考えると、医療・介護・福祉の充実は必要なことであるなどの議論がありました。

採決の結果、賛成多数で本件は採択すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいいただけますよう申し上げます。

○議長（須崎幸一君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

請願４号　県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書を議題といたします。

本件については、去る12月４日、文教厚生常任委員会に、その審査を委託してあります。

文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

陳情５号　父母による子どもの共同養育に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る12月４日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。

文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎発委第１号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第16、発委第１号　意見書の提出について（安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書）を行います。

提出者は趣旨説明をお願いします。

自席にて、文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君）　それでは、発委１号　意見書の提出について申し上げます。

地方自治法第99条の規定により、意見書（安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書）を関係行政庁に提出するものです。

この件につきましては、陳情６号の審査結果で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症による影響は、経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼしており、感染爆発による医療崩壊の危機が叫ばれております。

国民を守り、新たなウイルス感染拡大や自然災害などの際に、経済活動への影響を最小限に抑えるため、今後の公衆衛生施策の拡充のため、文教厚生常任委員会では、本意見書を提出すべきと決しました。

本会議におかれましても、お手元の意見書の提出につきましてご賛同いただけますようお

願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君）　日程第17、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

自席にてお願いをいたします。

○総務建設常任委員長（重野能之君）　それでは、総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月７日、８日と委員会を開催しました。

委員会におきましては、委員から活発な質疑や意見が出され、また、町長、副町長はじめ、各担当課長から丁寧な答弁をしていただきました。委員会の中では、坂上地区で始まる新た

なバス輸送サービス、デマンドバス運行について、より住民ニーズに応える運用を求める意見、また、町からも利便性の高い運用を一層目指すべく、努力していくとの答弁がありました。また、今後の指定管理の公募の必要性、さらにデジタル化への取組とセキュリティー、働き方改革などについて議論、意見、質疑がありました。

また、12月８日には、陳情４号に関し、サンワ株式会社群馬工場にて現地調査を実施しました。コロナ禍で視察など制約もありますが、今後も会期中などの時間を有効活用し、委員会活動を行っていきたいと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君）　文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

自席にて報告願います。

12番、根津議員。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君）　それでは、第３会定例会閉会以降の文教厚生常任委員会の閉会中審査について報告いたします。

10月28日に地域救急医療に関する調査・研究として、吾妻広域消防本部の救急業務の視察及び原町赤十字病院に関する調査を行いました。

広域消防本部視察においては、一昨年の防災ヘリ墜落事故の犠牲者に対して１分間の黙禱の後、救急業務について聞き取り調査を行い、その後、構内及び機器等の視察を行いました。

原町赤十字病院に関しては、あらかじめの質問送付に関して文書回答をいただきました。本年４月より、救急科医１名が配置されたことにより救急受入率は100％近くに向上した。このことにより上半期救急科収入は2,000万円を超える収入となり、病院経営の改善につながった。

西吾妻福祉病院との連携が強化され、消防に対して統一した教育を行っており、さらに活動の検証や研修を調整中である。

現状の救急医１名体制は活動に限度があり、前橋日赤や群大からの積極的支援及び２名体制への増強を望んでいること。看護師や他のメディカルスタッフについても不足しているとのことです。

新型コロナウイルス感染症に関して軽症、中症等の患者４名までを受け入れる体制であること。ＰＣＲ検査は１日に10名までが限度であることなどが回答としてありました。

感染症対応により人員配置への苦慮、職員の疲弊、資金繰りの不安などが増大している中、

国からの支援獲得に努力し、体制強化により地域に対し質の高い医療提供に努めていきたいということです。

この調査において、４月以降、地域の救急医療に一定の進化があったこと、郡内医療機関と消防の連携が進み始めていることが確認されました。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　議会運営委員会。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤聡一君）　それでは、議会運営の委員会報告をいたします。

去る、10月26日及び11月16日開催の議会運営委員会の中で、議会のユーチューブ（映像配信）について協議いたしました。

まず、10月26日には９月議会の全員協議会委員会協議で了解をもらった内容や、中之条町の資料等を基に協議を行いました。

基本的にはこの事業を進めるということで100万円を予算要求しようということになりました。また、カメラ位置については結論が出ませんでした。

11月16日には、この事業を進めるための規程の素案を委員長が提出。これを基に協議し、内容を詰め、その後、議長、事務局で文言等の検討、また12月10日の議員全員協議会の意見も踏まえ、まとめた規程案を時期が来たら告示することになりました。

この配信によりコロナ禍で傍聴に来られない方や、時間差はありますが議会の状況を見てもらい議会活動を町民の方に理解してもらうことにも貢献できると思われます。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君）　行財政改革特別委員会。

行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君）　行財政改革特別委員会の報告をいたします。

休会中の調査で11月17日に事前に協議した町有施設の現地視察を行いました。

各課説明員の協力を得て２台の公用車に分乗し、９時から２時半まで９か所を現地調査を11月17日にしました。

温川キャンプ場、あづま森林キャンプ場は美しく手入れされ、管理されている地元の方のご苦労が感じられました。昭和58年から平成の初めにつくられた目的は、町民のレクリエーション、親睦と、その後、子供が遊べる池やバンガロー、つり橋、テニスコート、シャワートイレ、50人入れるロッジなどが整備されていました。

委員からは、時代を経て、当初の目的以外にも交流人口のため、もっと活用できるのではないか。また、コロナ禍の中、自然の中で過ごす価値が高まっているので、町の誇れる財産として光を当て考慮してほしいとの意見がありました。

次に、坂上交通拠点、ビジタートイレを経て、ひがしあがつま地域活動センターを訪れました。利用者さんの仕事のおまんじゅうの箱づくりはすごい速さで仕上げびっくりしました。利用者が少ないことと建物の老朽化が課題となりました。

次に、不動の湯源泉では、湯をくみ上げていただき、36度の温度を確認、二度のサウンディング調査を経て、町は廃止の方向ということで現地を見て確認できました。

旧上下水道課庁舎は立派な木造の建物で、まちづくり推進課で物品の収納庫とふるさと祭りや町民のために使うということで確認ができました。

旧広域消防本部は改築を経て、各地に置いてある書類を収蔵するとのこと。建物の裏の広さも活用できればという意見が出ました。

以上、９か所の現地へ出向き、時代を経て使い方を考えていくべきと思うと同時に、改めて町の財産として考察してもらいたいとの思いを抱きました。

本定例会の調査では、ファシリティマネジメント、個別施設計画の工程表を示され町有施設の借地一覧表を示していただき、主に町営住宅について議論しました。47年たっている住宅に対し、借地が多く返還、集約を進めることが課題としました。

今後、公共施設は長期にわたり使用するので、購入する方向と執行部は示されました。

公共交通に関することについては、住民の使い勝手がよいようにとの意見が出て、またの報告を求めました。

以上、特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君）　八ッ場ダム及び地域開発特別委員会。

八ッ場ダム及び地域開発特別委員長。

○八ッ場ダム及び地域開発特別委員長（里見武男君）　八ッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告を行います。

当委員会では、去る10月12日に、完成間近の大柏木川原湯トンネルと吾妻郡で計画されている焼却施設の骨材プラントヤード跡地の現地視察を行いました。

川原湯側坑口より侵入し、全長3,005メーターのトンネル内は舗装工事が完了し、非常用設備と照明設備工事の仕上げ工事がところどころで行われておりました。県事業の説明では時速40キロで、約５分程度の走行時間であります。トンネルが開通することにより、高崎駅

から川原湯温泉駅の所要時間は２時間から１時間30分になり、30分短縮されます。また、ダム周辺における住民の利便性の向上や観光振興に大いに役立つものと感じます。年末までには完成、開通する予定とのことでした。

次に、骨材プラントヤード跡地を視察し、広大な敷地を見て、焼却施設の計画が早く実現するよう願い、視察を終了しました。

次に、定例会中の12月９日に特別委員会を開催し、県・町より事業の進捗状況の説明がありました。

県からは、大柏木川原湯トンネルの開通式典が12月18日の10時より行われ、14時に供用開始との報告がありました。

ダム関連では今現在ダムの貯水率は97.8％でほぼ満水状態であります。ダム天端の右岸の管理用通路やダム下の減勢工橋梁が今年度末に完成との報告がありました。

町からは旧145号の張り出し歩道の撤去、補修工事が順調に進んでいること、道の駅あがつま峡の遊歩道の舗装工事が完成したとの報告がありました。

道の駅あがつま峡の利用状況については、天狗の湯、直売所ともに昨年同期と比べると新型コロナウイルスの影響により大幅に利用者が減少したとの報告です。

また、レールバイクアガッタンの利用状況については、７月から11月までに延べ2,925名の利用者があり、盛況であったとの報告を受けました。12月20日までの営業をする予定であります。

上信自動車道関連では、各区間の状況説明があり、台風19号で受けた被害における防災対策の見直しや業務内容の見直し、軟弱地盤等の発見、詳細設計での問題点等で各区間とも約２年程度の工期遅れが生じるとの報告がありました。

以上で、八ッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君）　議会広報特別委員会。

議会広報特別委員長。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君）　去る11月19日、20日と２日間にわたりまして議会広報研修会が行われましたが、我が町につきましては、11月20日に広報委員７名と事務局で参加をしてまいりました。講師につきましては、議会広報サポーターをしていらっしゃる芳野政明先生にお願いをして、お話をお伺いしてまいりました。

その中で、議会の見える化、住民との信頼を築くことは、議会広報の基本であるというお話から始まりまして、あくまでも主人公は読者、町民であると。そのニーズの把握が大切で

ある。また、読者におかれましては、知らないと遅れるであるとか、読まないとまずいというような読者心理に応えるような記事づくりをしなければいけない。読みたくなる紙面づくりに力を注ぎなさいというようなお話をいただきました。

どんなにすばらしい議会活動も、それを住民が知らなければ評価はなきに等しいということで、広報の重要さを訴えていらっしゃいました。そんな中で、多くの町民の登場を心がけ、また年間の議会の流れと制作サイクルを意識した編集を心がけるべきであるというようなお話をいただきました。

いずれにいたしましても、今回の研修は大変分かりやすい講師の先生のお話をいただき、広報委員全員が理解をできたんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、広報委員全員で、町民全員が読んでいただける紙面づくりに努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

広報委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君）　以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君）　日程第18、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君）　日程第19、町政一般質問を行います。

◇　小　林　光　一　君

○議長（須崎幸一君）　最初に、８番、小林光一議員。

自席にて一般質問を行ってください。

８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　それでは、議長の許可を得ましたので、自席にて通告書に従いまして、ＳＤＧｓ推進における我が町の取組について一般質問をさせていただきます。

我々、人類が生存するためには、生きるための食糧、活動するためのエネルギー、生活すするための環境が必要不可欠であります。これまでは化石燃料や原子力、水力などの資源を用いて、地球環境への負荷をあまり考えずに食料の生産や日常の活動をしてきました。しかし、今後、テクノロジーが発達して生活がどんなに便利になっても、有限な資源を用いている限り地球がもたなくなり、持続性を維持することができません。

近年、先進国である日本でも貧困による格差の拡大、地球温暖化ガスの気候変動による豪雨・台風災害なども年ごとに深刻化しており、このままでは美しい地球や豊かな社会を将来の世代につないでいけないのではないかという強い危機感が生まれております。

これらの危機感を払拭するためには、再生可能な自然エネルギーを用いて、しかも環境に負荷を与えないようにして、人々が将来にわたって持続可能な豊かな生活ができるようにしなくてはなりません。このために設定されたのがＳＤＧｓであります。

ＳＤＧｓは今から５年前の2015年９月の国連サミットで採択され、国連加盟国193か国が2016年から15年後の2030年に達成するために掲げた目標でございます。

ＳＤＧｓという言葉はサスティナブル・デベロップメント・ゴールズということで、持続可能な開発目標と訳されます。

その目標は、前述のように再生可能な資源のみを利用して環境に配慮しながら開発をしましょうということでございます。

ＳＤＧｓの17目標は、大きく社会・経済・環境の３分野と各分野と横断的に関わる枠組みに分けられます。

今回はＳＤＧｓの全般的な質問に加え、続いて社会・経済・環境の３分野の中で、社会分

野に絞り、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、水・衛生、エネルギーの各項目について、町行政の視点から質問させていただきます。

経済、環境については、時間の関係から別の機会に譲りたいと思います。

ＳＤＧｓの全般的な質問として、以下の２点について町長の見解をお伺いします。

１点目、我が町において、ＳＤＧｓをどのように認識されているか。

２点目、ＳＤＧｓは我が町の第２期の総合戦略に位置づけられておりますが、ＳＤＧｓ推進に我が町は具体的にどのように取り組んでいくのか。

次に、社会分野の７項目について質問させていただきます。

「貧困をなくそう」では、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせることを課題としています。町では貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で、全ての町民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援が求められております。町長のお考えをお伺いいたします。

「飢餓をゼロに」では、飢餓を終わらせ、食料安全保障並びに栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進することを課題としています。食料は生存のためには欠かせませんが、群馬県では農業従事者が５年前に比べて26％減少しているということです。また、従事者の平均年齢は67.5歳で、担い手の減少と高齢化が浮き彫りになっております。食料安全保障や持続的な農業の促進の観点から、町長はどのように取り組むかお伺いいたします。

「すべての人に健康と福祉を」では、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することを課題としております。健康と福祉を向上するためには、医師不足・医療従事者不足の改善も必要であります。コロナ禍の現在、一層深刻でございます。町長は医師や医療従事者の不足にどう取り組むかお伺いいたします。

「質の高い教育をみんなに」では、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを課題としております。学校教育では達成度は世界に比べて高いと思われますが、当町では学校教育におけるＳＤＧｓ推進にどう取り組むかお伺いいたします。

「ジェンダー平等を実現しよう」では、ジェンダー平等を達成し、全ての女性並びに女児の能力強化を行うことを課題としております。

ジェンダー平等については多くの課題が残されていると思いますが、どう取り組むかお伺いいたします。

「安全な水とトイレを世界中に」では、全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な

管理を確保することを課題としています。当町における水の供給は水道事業並びに簡易水道事業などによって提供されておりますが、我が町の現状と今後の取組について町長にお伺いいたします。

「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」では、全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保することを課題としています。町の公共建築物に対して率先して省エネルギーや再生可能エネルギー利用を推進することは町の大きな役割と考えます。どう取り組むかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

１点目のＳＤＧｓをどのように認識しているかについてでございます。

私もここにつけておるのがＳＤＧｓのバッジであります。髙橋議員もつけていますけれども、特に私のは木製のバッジでありますので、そこら辺がちょっとね、ＰＲしたい点でございます。

ＳＤＧｓは先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標が設定をされ、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととされております。

国におきましては、まち、ひと、しごと創生基本方針2019では、地方創生を一層促進するためには、ＳＤＧｓとの一体的な推進が重要と位置づけられました。町といたしましても、地方創生を推進する上で、ＳＤＧｓは町づくりの様々な施策と関連性があると認識しており、これを踏まえた取組を推進することで、町が目指している住民が誇りを持って暮らし続けられるまちづくりを実現したいと考えております。

２点目のＳＤＧｓ推進にどう取り組むかについてでございますが、第２期総合戦略の中でＳＤＧｓを踏まえた取組の推進として、総合戦略の各施策との関連性を整理しております。地方創生は中長期を見通した持続可能な町づくりに継続的に取り組むことが重要でありますので、今後、施策を取り組むに当たっては、ＳＤＧｓの視点を踏まえて推進してまいりたいと考えております。

３点目の貧困で生活に苦しむ人々に対する支援策についてでございますが、生活困窮者に対しましては、自立相談や就労支援、緊急的に生活資金を貸し付ける事業などがございます。

独り暮らし高齢者の増加や、コロナ禍による雇用状況の悪化などで、潜在的な生活困窮者は増加傾向にございます。支援が必要な対象者を早期に発見し、必要な支援が受けられるよう努めてまいります。

４点目の食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業の促進についてでございますが、農業は食料を供給するという重要な役割があり、ＳＤＧｓの目標である飢餓をゼロにの実現には欠かせない産業と認識しております。

町としましては、中山間地域等直接支払い事業や多面的機能支払い交付金事業、また担い手農家への農用地集積の推進など、各事業を引き続き行うことでＳＤＧｓの目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

５点目のすべての人に健康と福祉をについてでございますが、医師や医療従事者の確保対策として、中之条病院、吾妻准看護学校、原町赤十字病院に毎年補助金を交付しております。原町赤十字病院に対しましては、令和２年度から医師確保対策補助金を追加し、今年度より救急医が１名増員され、救急受容率が前年度と比較して１割ほど増加しております。今後も地域医療の充実を図り、町民の健康を守っていきたいと考えております。

６点目の質の高い教育をみんなにについてでございますが、ＳＤＧｓにおきましては質の高い教育を通じて、世界が抱える数多くの課題を解決することを目指しております。ＳＤＧｓの誰も置き去りにしないとの基本理念は、町の学校教育における基本理念とも一致いたしております。教職員と子供や保護者が深い信頼関係を築きながら、誰もが安心して登校できる学校をつくり、主体的、対話的で、深い学びの実現に向け、子供の誰もが学びの主体者となって学ぶ体験、対話の活動の中で主体的に学ぶ学びの体験、深い学びにたどり着く学びの体験を通じて、子供の誰もが、みんなと学ぶことの真の楽しさ、価値、重要さを、心的、知的に体得・体感できる学校教育を推進してまいります。

７点目のジェンダー平等を実現しようについてでございますが、ジェンダーの平等につきましては、日本でも大きな課題となっており、重要な目標の一つであると認識しております。町では、総合戦略の基本目標に若い世代の結婚・出産、子育ての支援を掲げ、ジェンダー平等の実現と関連づけて、各施策の取組を推進しております。

８点目の当町における水道事業、簡易水道事業などの現状と今後の取組についてでございますが、水の供給につきましては、町営の上水道、簡易水道、組合営の簡易水道、小水道、個人管理の自家水道で町全体を賄っております。水道事業を取り巻く環境は、大きく変化しており、拡張の時代から維持管理の時代となっております。今後も安全・安心な水を安定的

に供給することが水道事業者の使命と捉え、これまで築き上げてきた水道事業を確実に次世代に引き継がなければならないと考えております。

９点目の公共施設に対する省エネ、再エネの利用推進についてでございますが、令和元年度から２年度にかけまして、役場庁舎、コンベンションホール、町民体育館、東吾妻中学校に太陽光発電システムやＬＥＤ照明器具などを設置して、災害時の避難所としての機能強化だけでなく、平常時のCO_2の排出量削減や省エネルギーとの両立を図っております。また、学校やこども園などの施設におきましても、太陽光発電設備や省エネエアコンを設置したほか、ＬＥＤ照明への交換などを進めております。役場庁用車につきましても、ハイブリッドカーの導入を進めているほか、役場庁舎とあがつまふれあい公園には、充電設備を設置し、電動車両の普及にも寄与しております。さらには箱島地区にクリーンな再生可能エネルギーでございます小水力発電所を開設し稼働しているところでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　ここで休憩を取りたいと思います。

再開を２時10分といたします。

（午後　２時００分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午後　２時１０分）

○議長（須崎幸一君）　休憩前に続きまして、町政一般質問を行います。

８番、小林議員、再質問ありますか。

８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　町長、ご答弁誠にありがとうございました。

ＳＤＧｓに対する認識や取組につきましてはお伺いいたしました。

このＳＤＧｓの目標を達成するためには、町民が個人単位で当事者意識を持って活動を継続することは極めて重要と考えております。

そのためには、様々な媒体を使って町民に知っていただくということは極めて重要だと思いますので、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　小林議員のおっしゃるとおりでございまして、ＳＤＧｓにつきましては山本知事も大変力を入れております。町民の皆様にも、このＳＤＧｓにご認識をいただくように、広報なり町の媒体も使いましてＰＲしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　ぜひ、町民に広く知っていただくということが極めてこれが成功するかというのが重要ですので、よろしくお願いいたします。

貧困をなくそうでは、地球規模ではまだまだ貧困問題というのは大きな問題でございます。世界の人口の中、７億4,000万人ぐらいが１日に210円の非常に僅かな収入で生活しているということで、これは世界人口の約10％、これが貧困にあえいでいるということになります。

各国が様々な取組を行ってきておりますけれども、そういう意味で徐々には改善してきているんだと思いますけれども、貧困撲滅までの道のりはまだまだ遠く、今後さらなる取組が必要であるのではないかと思います。

一方で、日本では貧困が比較的少ないと、こう言われておりますけれども、最近では子供の貧困問題というのが非常に問題になっております。日本における子供の貧困率は７人に１人と、こう言われております。最近コロナ禍が起こりましたので、これが６人に１人というようなことも言われております。非常に経済的に困難な状況にあります。我が町の現状、それとどう解決していくか、町長にお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　子供の貧困についてでございますけれども、全国的にひとり親家庭というものが増えておりますので、子供の貧困が最近非常に目立っておるというところでございます。子ども食堂というようなものが各地で行われておるというふうなところでございまして、それにつきましても、今後、支援団体等の協力を得ながら、町に１か所程度あればいいなというふうに思っておるところでございます。

また特に、町の今までの支援事業でございます生涯支援年表、これに揺り籠から墓場までの支援事業が一覧表で載っておりますので、こういうものを利用していただいて、そして、子供たちの支援等を行ってまいりますので、この点に認識を広くしていただいて、また使っていただければというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　我が町でも、やっぱり貧困、ひとり親ということで、貧困家庭があるということだと思いますけれども、きめ細かい定期ケアをぜひお願いしたいと思います。

この、子供の貧困というのは、将来的には教育格差、さらには所得格差、そういうものも生み出します。ひいては社会全体の損失にもつながりますので、ぜひさらなる対策をお願いしたいと思います。

次に、飢餓をゼロにというところの部分ですけれども、現在、食料安全という安全保障でしょうか。これは極めて重要と考えております。それはなぜかというと、世界的には人口が急激に増加している、さらには突発的な紛争も起こっている、さらには異常気象、そういった観点から極めて重要なわけですけれども、担い手の育成、さらには農地集約をさらに進めまして、生産基盤を強化した上で、人工知能ＡＩでしょうかね、さらには情報通信技術ＩＣＴ、そういうものを活用して生産を向上させるために、設備の導入支援を進めるべきだと私は思っております。

この取組によりまして、安定して持続した生産、収穫が行える持続的な農業というものが実現可能となると思います。これ今、私の考えをちょっと述べましたけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　農業関係の技術の進展への支援等でございますけれども、これにつきましては、国の農業政策の中で、かなりの事業が展開をされているというふうに考えております。そういうものを町といたしましてもＰＲしながら、また農協さんと、連携を取りながらこれを進めてまいりたいと思います。

また、町独自でこの町の特色としてできるような事業があれば考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　分かりました。

それでですね、次の全ての人に健康と福祉ということですけれども、当町においては非常に医師不足というのが深刻な問題になっているわけです。町でもいろいろと補助されているということなんですけれども、やっぱり地道な政策を進めて、やっぱり医師をなるべく確保していただいて、町民のためにぜひ努力をいただければと思います。

次の、質の高い教育をみんなにということでございます。

これにつきましては、いろいろと取り組んでいくということを答弁されました。ぜひ、そういう方向で進めていただければいいのかなと、こう思っております。

続きまして、ジェンダー平等を実現しようということなんですけれども、自治体行政や社会システムにジェンダー平等というのを完成させるためには、なるべく行政職員、さらには審議会の委員等に女性の割合を増やしていただくということが重要かと思います。

そこでまずお尋ねしますけれども、この行政職員、何割が女性であるか。また例えば審議会委員がどのぐらいいるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　はっきりと何％というふうなことは、ちょっと分かりませんけれども、最近につきましては、女性の職員が増加をしている傾向にございます。今後もこういった状況で、女性職員を増やしていければというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　まだ、とはいいながらも、行政職員の方、女性、極めて少ないような感じも受けます。そういうことで、ぜひ、まずジェンダーの平等にするというのは、やっぱり男女が同数ぐらいでされるのがいいのかなと思いますので、それに進んで進めていただきたいなと思います。

私のことで申し訳ないんですけれども、ちょっと向こうに、アメリカのほうにいたときに、やっぱり黒人と白人の比率が違って、教職員がやっぱり白人が圧倒的に多かったんですね。そういうことで、このジェンダー平等を実現しようということで、当時何人かの黒人の人が教授として招かれたこともあるので、そのような努力もアメリカなんかではされておりますので、ぜひ女性の職員、また審議会も同じですけれどもね、ぜひ進めていただければなと思います。

ぜひ、あと10年しか、この目的が達成されるというのが10年しかないので、少しずつでもいいですから進めていただければありがたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　議員のご意見でございますけれども、役場といたしましても、特にこども園とか、保育所とか、そういうものは圧倒的に女性が多い職場でございまして、また保健センター等も女性が多くなっております。女性職員を採用しやすい部門というのがございますので、その点はさらに進めてまいりたいと思っているところでございます。今後も、女性職員、やはり見ておりまして、男性職員より優れている職員も見受けられますので、増や

していく方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　ぜひ、職員の方、我々議員についても同じことが言えるんだろうと思います。ですから、我々も努力はしなくちゃいけないことは事実ですけれども、ぜひ、職員を増やしていただいて、やっぱり女性の立場から行政をやっていただくと、きめ細やかな行政が行えると私は思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

夫婦別姓というのがございますね。それで、これについてはいろいろと意見がございます。慎重派の人も、推進派の人もおります。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね。私は別に、夫婦で同じ苗字、あるいは別々の苗字、どちらでも差し支えないんではないかなというふうに思っております。社会は当然、それは認めているかと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　と申しますと、やっぱり選択的夫婦別姓というんでしょうかね、その中間的なところ、そういうことなんだろうと思います。私もそういうような意見を持っておりまして、そういう方向では進めていければいいのかなとは思います。途中で名前が変わってしまうというのは、我々の世界だと非常に混乱を来すことがございます。

やっぱり論文をこういうふうに書くときに、やっぱり名前が途中で変わったら、同じ人なのか、違う人なのかというのは、外人は分からないですね。

そういうことで、ぜひ、最近ではですから両方の名前を書くようにしているんですけれども、ぜひそういう方向で、やっぱり選択的夫婦別姓という形が私はいいのかと思いますので、町長も同じような考えだと思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に、安全な水とトイレを世界中にということでございますけれども、安全で清潔な水の供給というのは自治体の行政サービスの一環で提供されていると、こう思っております。

しかし、先ほど町長もありましたけれども、いろいろ山間部で町で管理していない簡易水道組合、さらには小水道組合、個人の方というのが非常に多いと思います、山間部では。そうしますと、やっぱり高齢化とか、さらには財政難によって維持管理が難しくなってくるということも起こり得るわけです。その場合、町ではどのように対処していただけるか、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　人間が生活する中で、水はなくてはならないものでありまして、これから各地域で管理をする水道等が、非常に管理が問題になってきているというところでございます。町といたしましても、水の管理がしっかりとできるように、様々な手を尽くして行ってまいりたいと思います。それが町の最低限の努めであるというふうに思っておるところでございます。

各地区の特性とか、そういうものもございますので、そういうものも判断しながら、上水道でいくのか、地域の簡易水道でいくのか、そういうものも町でしっかり管理継続できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　町長が今、水の供給というのは町の責務であるということを言っていただきまして、大変心強いお言葉でございます。

ですけれども、前回の定例会でも組合員の高齢化のために町で管理している簡易水道組合に加入したいというような陳情がございました。これについて町長は、町の水の供給というのは責務であるということですので、今後、このような場合には、ちゃんとして対応していただけるんだろうと思いますけれども、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　申し上げましたとおりであります。

町の、町民の皆様の生活に必要な水の管理につきましては、町といたしまして最大限努力してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　もう少し心強い、何というんですか、一般的な答弁のような感じがしてならないんですけれども、やっぱり、水というのは非常に大事で、やっぱりその町で管理している水道組合に入りたいというような場合では、やっぱりそういう方向でしていただくということで、ぜひお願いできればと思います。

次に、浄化槽の整備推進事業について、ちょっとお尋ねさせていただきます。

我が町の汚水処理人口普及率というんでしょうか、それが74.08％ということを、この定例会の中でちょっと勉強させていただきました。なるべくこれを10年間に100％に近づけるように努力されるとは思いますけれども、今後の取組について少しお伺いしたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　東吾妻町につきましては、経費的な問題もありますし、町の地形的な

問題もございますので、浄化槽の推進を行っておるところでございまして、今後もこの浄化槽を中心に進めてまいりたいと思います。

国・県の事業、それから町の単独の事業等も含めながら、町民の皆様に導入が容易にできるように進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　次に、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにということなんですけれども、町の省エネルギー、または再生可能エネルギーの利用については先ほど答弁いただきました。その一方で、住民が再エネするとか、さらには省エネをするというときに、いろんな支援することも町の大きな役割だと思うんですね。

現在、国外に依存している化石燃料、これを主に用いているわけですけれども、これを我が町の地内で調達できるようにすることで、地域内の経済循環でしょうかね、そういうものを創出するとともに、低炭素社会でしょうかね、そういうものを実現することができると思います。

そういうことで、まきというのは非常に有効であると思いますけれども、町内の公共施設、さらには小規模の飲食店などの事務所、そういうところから一般家庭ですね、例えばまきストーブ、まきボイラー、そういうものを積極的に導入をしますと、再生可能エネルギーの転換を図ることができると思うんですね。

そういうことで、この一般家庭への支援について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　最近、町の状況を見てみますと、家庭でまきストーブ、非常に高価な外国製のものを入れたりして木材のまきを燃料にしている家庭が増えてきているなというふうに思っております。非常に柔らかみのある温かさが確保できるというふうなことも聞いておりますので、この利用というものも今後は促進していかなければならないというふうに思っております。

やはり、木材は循環型の資源でございますので、そういう面では非常に使いやすいものだというふうに思っております。今後も町としてこのまきストーブ等の利用が容易にできるような施策を引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　ぜひ、木材の利用の促進をお願いしたいと思います。

続きまして、時間がもう大分なくなってきましたので、少しはしょりますけれども、最近

政府では50年までに温室ガスの排出を実質ゼロにするとか、さらには日本政府も30年の半ばにはガソリン車の生産をやめるとか、さらには東京都では30年に脱ガソリン車を目指すとか、そういうことが言われております。

町でも今後、購入する公用車につきましては、電気自動車の購入を促進すべきだと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　当然、国もそのような方針で進めておるというふうに思っております。

今後は、電気自動車の時代となると思っております。

ただ、町の公用車としては、町の皆さんにくまなくサービスを行うということで、軽自動車を利用することが大変多いわけでございまして、軽自動車になりますとガソリン使用量もさほど多くないというふうなことから使っております。また自動車税も町に入るというふうなことでございますので、かなりの軽自動車を使っておるということでございます。

そういうものも考慮に入れながら、いずれにしろ排出ガス、CO_2の排出をまさにゼロにしていくように地球全体で取り組んでいかなければならない状況でございますので、着実に一歩一歩進めることが必要かなというふうに思っております。

○８番（小林光一君）　議長。

○議長（須崎幸一君）　発言時間が残り１秒ですけれども、続けますか。

○８番（小林光一君）　お願いします。

ちょっとだけ、すみません。

○議長（須崎幸一君）　特別な許可を与えますので、もう一点だけにしていただきたいと思います。

○８番（小林光一君）　申し訳ないです。分かりました。

○議長（須崎幸一君）　８番、小林議員。

○８番（小林光一君）　軽自動車を使うということなんですけれども、やっぱりこれは石油を使うことなので、なるべくそういう方向ではなくて、やっぱり電気自動車を使うと。もちろん電気自動車でもそれなりの石油を食うわけなんですけれども、例えばそういう自動車を作るときにもちろん食うということなんですけれども、電気自動車の場合は、例えば災害時に非常用電源としても使えるんですね。そういうことで、それでこれは家庭の電源に直すと大体３日分もつということなので、非常に災害時に有効だとは思いますし、そういうことで、ぜひこういうのを積極的に進めていただければなと思っております。

私の意見でございますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、一応いろいろな課題の検討に対しましては真摯に受け止めていただいて、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうも、議長ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君）　町長より答弁を求めます。

○町長（中澤恒喜君）　小林議員のご質問でございます。

これから、この町はもちろんのこと、全世界で地球的規模で取り組んでいくものでございますので、今後もしっかりと、一歩一歩歩みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　以上で、小林光一議員の質問を終わります。

◇　根　津　光　儀　君

○議長（須崎幸一君）　続いて、12番、根津光儀議員。

自席にて一般質問を行ってください。

12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　それでは、一般質問通告書に従って中澤町長に質問いたします。

鳥獣害対策について、地域おこし協力隊についての２つを議題といたします。

まず、鳥獣害対策です。

当町の面積は２万5,400ヘクタールであり、76％に当たる１万9,355ヘクタールを山林が占めております。ちなみに農地は８％ほどです。

このような中で、野生鳥獣による農作物への被害、生活圏への大動物の出現による脅威は深刻です。猿は柿の木を揺らし、イノシシは畑をほじくり、熊は冬眠に入れずうろうろし、ニホンジカは道路に飛び出す。これらの脅威は常態化しており、町民の生命と財産に大きな危害を及ぼしかねません。

現在取られている対策は、捕獲と追い払い、電気柵等による侵入防止などですが、町村単位の環境対策が非常に重要と考えます。

個別の質問です。

地域おこし協力隊員により猿の群れの観察と追い払い等が行われてきましたが、現在どの

ような状況にありますか。

２つ目として、鳥獣被害防止特措法には、「総合対策交付金」と「特別交付税」の２種類ありますが、当町の活用状況はどのようになっていますか。

３つ目として、集落周辺の環境整備を行うことにより、大動物の出現頻度を抑制できると考えますが、町単独の事業として、放置された果樹や桑の木の伐採を地域住民と力を合わせて行っていく考えはありますか。

４つ目として、杉を中心とした針葉樹林の一部を計画的にドングリのなる木に変えていく環境政策が必要と考えますが、取り組む考えはございますか。

さて次に、地域おこし協力隊についてです。

この制度は、都会から過疎地域などへ移住して、地域おこし活動や農林業への従事、住民支援などの地域協力活動を通して、定着を図るという事業でございます。

１として、町のホームページによれば、現在１名を「おらがまちづくりプロジェクト」要員として募集していますが、具体的にどのようなことを期待しているのでしょうか。

２つ目として、隊員にとって、やりがいのある仕事を最大３年間提供できても、そのことが将来につながっていかなければならないと考えますが、定着に向かって真剣に対応していく体制をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上を一次質問としまして、町長の答弁の後、続けたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

１項目め、１点目のご質問でございます。

猿の群れの観察と追い払い等の現在の状況でございますが、平成30年９月から本年８月まで、地域おこし協力隊員による猿のテレメトリー調査や追い払いなどを行ってきました。猿のテレメトリー調査につきましては、令和元年８月と本年９月に、餌となる果樹、農作物残渣の適切な管理などの対策、また猿の移動範囲などをまとめ、活動報告として毎戸に配布しております。

現在の追い払い等の状況でございますが、猟友会員、地域の方々にご協力をいただいております。

２点目の鳥獣被害防止特措法の総合対策交付金と特別交付税の活用状況でございますが、総合対策交付金につきましては、捕獲に要するわな等の購入、緊急捕獲活動による有害捕獲

の費用に充てており、元年度の実績では、事業費489万654円に対しまして、487万9,000円が東吾妻町鳥獣対策協議会に交付をされております。

特別交付税でございますが、電気柵、鳥獣被害対策実施隊の活動経費などの８割が特別交付税として措置をされます。元年度につきましては1,037万円を報告し、829万6,000円が交付をされております。

３点目の町単事業として放置された果樹等の伐採の考えでございますが、現在、電気柵等の設置補助を行っております。集落周辺の環境整備につきましては、緑の県民税を活用した森林整備を行っておりますので、それらの事業の活用、また果樹等の所有者の方々には適切な管理・伐採をお願いしたいと考えております。

４点目の針葉樹林を計画的に変えていく環境政策でございますが、令和元年度から森林経営管理制度が開始をされ、町では今後、森林所有者への意向調査を行い、その後、所有者自身で管理が困難な森林につきましては整備を進める予定でございます。

そのような森林整備を行う中で、所有者のご理解、ご協力が得られれば、広葉樹等の植栽も行えると思っております。

２項目めの地域おこし協力隊についてのご質問でございますが、現在、おらがまちづくりプロジェクトを推進するために、地域おこし協力隊を募集しております。具体的な活動内容につきましては、町の公式ホームページにも掲載をしておりますとおり、総合戦略の基本目標の一つでございます東吾妻町を知ってもらうに基づき、町の特産品であるデビルズタンバーガーを始め、どのように町をＰＲしていくのかなど、アイデアを出し合いながら関係人口の創出のための取組について協議をするおらがまちづくりプロジェクトの委員会の組織運営やイベントなどの企画・立案、関係団体の調整や取組を進める中で、地域に入り住民と一緒に事業を推進していけるような人を募集しております。

議員ご指摘のとおり、地域おこし協力隊は任期満了後に町に定住する意向がある方のフォローが重要であると考えております。

地域おこし協力隊が任期満了後でも、引き続き町に定住していただくための支援策として、地域おこし協力隊起業支援補助金や、若者起業支援補助金などを創設して継続的な支援を行っていく体制を整えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　お答えいただきまして、ありがとうございます。

質問の順にやり取りをしていけたらなと思いますけれども、この９月までで卒業なさった、農林課のほうに所属していた地域おこし協力隊員の方、農林課さんに伺いましたら、こういった報告書をいただきました。当然、町長の手元にございますと思います。

現場で、この方とお話ししたことがあります。実によく猿の群れの状況を把握しておられました。アンテナでどこにいるのかというような向きと距離を調べておられるということでした。

この方のやってきたことは、非常に効果が高かったと私は思っています。猿の群れがどこへどういうふうに移動しているかというのを克明に捉えて、そして、状況によっては追い払い、それから季節によっては捕獲ということで、精力的にこの方はやってこられたようです。

特に、当町の猿の群れが岩島猿と原町猿という２つの群れがあるということを突き止めて、そして岩島猿については冬期間相当数の数の捕獲に成功しておられました。

もっともっと捕獲して処分すればいいのかどうなのか、私には分からないんですけれども、少なくとも追い払いの一つの手段として、どこに今いるのかというのが分からないと追い払いができない。このテレメトリー調査ということを現在も続けてやっているんでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　地域おこし協力隊の田中君が好青年でございまして、山の中に入り、あるいは猿を追って、非常に一生懸命やってくれて調査を行っていただきました。今は茨城県でまた、農業関係の仕事をしておるということでございます。非常によい協力隊員が去ってしまって残念だなというふうに思っておりますけれども、この田中君がやってくれましたテレメトリー調査、岩島猿と原町猿の移動範囲等の地図を作っていただいたということでありまして、非常にいい実績を残してくれたなというふうに思っていますが、現在、この調査につきましては一応、止めているところでございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　ぜひ、この活動は続けていってほしいと思います。

実は、項目２つ、地域おこし協力隊についても、この後話をしていくわけですけれども、そのことも頭の中に置いていただいて、優秀な協力隊員がすばらしい成果を上げたということは、まず間違いがないと思います。

私たちにとって、猿が出てきたから、じゃどうなんだということで言いますと、確かに畑の作物の被害等があるわけですけれども、そういったものの畑のところまで来る原因があるというふうに考えられると思います。それは、１つには猿や、それから鹿やイノシシやとい

うものを誘引する装置が、誘引する原因が私たちの集落の周辺にあるということです。

放置された果樹、それから大木化した桑、こういったものが非常に問題なんですけれども、この報告書の中にも、田中さんは、地域おこし協力隊の報告の中で集落周辺の非営利な果樹、だから非営利目的の果樹、それをお金にしようと思ってあるわけでもないそういったものは数を減らす、伐採することも必要だと。それからもう一つ、樹高を下げるということをおっしゃっておられます。木の高さを下げて管理をしていく、そういうことが大切ですよというようなことを言っておられます。

ただし、こういったことをやっていくのには、集落単位で力を合わせないとやっていけない。現在、私の住んでいる古谷地区では、緑の県民税を利用したフォレストック事業で、竹の伐採、それから道路に張り出した支障木の伐採等に手をつけていますけれども、同じようにこの放置された柿の木や、それから桑の木なども対象にしていきたいんですけれども、これは県の事業でそれはできませんと。要するに一定の面積をくくって、その中に繁茂している竹や樹木を伐採する事業ですということで、該当しないということなんですけれども、ぜひ町の事業としてこういったものを立ち上げていくというようなことはできないでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　緑の県民税、非常に使い勝手のいい事業でありまして、議員がおっしゃったように、集落周辺のやぶ山の整備につきまして、集落の住民の皆さんが協働して処理をするというふうなことに補助が出ているところでございます。今後も、こういう事業を町民の皆様、各地区単位で大いに利用していただければというふうに思っております。

また、町の事業でというふうな、特に果樹についてということでございますか。それも、県の中で、そういうものも補助範囲に入れていただくように要望もしてまいりますけれども、町でもそういったことについて、事業を新しくつくることができるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　町長の検討していきたいというお答えです。さらっと流すのでなく、真剣に検討していただきたい。それは、この件については特定の地域じゃなくて、この町の集落には全部関りのあることです。

ですので、やる気のある集落をモデルケースに指定して始めるようなことからでもいいですから、少しずつ始めていっていただきたい。ぜひ、計画を立ててやっていくというような

考えを持っていただきたいんですけれども、そういう考えを持てますかね。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　根津議員の大変突っ込んだ、いいご提案がございました。その点も十分検討の余地あるかなというふうに思っておりますので、これから地域の皆様、集落の皆様が安心して暮らしていけるような地域づくりを進めるためにも必要かなというふうには思っております。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　鳥獣害対策でもう一点なんですけれども、針葉樹林が当町には大変に大きい面積にあります。どのぐらいかというのは私ちょっと知らないんですけれども、町長恐らくもう一つの立場の中で、そういったものの面積も捉えておられるかと思いますけれども、集落周辺と、それから奥山ですね。これは使い道が違うと思うんです、山林として。ぜひともこの奥山のほうの針葉樹林について、伐採の機会があったら伐採後はドングリの木に変えていくというようなことを、森林経営計画の中で積極的に取り組んでいってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　町内の民有林の人工林率、針葉樹林の率は約50％程度だというふうに思ってます。奥地林ほど広葉樹が多いという傾向にはあろうかと思います。

そのような中で、国・県の事業で広葉樹造林補助事業というのがあります。これは４割ほどの補助が国・県から出るというものでございまして、ここら辺ですと、烏帽子の大きな養鶏業の会社がございますけれども、その会社周辺の山林をその経営者は伐採して広葉樹、たしかコナラだったと思いますが、大規模な面積を造林した実績がございます。

そのようなことで、国の事業にも、そういった広葉樹造林を推進する、奨励する事業というものもございますので、そういうものも大いにＰＲをしながら進めてまいるのがいいのかなというふうに思っております。

しかし、山林というのは個人の所有の財産でございますので、その所有者の思い入れとか方針というものがあります。そういうものも理解を得ながら森林経営管理制度の中で推進ができるように、共に町民の皆様と森林組合、あるいは町と協議をしながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　お答えありがとうございます。

なかなか難しいのだというふうに、私も捉えざるを得ないのかなとは思います。

それにしても、この鳥獣害対策、これまで２名の協力隊員が一生懸命頑張ってくれた。この成果を生かしていかなくてはいけないというような観点から、次の地域おこし協力隊について意見を伺いたいと思います。

協力隊の方が着任して活動していくときに２つのやり方があろうかと思います。具体的な活動をこちらが提示してお願いするやり方と、それから広範な町づくりとして、あなたはどんなふうにこの町を活気づけてくれますか、活性化させてくれますかという２つのことがあろうかと思うんですけれども、町長は、この２つのうちどちらを取ったらいいのか、あるいは両方がいいのか。町長のお考えはございますか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　今までは、町でお願いをした事項についてしっかりと取り組んでいただいたという例が多いわけでございますけれども、今後は議員おっしゃるような、非常に広範な意識の中で、その隊員がこの町全体を見ていただいて、このようなことをやっていったらどうかというふうな提案を受ける中で、隊員を募集することも可能かと思います。

いずれにいたしましても、協力隊員、非常に有能な方もいらっしゃいますので、この町で大いにその力を発揮いただくようなことを進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　今回の一般質問に先駆けまして、担当課のほうへ大変お世話になって、２名の協力隊員の勤務状況を教えていただきました。見させていただきますと、非常に精力的にお仕事に取り組んでいるということです。

例の渓谷のトロッコ型自転車、これについては立ち上げから積極的に活動してくれて、協力隊員がいなかったら現在の事業はちょっと立ち上がらなかったかもしれないというふうに思っています。

非常にスキルの高いいい人材がやってきてくれたなと感謝の思いでいっぱいですけれども、さて、この協力隊員の活躍には、当然担当の職員のサポートも必要と思います。今後、新しい対応をお願いしていくときに、担当職員どんなふうなことを心がけてやれよというふうに町長とすれば命令していくおつもりでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　アガッタンの関係の、担当していただきました小川隊員は、杉並区の出身でありまして、区役所のすぐそばにパール街という商店街があるんですが、その中の写

真屋さんの息子でありまして、当然写真も得意でありまして、写真撮影も得意でありまして、立ち上げも積極的にアガッタンの立ち上げに取り組んでいただいて、またオープン後も、ご利用いただいた皆様に写真を撮ってやったり、また自分の撮った写真で、ＰＲの活動もしていただいているというふうなことで、非常に小川君に来ていただいてよかったなというふうに思っておるところでございます。

今後も、こういった有能な隊員を、東吾妻町に来ていただいて、また、その仕事に関係する役場の課のサポート職員といいますかね、そういうものも指名してつけて、そして協力しながら事業を進めていくということが必要かなというふうに思っております。

そしてまた、将来的にはこの町に永住していただくような方向に持っていっていただくということも、その一つの役割になるのかなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　町長は、役場の職員の方と協力しながら活動して、そして定着してほしいということを今お話しくださいましたが、卒業の仕方というのは、非常にこの人たちに対して重要だと思います。

任期の間、活動を続ける中で、どういったその先というのを、この人たちなりに、最初の思いと、後半の思いとまた違うかもしれませんけれども、様々な状況あろうかと思いますが、例えば、この農林課のほうに所属していた田中さんの場合で言えば、非常にすばらしい研究の成果を上げているんですよね。ぜひ、今後この鳥獣害対策で人材を求めるとしたら、当町、ジビエもないんですよね、ジビエが。無理なんです。じゃ、ジビエも無理なのに、そういう人をどうしたらいいのかという中で、私は、１つは大学の研究職の方に来ていただく。院生であるとか、研究室に所属しておられる方に、ここに３年間来ていただいて野生動物について調査・研究をしていただく。それでその研究成果を我が町に置いていってもらう、そういうやり方もあろうかと思うんです。それで、つなげていくということができればいいなと思うんですけれども、そういったことについては町長どうお考えですか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　まず、協力隊員がこの町に住んでいただくということに対しまして、地域おこし協力隊起業支援補助金というのがございまして、任期満了後に起業するための支援、上限100万円でございますが、そういう補助金も用意をしております。

また、議員ご指摘の大学の研究員ですとか大学院生を呼んで、この町に来ていただいて、町の特性のあるものを研究していただいて、そして大いにこの町の発展のために使うように

していただくということでございますけれども、非常にいい提案だと思います。ただ、大学との提携、話合いといいますかね。そういうものがどこからいけるかなというところで、今後、この制度につきましては、非常に研究が必要で、また地道な動きも、活動も必要かなというふうに思っております。

すぐにという話では、こういう問題はないと思いますので、このきっかけ、糸口が、まずつかめるかどうかというところだと思いますので、今後研究してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　12番、根津議員。

○１２番（根津光儀君）　町長、前向きに考えてくださりそうなので、ぜひお願いしたいと思います。任期後の身の振り方というんですかね、そういうものの一つの形として、成果をフィードバックして、そして町にも置いていく。それから、派遣元の、例えば学校であれば学校のほうへもつなげていく。そして、その人もステップアップして、そして新しい任地へ行っていただくというのも一つかもしれません。そうすると次の人が着任したときに、それを引き継いで、非常にいい活動ができるというふうに、だんだんスキルが上がっていく、非常にいいことじゃないかなと私は思います。

この地域おこし協力隊ですけれども、１人当たり440万円ほどの交付税措置がされるということで、町としては優秀な人材を手に入れて、しかも交付税措置がされるということで、二重においしいというような考えがあろうかと思いますけれども、しかし、人格を無視してやっていくわけにはいかない。ここに来てくださった人を育てる、そして、その人が自ら成長していく、その助けをするという真摯な気持ちでお付き合いをしていただきたいと思います。

今後とも、この野生鳥獣対策、それから新しく町で立ち上げる事業、様々あろうかと思いますけれども、そういったところにいい人材をぜひ求めて、そしてやっていただきたいと思います。

以上です。

町長の考えあったら聞かせてください。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　根津議員の協力隊員に対する熱い思いをお聞かせいただきました。

協力隊、いい人材に来ていただいて、そして、この町のためにしっかり働いていただいて、そしてまた、この町で、よりその人の人格を高めていただいて、そして、ひいてはこの町に永住していただけるような、そういう状況ができるように、これからも町といたしましても、

この協力隊の活用をしっかりとしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君）　お諮りいたします。本日の会議はこれを持って延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日12月15日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君）　本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　３時１０分）

令和２年12月15日（火曜日）

（第　３　号）

令和２年東吾妻町議会第４回定例会

議　事　日　程（第３号）

令和２年１２月１５日（火）午前１０時開議

第　１　町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡　一美君
３番	井上日出来君	４番	高橋　弘君
５番	茂木健司君	６番	髙橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関　和夫君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	谷　直樹君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋　篤君
会計課長兼会計管理者	一場正貴君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋　昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出　淳	議会事務局補佐	佐藤功樹
議会事務局主任	田中康夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手・指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、換気のためドアや窓を開けたままの状態で会議を進めますので、寒さ対策のため防寒着や膝かけ等の使用も許可いたします。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君）　日程第１、町政一般質問を行います。

◇　青　柳　はるみ　君

○議長（須崎幸一君）　最初に、14番、青柳はるみ議員。

青柳議員、自席にて一般質問を行ってください。

○１４番（青柳はるみ君）　おはようございます。

それでは、議長の許可を得まして時間をいただきましたので、質問させていただきます。

４項目にわたって質問させていただきます。

初めの被災者支援システムについて。

平時から台帳を整備することで、災害時の迅速で正確な業務進行の確保や積極的な支援の展開が進んだとの実績がシステムを構築している自治体では言います。近年の災害19号台風で情報が混乱したり、対応に当たっての反省があるかと思いますが、当町ではどう解決していますか。

危機管理室は、何人の職員が当たっていますか。

我が町の支援者システム導入はどうでしょうか。システムの構築で各部門間で情報を共有でき課を挟んでの支援ができると思いますが、各課の連携はどうでしょうか。

1995年１月17日の阪神・淡路大震災の西宮市から始まった被災者支援システムは、その後の東日本、熊本地震、常総市鬼怒川の氾濫等の経験を経て、西宮市がリニューアルし構築されたシステムが無償で公開提供されています。総務省からも紹介され、Ｊ－ＬＩＳ地方公共団体情報システム機構が対応していると思います。備えあれば憂いなしで準備と訓練が大切と思います。町長の見解を伺います。

次に、群馬テレビでｄボタンを押すと町の情報が流れ、年間予算も高くないようです。花の開花時期や観光イベント、道路、災害情報、当番医など、町の情報が流れています。群馬テレビ活用は考えられますか。町を知ってもらうため活用してもらいたいと思います。

次に、乳がん検診についてです。

乳がん検診の通知の再勧奨をし努力していただいています。がんの中で唯一自分でも異常を発見できるもの、そこでは素手では分からないしこりも、グローブを使うことで分かるということです。自分でできるグローブ検診のため補助をし、広めてもらいたいと思います。町長の見解をお伺いします。

４番目の質問、今の時期、パンジーやビオラが町のあちこちで見受けられます。県のクリーン作戦花植えが終了したとき、多くのボランティアさんの声を聞き、当時の地域政策課、まちづくり推進課では、花植えの時期に間に合うように補助を決め、団体は今までどおりの花が植えられると、ほっとしたところです。きれいな花壇を見て町が業者に発注していると

見られることがあったそうです。住民が手をかけ汗を流しきれいな町を目指して取り組んでいることを、町内外の方に知らせるために、木製のグループ名を記載した看板を設置していただきたい。町の美しさを保つため、日頃の労苦をこうしたことで表すべきと思います。

以上、町長の見解を伺います。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　おはようございます。

それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

１項目めの１点目、台風19号の反省を踏まえた対応についてでございますが、昨年の台風では、町内各所において多くの被害があり、町民の方からの被害情報を受け、事業課を中心に現地調査や応急復旧作業を行いました。

実情としては、電話対応などに追われ被害の状況把握や様々な情報の整理に苦慮したところでございます。その反省点を踏まえますと、防災関係部署で災害情報の共有化を図ることが課題にあると考えます。今後は部署間での災害情報共有化や町民の方へ分かりやすく効率的に情報提供が行えるようなシステム導入等も検討してまいりたいと考えております。

２点目の危機管理室の職員数でございますが、通常は防災担当職員２名で業務を行っております。災害発生時には、状況によって総務課職員や他課職員を参集し、対応に当たる体制となっております。

被災者支援システムの導入につきまして、ほかに３点ほど、ご質問がございましたが、一括してお答えをいたします。

このシステムは、災害を受けた際に被災者情報を集約し、支援を円滑に行うことが目的にあるかと思います。災害発生時には、被災者台帳や罹災証明の発行、義援金の交付などの業務を支援するシステムであり、被災者支援や復旧業務に大きな力を発揮するものと思われます。このシステムの構築には、議員が言われるとおり、各課の連携が重要でございます。特に住民情報の基となる住民基本台帳との連携においては、関係課、関係職員との調整と協議、職員の研修などが必要となります。

このシステムは、地方公共団体情報システム機構というところから無償での提供がされておりますので、システムを入れることはすぐにでもできると思います。しかし、その活用方法としては、先ほど言ったとおり、関係課や関係職員との十分な連携、調整、協議、研修が必要となってきますので、体制整備には時間がかかると思われますので、導入実績のある自

治体からの情報等を参考に、今後検討してまいりたいと考えております。

２項目めの群馬テレビの活用ですが、このデータ放送については、比較的容易に取り組める情報発信であると考えております。災害情報はもとより、イベントや新型コロナウイルス関連など、スピード感を持って文字で伝えることができますので、防災無線放送とはまた違った有効性があると考えます。しかしながら、どのくらいの町民の方が視聴していただけるかが課題とも言え、その費用対効果も視野に入れながら検討していきたいと思います。

３項目めの乳がんグローブの導入の補助でございますが、まず、町の乳がん対策について幾つか述べさせていただきます。

１つ目は、40歳以上を対象に２年に１回、乳がん検診を実施しております。

２つ目は、子供が生まれる前の両親学級において、マンモグラフィーの触診モデルを使い啓発しております。

３つ目は、子供の１歳児健診時に乳がん認定看護師を講師として教育を実施しておりますので、乳がんグローブを配布、または補助をするなど、検討してまいりたいと思います。

４項目めの町民の花ボランティア花壇にグループ名の看板設置をでございますが、環境美化事業では、公共空き地に植栽を行い、町をきれいに彩る活動をされている団体がございます。その活動は観光客や町民に安らぎを与えていただいていることと思います。事業を行っている団体の設置希望や設置に当たっての許可の有無などを考慮して、設置に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　14番、青柳議員。

○１４番（青柳はるみ君）　前向きなお答えありがとうございます。

被災者支援システムということを取り入れてスムーズな災害対応を、やはりそういうときには、町役場に頼って住民が殺到しますので、今、町長のお答えのように研修が必要だということですけれども、Ｊ－ＬＩＳからそういう情報も来ていますので、検討していただきたいと思います。

奈良県の平群町では、今回の給付金の対応にもこのシステムを使ったそうです。そして効果としては、経費削減につながったと言います。平群町では、５月１日に全世帯に申請書を発信、１か月後の６月４日には給付率が93.2％になったそうです。システムは開発元のＪ－ＬＩＳと連携してシステムをつくってもらって、給付金に対応したシステム改良が実現したそうです。外部に委託せず、各一般の会社に委託すると多額かかりますので、無償で情報

提供してくれているＪ－ＬＩＳを活用していただきたいと思います。

次に、群テレの活用ですけれども、住民にとって暮らしたくなる町、住み続けたくなる地域でないと生き残っていけないことから、うちの地域にはこんな魅力があると、自ら戦略的に情報発信していく必要性が出てきました。今、刻々と変わる社会情勢に対し、住民に情報発信するには、パソコンを開いてその画面から得る情報ではなく、テレビのほうが広い年代に伝わりやすいのではないかと思っています。

今、町長から費用対効果、どれだけの方が群馬テレビ見ているかという話がありましたが、群馬テレビのｄボタンを押せば、番組の端っこにテロップが流れて我が町のことだけを見ることができます。こういうことが住民が分かればどうなのかなとテレビを開くことも多くなってくると思います。今、何の花がどこで咲くかという情報も楽しいものです。

何年か前に、今のまちづくり課ですけれども、町内各地の桜の開花をどこの桜、名前がついている桜もありますし、ついていない桜もありますし、個人の家の桜もありますが、桜マップを作ってもらいました。その桜マップのパンフを持ちながら、そこを訪ねている町外の方にちょうど出くわしました。そういうのもまた楽しいことなんだなと思って見ていました。

かつて上毛新聞に、新巻のニリンソウが咲いている。新巻の信号からちょっと西のほうに行った土手なんですけれども、ニリンソウがすごく咲いているところありまして、それがたまたま上毛新聞に出ましたら、次の日、もう大勢の方がどこですか、どこですかと。どこですかと聞かれるこっちのほうが分からない状態でしたが、随分大勢の人がそこの土手の下のところを歩いていました。こんな情報で人は来るんだなと思いました。

群馬テレビを出してｄボタンを押せば、時間に関係なく我が町の情報が流れるので、非常に期待できると思います。また、継続的に情報発信が続けられる仕組みが、この群テレのｄボタンのテロップだと思いますので、どうか費用対効果等、考慮しながら検討していただきたいと思います。

情報によれば今、藤岡、中之条、あとちょっとほかの町村もやっていると思いますが、一番初めが藤岡から始めたんですけれども、月五、六万円です。来年は群テレによると、もっと増やすという話もありますので、ぜひご検討をお願いいたします。

今、いいお返事いただいたので、次にいきます。

乳がんグローブなんですけれども、乳がんグローブというのはグローブですね、手袋。それで髪の毛１本の段差も分かるんだそうです。素手ではあまり分からないのが、その乳がんグローブを使うことによって、今、すぐやるというお返事いただけませんでしたが、無料ク

ーポンを配布する初めの40歳とか、両親学級でこういうのを知っていただくようにするという話ですけれども、一番最初40歳からでもいいし両親学級でもいいですし、保健師さんがついているときに、その乳がんグローブで体験してもらいたい。

ともかく、こういうものがあるんだということで、そのきっかけとなる年齢のときに、初めの一歩を踏み出していただきたいと思いますが、これについて町長、もうちょっと深くここを進めて考えていただきたいんですけれども、乳がんグローブというのは非常に効果があるものです。その認識をしていただきたいんですが、町長、お返事をいただきたいと思います。もうちょっと考えていただきたいです。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　乳がんグローブでございますけれども、現在、吾妻郡内では配布しているところはないというところでございます。しかし、議員が大変ご推奨のグローブでございますので、今後この費用等も考慮に入れながら、効果のあるものだと思いますので、十分に前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　14番、青柳議員。

○１４番（青柳はるみ君）　中之条町が来年から取り入れるということで、どんな取り入れ方するのかは分かりませんが、実行しますということです。嬬恋村もいつからかというのは分からないんですけれども、取り入れるという姿勢があるということですので、この乳がんグローブ、非常に効果があって自己検診ができるものですから。乳がんは多いですから、10月にも私の同級生が乳がんで亡くなりましたので、余計思うことですが、ぜひ、これを重く見て進めていただきたいと思います。

最後の町民の花ボランティアの件なんですけれども、花の植栽については、課長に聞きましたら花に限ってだけは十数組ということですので、これは実行できるかと思います。その花ボランティアの方に対して、看板を立ててご苦労をたたえていただきたいと思います。プラスチックではなくて木の看板がいいと思うんですが、あと草刈りとか、そういうことでも参加していただいていますが、その方たちは次の段階で希望者だけの看板立てていただければいいと思いますが、花に関しては一番先にお願いしたいと思います。

高崎市の場合ですけれども、シンフォニーロードといって音楽センターと市役所の間のシンフォニーロードのところに花が植わっています。何とか保育園とかグループ名を書いた看板がたくさんあります。ああ、町の人が参加しているんだなというほほ笑ましい思いをそれを見てしました。花の里親制度という名前なんだそうですけれども、木の看板設置、こうい

うのを割合と早くできると思いますが、町長、早めの実行というのは可能でしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　看板設置ということでありますが、物として大変大きなものではなくてもいいのでしょうか。そういうものであれば、地域木材を利用した看板というか、銘板といいますか、協力ボランティア団体の名前を書いたようなものを花壇に設置をするということは可能かと思っております。今後もボランティアのグループの皆様も喜ぶようなその木製デザインの銘板というものを考えていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君）　14番、青柳議員。

○１４番（青柳はるみ君）　ボランティアというのは、１人が動き出して１人が道の片隅にちょっと花なんか植えたり、スイセンの球根を植えたり、そういう１人が始めたことで、また、そこに人が集まって、そしてまた新たな１人の心に着火し、グループができて花植えボランティアができた場合が多くあります。地道にボランティア活動を続ける人というのは、地域社会の縁の下の力持ち的な役割をしていると思います。昨年のアンケートで町のために何かやりたいかという部門で参加したいという希望が非常に多かったので感動しています。

またこの間、保健福祉課のほうで、社会福祉協議会を通じて地域のボランティア活動についての研修がありまして、保健師さんがお話いろいろしてくれました。ごみを運んでやったりなんだり、近所のことでできる人ということで40名が集まりました。コロナ禍の中でこんなに熱心な方がいらっしゃるんだということで感動しましたけれども、やはりそういう活動をしている方というのは、地域社会の縁の下の力持ち的な役割をしていると思います。そういう方にもっと光が当たってもいい存在だと思いますので、こんな小さな看板ですけれども、非常に人に影響が大きいと思いますので、ぜひ、これは来年実行できるかと思いますので、そんなに多くない団体数ですので、実行していただきたいと思います。

以上、町長のお返事を聞いて終わりにいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ボランティアの皆様に満足いくような、報いるような、そういった木製の銘板、看板というものを今後検討して設置に向けて考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　青柳議員、先ほど終わりにしますと言われたものですから。

14番、青柳議員。

○１４番（青柳はるみ君）　すみません。

最後に、一番初めの被災者支援システムで、近隣の先進自治体を研究させていただいて進

めたいというお返事いただきました。近隣では、渋川市が８年前からそれを投入しておりますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を求めるんですか。

○１４番（青柳はるみ君）　いいです。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇　井　上　日出来　君

○議長（須崎幸一君）　続いて、３番、井上日出来議員。

自席にて質問を行ってください。

３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回は、移住・定住促進の施策について、町長に伺いたいと思います。

まず、質問の要旨でありますが、周辺自治体の取組に比べ、当町の移住・定住促進施策は、大変後れを取っている状況であります。新型コロナウイルスの影響で、大都市住民の人生観や生活環境も大幅に変わり、地方に新たな生活の場を求める人も急増しております。

当町にとっては、移住者受入れの絶好の機会であり、今年度から来年度に向け、その戦略や受入れ態勢を、より一層強化、整備することで、町の第２次総合計画内にある重点施策２に記されている若い世代の移住・定住促進並びに人口減少の歯止めを実現できるものと考えます。

質問の項目１、これまでの取組に対し、現状と課題をどのように捉えているでしょうか。

２、第２次総合計画内の重点施策２の施策１から５は、移住促進について住宅補助以外、明確な方向性と施策及びプランが記述されていません。

2040年人口１万人の目標達成に向け、より具体的な移住促進施策が必要と思いますが、どのように考えておられるでしょうか。当初予想を下回る実人口推移を基に具体的な対策案を求めます。

今現在、次年度予算に盛り込む予定、または検討中の関連施策はどのようなものがあるでしょうか。また、今年度から来年度に向けて、取り組む具体案はあるでしょうか。

４、移住・定住促進に関連し交流人口及び関係人口の増加が不可欠な要素であります。また、地域活性化に取り組む団体、個人、農業指導者、不動産業者や商工会、そして移住経験の先輩となる在住移住者などとのネットワークづくりも必須事項であります。

各担当課の枠を超え、これに関連する各種施策を連携させた一つの戦略として考えるべきですが、どのような方向性と内容を考えているでしょうか。

５、空き家バンクの登録数が伸び悩んでいますが、この打開策は具体的に考えていらっしゃるでしょうか。

６、現場でのヒアリング調査によれば、吾妻方面への移住希望者は、農業に関心が高いということであります。農業委員会の協力を仰ぎ、希望者へ農地を紹介できる当町独自の農地バンク、また農業指導者バンクを創設し、空き家バンクと連動して移住希望者に紹介できるシステムを構築してはいかがでしょうか。

例として、登録済み空き家の近くで田畑が紹介できる。また、希望者が関心のある作物の種類や必要な面積など適した場所を紹介できる。希望者の要望に対して、近隣に在住する農業指導者、もしくは特定品種の専門の知識を持った農業指導者を紹介できるなどであります。

７、現在のお試し住居は、田舎暮らしが体験できる施設ではなく、ホテル代わりに使うような感があります。移住希望者が増えない要因として、他の自治体に比べハード・ソフト両面の受入れ態勢が不十分と感じます。改善策はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

８、当町でも移住サポーター制度が導入されました。

先日、サポーターの方に直接お話を伺ってきましたが、その業務内容は到底無償ボランティアの範疇を超えるものでありました。無償で対応できることには限度があり、せっかく応募していただいたサポーターの皆さんの士気にも影響をします。そういったことを未然に防ぐためにも次年度以降、報酬及び必要経費は、共に有償化をしてはいかがでしょうか。

９、また、移住サポーターに必要とされるスキルは多岐にわたり、スキルアップの研修等も相当に必要であります。有償化の条件として、各種スキルアップの研修参加を必須事項としてはいかがでしょうか。

10、一定期間経験を積み、実績を上げたサポーターは、移住コーディネーター有資格者として町が認定をし、該当する総務省の特別交付金年間350万円を活用して、その方と業務委託契約をしてはいかがでしょうか。

11、総務省の地域おこし企業人制度があります。これを有効活用すべきと考えます。

既に多くの自治体が各種スキルを持つ一流企業と連携を結び、目覚ましい成果を上げています。今年度中に計画を策定し、パートナー企業を選定また協議をし、令和３年度の当該交付金であります１名につき年間560万円、また準備金が最大100万円、プラスその事業費につき最大100万円の補助があります。これを活用してはいかがでしょうか。

以上であります。引き続き、自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の現状と課題についてでございますが、移住に関する施策は総合戦略にのっとって、各種助成制度を進めております。また、本年度より移住サポーター制度を開始したことで、町外から本町への移住希望者の受入れ体制の整備と移住された方に寄り添ったサポート体制の実現を図っております。

課題といたしましては、移住先としていかに本町を選択してもらうかが一番の鍵となります。コロナ禍でリモートワークの普及により若い世代の移住希望者が増加している中で、首都圏とのアクセスも比較的容易な北関東の中山間地域の一つでもある本町を選んでいただくために、まずは町を知ってもらうことが先決であると思います。そのためにも、総合戦略の基本目標の一つである東吾妻を知ってもらうための取組を強化してまいります。

２点目の第２次総合計画の重点施策につきましては、暮らしやすい住環境の整備と働く場の確保や雇用環境の充実、また結婚から妊娠、出産、子育て、学校教育までを含めた切れ目のない支援を着実に進めております。

議員もご承知と思いますが、総合戦略の策定後も全国的に深刻な人口減少は続き、首都圏への人口流出は増え続けております。

本町といたしましても、持続可能な地域づくりという新たな要素も加え、第２期総合戦略を推進してまいります。

３点目の次年度に予定する施策についてでございますが、空き家バンクに登録している物件の中からモデル的に町が物件を借り受け、移住希望者の体験住宅として貸し出す事業を考案しております。

４点目のネットワークづくりでございますが、まさにそのような体制を構築していくため

に、総合計画や総合戦略の中で各課横断的な協議の場として各種部会、分科会を設置して継続的に協議を行っております。議員皆様のお力添えもいただきながら、ネットワークの構築に向け、進めてまいりたいと考えております。

５点目の空き家バンクの登録件数でございますが、現在、所有者登録が17件、継続的な利用者登録が２件となっております。今後も引き続き、空き家所有者に対して個別案内を行うなど、制度の浸透を図ってまいりたいと思います。

６点目の農地バンク、農業指導者バンクを創設し、移住希望者に紹介できるシステムを構築してはどうかのご提案でございますが、現在、新規就農支援事業につきましては、地域産業連携分科会で受入れ体制の整備、補助の在り方などの検討を行っております。

議員のご提案を参考に、さらなる検討を進めながら新規就農者の支援体制の構築を図ってまいりたいと思います。

７点目のお試し住宅の件でございますが、施設を利用される方は、利用期間中に移住相談を受けることが可能で、利用後は滞在報告書の提出をいただいております。今後は空き家バンク登録物件を活用した新たなお試し事業も予定しております。お試し移住事業は、県内でも実施自治体は少なく、県内では９団体でございます。町の強みとしてＰＲできると考えております。

８から10点目の移住サポーターに関する提案でございますが、移住サポーター事業につきましては、今年度より新たに発足した事業でございます。今後サポーターの皆様からもご意見をいただきながら、議員ご指摘のとおり、必要に応じて有償ボランティアとしていくことも含めて、検討してまいりたいと思います。

また、県などが主催する移住相談研修会へ積極的に参加していただき、スキルアップを図ってまいりたいと考えております。将来的には移住サポーター事業を推進しながら、専属の移住コーディネーターとして相談業務を行える体制の構築を目指していきたいと考えております。その際には、議員ご提案の総務省の交付金なども活用してまいりたいと思います。

最後に、地域おこし企業人制度の活用のご提言でございますが、パートナー企業を選定、協議するための前提条件として、課題を抽出し目的を明確化して計画を策定する必要がございます。今後、対象となる事業案件を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　大変ご丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、具体的に来年の施策についてご答弁いただきましたけれども、空き家を活用して、これをお試し住居に使われるという内容でよろしかったでしょうか。もう一度ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　３点目の次年度に予定する施策の中でございますね。これにつきましては、モデル的に町が物件を借り受けまして、移住希望者の体験住宅として貸し出す事業を考えております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　実は私、追加質問の中でこれを提案させていただこうかなと思っていまして、その内容が執行部のほうから提示されたということは大変うれしく思っております。この空き家を活用したやり方というのは、実は担当課のほうでお聞きしたら、空き家の登録数も伸びていないんだけれども、その利用も実は数字が出ていないんだということをお聞きしました。それで、私のほうも追加質問として同様の内容の提案を考えておりましたので、これはぜひとも実施をしていただきたいというふうに思います。

それと、それに付随しまして、今、町内に古民家を改修した民泊施設というものが数が少しずつ増えてきております。岩島のほうでありますけれども、もう既に１軒あります。そして今現在、改装中のものがもう一軒あります。恐らく移住希望される方というのは、様々な選択肢があったほうが当然来やすいわけですね、間口が広がるわけで。このお試し住宅だと恐らくサポーターが一緒に随行したり、もしくは職員が随行して、あとはじゃ、こちらにお泊りくださいというような形かと思うんですけれども、古民家の民泊のほうになりますと、その地域の方が集まってきたりとか、地域の方と接する点というのも増えてくるわけであります。なので、この古民家の民泊施設を活用した移住希望者への紹介ということも、そこも一緒に考えていただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　民泊施設、岩下のＭＡＹＵＤＡＭＡ　ＨＯＵＳＥというものが既にございまして活動しております。ここには学生さんも度々訪れて、大変にぎやかだということでございます。また、岩下に今ゲストハウスを改装中だというところでございまして、町としても大変うれしい状況でございます。

議員ご提案のとおり、そういった民泊施設に泊まっていただいて、そして地域の人、皆さんと一緒に交流をしたりして、その東吾妻町の温かな状況というものを体験していただくと

いうことは非常にいいことだと思いますので、これからご協力をいただいて、民泊施設のそのような利用に向けて協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　前向きに検討していただけるということであります。その民泊の施設を使っていただいて、もちろんそれは移住希望者の方の希望によるんですけれども、移住希望をされる方が、当町に来られて様々な調査をしたりとか、地元の様子を見に来たということで民泊施設を利用された場合、その施設の宿泊費とか利用料の一部を補助するというのも、これもまたちょっと移住施策としてありかなと思います。もちろん、これ予算のほうもありますので、十分に執行部側で検討をいただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、当然お泊りいただくには、そういった宿泊補助金というものがあれば、より利用が多くなって、より効果も多くなるということでございますので、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　それでは、この移住・定住促進というものに関しまして言いますと、交流人口、そして関係人口の増加というのが、これはもう大変不可欠な要素であります。

まず、町長に改めてちょっとお尋ねをさせていただきます。

交流人口と関係人口の違いについて、町長ご自身は認識をされておりますでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　交流人口というのは、私が受け止めるに東吾妻町に岩櫃山に登山に来たと、観光に来た、日帰り温泉に来たというふうな形で、観光目的で我が東吾妻町を訪れてくれる人をいうと思います。

また、関係人口につきましては、そういった観光目的に訪れていただいて、そしてさらに地域の人々と多様に関わっていただける人ということでございまして、観光に来て、例えば岩島麻の存在を知って、今度来たときは、麻こぎのときに来て体験してみようとか、また、麻引きを体験してみようとか、さらにこの地域に深く関わってくれる人というふうに思っております。

簡単な説明でございますが、そのようなことだと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　町長がお答えいただいたとおりの内容であります。

移住施策、促進していくには、交流人口と関係人口と、もしこれを施策として分けて考えるとするならば、関係人口を増加させていくということが、これが移住促進につながってくるというふうに考えます。交流人口というのは基本的には観光ということですから、その地域とあるいは地域の方々と関係をつくる方々、それを増やすことがこの移住者を増やしていくということになるかと思うんです。

まず、その体制をつくるために、一番最初の町長のご答弁でもいただいたんですけれども、この地域のあらゆるジャンルの方々、そして地元の方々のネットワーク、これが大変重要と考えます。これは検討してぜひ進めていくという話をいただきましたので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、有楽町にある総務省のふるさと回帰支援センターや首都圏で開催される移住に関するイベント等に出店を増やして、そこに職員とともに移住サポーターの派遣をしてはいかがでしょうかという質問です。

ふるさと回帰センターというのは、昨年2019年で言いますと、相談件数が５万件、そしてそのうち20代から40代が70％であります。大変これ年齢的にも若いんですね、それで相当の数があります。

なので、こういったところへの移住相談のアプローチというのは、ぜひとも年に１回と言わず何度もしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　有楽町のセンターにつきましては、ふるさと回帰センターでございますけれども、これにつきましては、山本知事のご提言もあって群馬県下では一番早いくらいに会員となったのはこの東吾妻町でございまして、そこへ行っていただくと、東吾妻町のコーナーがあって様々なパンフレットが置いてあって、この町について知ってくれることができます。そのようなことでございますので、このセンターが年に何回かイベント的に関東地区、あるいは東北地区というふうな形で、移住相談コーナー、移住相談のイベントですかね、そういうものを開いておりますので、そういうところには移住サポーター等を積極的に派遣して、この東吾妻町に多くの皆さんが移住していただけるよう活動してまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　ぜひとも積極的に仕掛けていく施策を取っていただきたいと思いま

す。

また、ちょっと質問の内容が変わりますけれども、空き家バンクの登録数が伸び悩んでいるというのがあります。その空き家バンクがなぜ登録が進まないかということで、実は現場から大変貴重なご意見伺いました。

まず、家の所有者のことを考えていただけると分かります。空き家ありませんかと聞かれたら、所有者の方はどう思うかということなんです。いや、うち使っているから空き家じゃないよとすぐに返ってくるかなと思います。例えば、それが人が住んでいない物が置いてあるだけだとしても、使っているから空き家じゃないという発想があるかと思います。

空き家バンクの登録数が伸び悩んでいるその理由として、この空き家という言葉を使うことが実はＮＧだと。これが禁句なんだというふうなことをお聞きいたしました。まず、登録を呼びかける際に、空き家ではなく活用できていない住宅はありませんかというふうに声をかけてくださいということでありましたので、ぜひそういう呼びかけで、迷っていたらまずご相談くださいと、そういうところから入っていただければなと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね。いきなり空き家と言われれば、所有者もちょっとへそを曲げるかもしれません。活用できていない住宅ですか、そういう表現というところでございます。そういう表現、ほかの表現も何か考えて、いい表現があったら使いながら町民の皆様が気軽に町の担当部局に相談してくれるような状況をつくってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　それでは、11番の地域おこし企業人について、ちょっとお話をさせていただきます。

この地域おこし企業人制度というのがあるんですけれども、例といたしまして、北海道の美瑛町、そしてＩＴのヤフー、そちらが協定を結んで、このプログラムを実施、交流人口拡大のためのＩＴ活用、そして地域住民同士の交流ネットワークを構築しております。

そして、兵庫県豊岡市と株式会社楽天、こちらが協定を結んでＩＴマーケティングのスキルを活用して取組５年間でインバウンドを40倍にしております。一流企業のそういったスキルを活用して、行政にうまくそれを落とし込んでいただくことで、そういった成果を上げているところがあります。

これ総務省のホームページとかで見ますと、たくさん例が挙がっておりますので、ぜひ研

究をされて前向きに取り組んでいただきたい。そして、当町の出身者で私が聞き及んだ限りでありますけれども、大手の広告代理店、そして有名ＩＴ企業に就職した方もいらっしゃるというふうに聞いております。ぜひとも執行部でそのような方を掘り起こして、その地域おこし企業人のこの制度を活用するために、そのような方、当町出身の方のそういう有名企業などに勤めていらっしゃる方にアドバイスをしていただくということも、ぜひとも取り組んでいただきたいなというふうに思うわけであります。

町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　北海道の美瑛町、最も美しい村連合の有力な町村ということでございまして、ヤフーとの連携をしておるということでございます。そういった有名企業がこの町とタイアップしてくれれば非常にいいことでございます。

お話にあった中で、当町出身で大企業に勤めている人も多くあるわけでございまして、おらがまちプロジェクトの公募委員になった方は楽天に勤めていてくれて、そしてもう既に貴重なご意見などもいただいておるところでございまして、こういった若い方がふるさとのために非常にいろんな考えをぶつけてきてくれるということは非常にいいことでございますので、そういった人材を今度非常にこれから活用して、この町のために働いていただこうというふうに考えております。

いずれにしろ、地域おこし企業人制度というものも、これからしっかりとこのものを研究しまして、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　ぜひ、そのような取組を進めていただきたいと思います。

町長にお尋ねをします。

県のＩターン・Ｕターン事業というのがありますが、この中で「Ｇターン倶楽部」というのがあります。ご存じでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　あれでしょう。群馬から、当町から例えば東京に出ていって、この町に帰ってくれればいいですけれども、その途中の高崎なりに戻ってくるというのがＪの字になっているんじゃないかなというふうに思いますが。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　県のＧターン倶楽部というこれ事業なんですけれども、首都圏及び

県内の大学129校と県が連携をした事業であります。

県内の就職情報の提供など、Ｕターン・Ｉターンの支援、そして就職関係のほか、観光情報や産学連携の情報、そして市町村との連携をサポートする事業であります。これをぜひとも、また当町も活用して例えばですけれども、地方で特に中山間地域で新しいビジネスモデルを創出したいとか、あるいはこのエリアで起業したいと考えるような若者や学生を積極的に募集して応援していくというのも考えてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　議員ご紹介の事業でございますので、今後ともその内容を十分に把握をしながら検討して、この町になるようであれば、取り入れてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　３番、井上議員。

○３番（井上日出来君）　もう時間が残り少なくなりましたので、今回もちょっと時間が足らないような感じなんですけれども、このＧターン倶楽部なんですけれども、これぜひとも県のほうと協力して知事とも協力してやっていただいて、町長が山本一太県知事に掛け合えば、いろいろと連携取れると思いますので、積極的に取り組んでいただきたいということで、それを前提に実はこの東吾妻の宣伝文句を一つ考えてまいりました。

最後にそれをお知らせ、お伝えしたいと思います。

「アガッタンにデビルズタン、だからあなたもＧターン、ＧｏＴｏ東吾妻」というふうなフレーズでございます。こういったことで、ぜひとも「アガッタン」と「デビルズタン」というのは、この当町の新しい取組でありますよね。それにこの新しい環境で生活を求めている人たちというものを掛け合わせたメッセージであります。

ぜひとも来年度以降の観光及び移住促進の宣伝文句に、ちょっと考えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　井上議員から非常に若者向けの何かちょっと我々の時代と違ったようなフレーズが出てまいりましたので、そういう感覚も取り入れながら、この町のさらに振興、発展のために努力をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

（午前１１時０１分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午前１１時１５分）

◇　高　橋　徳　樹　君

○議長（須崎幸一君）　続いて、６番、髙橋徳樹議員。

自席にて一般質問を行ってください。

○６番（髙橋徳樹君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、学校給食における食育についてでございます。

食べるということは、一生涯にわたりまして続く基本的な営みであり、健康な生活を送るためには健全な食生活が大切です。国でも2016年より第３次食育基本計画で、多様な暮らしに対応した食育、健康寿命の延伸につながる食育など５項目の重点項目を掲げ、子供から大人まであらゆる世代での食育の重要性が示されております。本町におきましても、同様に2014年から第２次東吾妻町元気プランで食育の目標が掲げられております。

こうした中で、今回は成長期におけます子供たちにポイントを当て、学校給食の取組や課外活動などを通して、これまで以上に食育の存在意義が高まることを期して、以下お伺いいたしたいと思います。

国では、食育は生きる基本であり、知育・徳育・体育の基礎と位置づけられておりますが、学校現場での食育教育の重点は何か。取組状況及び今後の課題は何か、お伺いしたいと思います。

人間１人年間の食事回数は１日３食として1,095食、子供たちはそのうちほぼ２割程度が学校給食で栄養バランスを維持していると言われております。それゆえに学校給食は生きた教材として食育の要として学校給食法に目標が示されております。

本町での学校給食を取り巻く現状及び課題を教えていただければと思います。

下のほうにこの項目等を書きました。

朝食を欠食する子供の割合状況は。栄養教諭の役割と活動状況について。コロナ禍での対応変化の必要性等。

それから、学校給食センターの現状と課題につきまして、給食の安心・安全管理について、衛生システムはどのようになっているでしょうか。

食物アレルギー対応等。

食材調達につきましては、地産地消の取組、生産者、ＪＡ、道の駅等の連携について。

また、献立につきましては、統一献立によるメリット・デメリット、また、生徒の給食の反応についてお聞きできればと思います。

それから、食べ残し、残渣の処理方法については、どのような対応をされているのか。

また、厨房器具の耐用年数につきましては、通常二十数年というふうに言われておりますけれども、いろいろなその経費につきましては、修理費、整備費計上等が増えているように感じていますが、いかがでしょうか。

それから２番目ですけれども、小・中学校のＩＣＴ化についてでございます。

ＧＩＧＡ構想は、当初５か年をかけて進められる予定でしたが、新型コロナ影響による学校休校措置、また教育のＩＣＴ化の必要性等が言われ、一気に前倒しで進められることになりました。

今後、国の工程に沿って試行錯誤の中で進めていかれるものと思いますが、以下お伺いしたいと思います。

１人１台の端末整備やデジタル教科書の法制化や小学校プログラミング教育必修化など、環境整備が今後進むものと思われますが、今後それらをいかに活用していくか。また、対象者のスキル向上を進めていくことが大切と言われております。学校教育で期待されるＩＣＴ教育の重要性及び効果はどのようなものでしょうか。また、教師に求められるスキルはどのようなもので、今後、先進地への事例視察や研修計画のスケジュールはありますか。

２番目ですけれども、コロナ禍にあって在宅、学習ネットワーク整備のためＷｉ－Ｆｉ整備が整っていない家庭に対するモバイルルーターの無償貸与など、これにつきましては、いろいろ委員会でも話はありましたけれども、再確認という意味で質問させていただきます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　髙橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

１項目めの学校給食における食育についての１点目、学校現場での食育教育の重点は何かでございますが、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を養い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものでございます。子供たち一人ひとりに様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間として成長を促すことが、学校における食育が担っている最も大きな役割であると考えております。

２点目の町の学校給食を取り巻く現状と課題のうち、朝食を欠食する子供の割合はでございますが、小学校ではおおむね５％程度、中学校ではおおむね20％程度と把握しておりますが、特定の子供が常時欠食するのではなく、調査時において時々食べないなどの回答があった割合としての数値でございますので、その点についてはご承知おきいただければと存じます。

また、栄養教諭の役割でございますが、現在、管内には県費職員の栄養士１名が岩島小学校に配置をされ、食に関する指導の推進において中核的な役割を果たしております。栄養士が中心となり学校給食の栄養管理や衛生管理、物資管理等の管理業務と必要に応じた個別指導や集団的指導を一体のものとして行うことにより、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせる上で、教育上の高い相乗効果がもたらされております。

次に、コロナ禍での対応変化の必要性についてでございますが、提供する給食自体に特別な変化はございませんが、給食調理に従事する職員や給食を運搬する委託会社社員に対しては、より一層の体調管理を求め、安心・安全な給食の提供を日々続けております。

各学校等においても、密の状態を避けながら給食中に会話をしないなどの新型コロナウイルス感染症予防対策を取っていただいております。

次に、３点目の学校給食センターの現状と課題のうち給食の安心・安全管理、衛生システムについてでございますが、給食センターの管理につきましては、国で定めた学校給食衛生管理基準にのっとり、施設や設備の管理、調理過程の管理を行っております。

また、町独自に学校給食における異物混入対応ガイドラインを策定し、学校給食における異物混入の防止対策や混入した場合の対応について、給食センター職員、教育委員会職員、各学校等の教職員、給食物資納入業者など、学校給食に携わる全ての関係者が情報を共有し、連携して取組を進めております。

食物アレルギー対応につきましては、給食センターに会計年度任用職員の栄養士１名を配置し、アレルギーを持つ子供たちの給食調理提供に専属的に対応いたしております。現在、

アレルギー対応を必要とする児童・生徒は52名おり、保護者から報告された個々のアレルギー情報は、中学校卒業時まで組織的に管理されております。

食材調達につきましては、地産地消のサイクルが形成されることが最も望ましいことでありますが、食材の安定的な調達を考えた場合、現状では難しい点も多いと考えております。引き続き、関係機関と協議を進めながら、より多くの地元食材を使った給食が提供できるよう取り組んでまいります。

統一献立によるメリット・デメリット、生徒の反応はでございますが、本町の給食は非常においしいと、子供たちや教職員からも好評を得ております。また、統一献立におけるメリット・デメリットという視点以上に、子供たちの健やかな成長を食の面からも支え、栄養士によって管理された栄養バランスの取れた給食を全ての子供たちに提供することが、町の重要な責務として捉えております。

残渣の処理方法につきましては、吾妻東部衛生センターにおいて、一般可燃物として焼却処分されております。

給食センターの修理費、整備費計上が増えているがとのご質問でございますが、現在の給食センターの厨房器具や管理器具全てが建設時に新規購入したものばかりではございません。原町地区や東地区の給食調理場で使用されていたものも移設して使用しておりますので、既に耐用年数に近づいている機器も多くございます。引き続き、計画的にメンテナンス等を行いながら、なるべく長く使用できるよう努めてまいります。

次に、２項目めの小・中学校ＩＣＴ化についての１点目でございますが、１人１台の情報端末などのＩＣＴを活用した教育は、令和のスタンダードになると言われております。

これまでの授業では、先生が黒板等を使って授業を行うことで、子供たちにとっては、受動的な授業が一般的でしたが、ＩＣＴを活用した授業では、子供たちが情報を収集しながら、自ら考えたり自分の考えをみんなと共有したりすることに重点が置かれております。そのため、子供たちにとっては、より主体的な授業となり、今まで以上に課題解決能力が向上することが期待をされております。

先生方には、新しい時代の教育スタイルに即した授業研究や教材研究に対応していただくことになりますが、ＩＣＴに対する得手不得手によって授業に格差が生じないよう、町としても積極的に先進地視察や研修会を行い、広く情報を共有してまいります。

最後に、２点目のＷｉ－Ｆｉ環境が整っていない家庭に対するモバイルルーターの無償貸与に関する質問でございますが、町では、新型コロナウイルス感染症等により再度学校が臨

時休業となった場合には、各小学校を開放することでＷｉ－Ｆｉ環境が整っていない家庭の子供たちに対しまして、学びを保障してまいりますので、モバイルルーターの無償貸与を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　ありがとうございます。

全ての項目でいろいろお答えいただきまして、かなり給食も順調に進んでいるという話だというふうに思います。

それで、その中で、ちょっと子供たちの朝食の欠食の割合等につきましては、現在進められております３次食育教育におきましては、来年の春ぐらいから、また第４次食育目標計画を今、国では作成しているところですけれども、それによりますと、今後その欠食率を０％にしましょうというような目的のようですけれども、いろいろな理由があるので、このパーセントだけではあれですけれども、今後これを高めていくために、さらにいろいろまだ学校の中での食育の教育等の中で進めていく必要があると思いますけれども、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、朝食を欠食することは決していいことではございませんので、今後も学校の先生方の協力をいただいて、毎朝しっかりと朝食を食べて１日を活動的に過ごせるようご指導いただくということでお願いをしたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　学校給食のことは後でちょっとまた後ほど聞きますけれども、食育という関連としましては、今本当に全国的に食の簡素化といいますか、今は調理しなくてもいろんなところで手に入りやすい。それから食のグローバル化とか画一化ということで、非常にどこの地域においても、同じような食べ物ということで、そういった中で、この食育の問題につきましては、かなり家庭内の環境といいますか、親の影響が大きいとは思います。

いずれにしましても、一番のこの食育の中で最近増えているのが孤食ということで、幾つかの１人で食べている子供のケースがあるとか、あるいは同じものばかり食べているとか、あるいはジャンクフードとかいろいろなそのファストフードの中で、非常にカロリーは高いんですけれども、栄養食はバランスがちょっと欠けているとか、そういったような食事が非常に家庭内では多いというような状況がある中で、その一定的にその給食ということで、栄

養のバランスを食べているということで、非常に親の方は感謝しているというようなことをお聞きしますので、学校給食の役割は非常に大きいというふうに思います。

それから、学校給食についてお聞きしますけれども、今この食育というこの字のとおりですね、食べて、食べ物の基本中の基本の中で学んでいくということなんですけれども、特に学校給食という中で、私が今、もう五十数年前の給食で思い出しますと、特にあまり意識したということはないんですけれども、学校給食につきましては、1954年に学校給食法ができて、それ以来いろいろな世代の方にわたって、その学校給食の思い出があると思いますけれども、町長の子供の頃の学校給食の何か思い出はありますでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、我々の頃は脱脂粉乳とコッペパンが印象にありまして、コッペパンも今から考えると非常においしくなかったなというふうに思っております。それで大体半分ぐらい残して、その半分をランドセルに入れてうちに持って帰る。こんなぺっちゃんこになっちゃって、それをまた親はこんなに残してなんて言って食べているような姿も思い出しています。

一度、給食センターで給食を食べてみてくださいというので、いただいたんですけれども、その頃の給食と違って非常においしかったというふうに思っております。パンも当時のパンと違って、またいろんな工夫をしておいしく子供たちが喜ぶようなパンを出していますので、非常にいいかなと思っております。私の頃と今の給食は大分違うなという印象を持っております。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　私は脱脂粉乳の経験はないんですけれども、ただ非常に楽しかった。まずかったかもしれないですけれども、楽しかったという時間がかなり思い出されます。やっぱり、そのときには、給食も学校の中で作っていたということがあったりして、いろいろ運んだり、あるいはみんなで協力して作ったり、あるいは作ったというかいろいろなその身近に感じたこととか、あるいは世代世代に応じて、その貧困対策から、あるいはずっとそこから始まって今はかなり飽食の中での給食という中で、また最近では子供の貧困化という中で、給食のいろんな世代世代によっての思い出があるというふうに思います。

要は盛んに今国でも、食育ということで非常に重要視していますけれども、これはやっぱり学校給食が、ただ単に食事を提供するだけじゃなくて教育的な面が非常に大きいと。生きた教材なんだということだというふうに思います。そこで、様々な学校でもいろいろな取組

を行っております。

当町におきましては、その授業の中の一環として、この前も新聞で紹介されましたけれども、太田地区等で稲刈りをして子供たちが農業体験をすると。食育はイコールその農業と密接につながっていますので、その辺の取組は非常によい試みだと思います。その他学校の中で、その食育について授業の中で、あるいは課外授業の中で、これまでどんなことをやられてきたのか、ちょっとお聞きできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（「いま一度、お願いできますでしょうか。ちょっと多岐にわたっているので」と呼ぶ者あり）

○６番（髙橋徳樹君）　いろいろ学校の中でも授業等で食育に関連したことをやっていると思うんですけれども、どんなことを今までされてきて、今どんなことをやられているのか。ちょっと現状をお聞きできればと思います。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　１つはということですけれども、先ほどもずっと質問があって町長さんが答弁したとおりなんですけれども、１つは髙橋議員さんも、もうご存じのフレーズだと思いますけれども、「早寝早起き朝ごはん」、これが１つは子供たちに基本的な生活習慣を育んでいく大事なことだと。今これ各学校で中学校もそうだと思っておりますけれども、取り入れております。実際にこの冬休みに入る前に、校長先生方には「早寝早起き朝ごはん」ということで、基本的な生活習慣ももちろんそうなんですけれども、健康に結びついていくということで、コロナの感染予防ということでお願いしてあります。

そういったこと等で、学校給食ということ等に結びついていくというふうに考えておりますし、学校給食で子供たちにとって一番は、やっぱりおいしいということも大前提ですし、町長さんがおっしゃっていましたように、給食センターの学校給食というのは大変おいしいです。ですから、子供たちが非常に食べやすいということと、余ったものをうまくこういうふうに食べられる子供さんたちは手を挙げて、もうちょっといただけますかということで食べているというようなことで、非常にその子に応じた食べ方がある。食べる量があるというようなことのそういったことの中で学んでいることでありますし、給食が配られるということに対しまして、すごく一斉にいただきますということ等もそういう礼儀的なこと等も学んでおります。

一番大事な作っていただいている方々への感謝というのは、中学校３年生が一番最後に、給食センターの職員の皆さん方にお礼の手紙を書くんですけれども、その手紙を読ませてい

ただければ、給食センターの皆さん方にとってもすごくやりがいを感じる、そういう中身を中学校３年生のどの子もつづっております

ということで、髙橋議員さんがおっしゃっておりましたように、学校給食を通しまして、子供たちは人間としての基礎的、基本的な部分を、そこを通して育んでいるというふうに自分は受け止めております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　すみません。ありがとうございました。

今、初めてお聞きした中学生のいろいろ給食センターで働いている方への感謝の手紙、非常にいい交流だと思いますし、今働いて毎日毎日、安心・安全の給食を提供している方があって、給食が提供されているわけですから、そういった試みは非常に大事だというふうに思います。これはまた小学生にもそういった場を与えられるようなことを考えていただければと思います。

ちょっと視点を変えて、地産地消のメリット等についてお伺いしますけれども、給食センターで極力国では、地元のこの町で言えば町の生産したものを作る。町でよい、町でそろわなければ今度は県のもの、その次には国内のもの、現在の食料のいろいろな自給率等々を考えますと、六十何％が輸入している日本の中で、こういった国内のものを使ったり、価格面でいろいろ地産地消等々、毎日のことですので非常に難しいことはよく分かりますけれども、今後、やっぱり生産者の農家の顔が見えるという、この見えてより地域の活性化にもつながるということの大きな流れの中で、お金を域内でとどめるという地産地消のメリット等の中で、やっぱり今後も学校給食の中で地元のものを取り上げていくということは非常に大事かなというふうに思います。

そこで、近隣の町では、中之条町ですけれども、小学校４年生に対しまして、毎年何か生産者の方が８人とか10人ぐらい来ていただきまして、それぞれの作っているもの、給食に提供しているものらしいんですけれども、例えばナスですとか、ズッキーニですとかトマトとかイチゴとか、それらの生産者が来て子供たちにいろいろな農産物の栽培、生産、それらのことをお話ししているということですけれども、そういったことは今後あれですか、当町ではそういったような試みみたいなのについては、生産者との食材と直結したようなつながりの中で、一つの食育の中で、ＪＡなり組織なりを活用して生産者の方に学校に来てもらって、ちょっとそういった講義を受けるというようなことをやられていくというようなことはどう

でしょうか。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　髙橋議員さんがおっしゃっていたようなことを、今のところ本町の５つの小学校でやっているという話は聞いておりません。しかし、生産者の方々に感謝しているということ等に関しましては、間接的に先生方が指導していらっしゃると思います。

先ほど、中学校３年生が感謝の言葉ということの中では、そういったこと等も含めて、本当においしいものを作ってくださってということも含める中に、今のようなことも含まれているのかなというふうに自分は受け止めております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　ありがとうございます。

多分、いろいろな学校の中では、タイトな授業の中でなかなかそういったこともあれなんでしょうけれども、ただ単なる食の提供というだけではない教育という面での当然そういったことも、今後検討していただけるようなこともできればありがたいなと思います。

それから、今コロナ禍の状況の中で、今後こうしたものが、まださらに続くという中で、給食センターの対応の中で、現在の給食の配送といいますか、そのやり方ではなくて、今後さらに進んだときに、国でもこのコロナ禍における、さらに今後感染症が増えた場合の学校での給食センターでのマニュアル等もいろいろ提示されているようですけれども、そうした中で、今後あれですか、さらに配送の仕方として、お弁当で配送するとか、今後そういうことも可能なんでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　今後もコロナ禍の中ですけれども、学校は続いて午後まで学校生活が行われるようでしたら、基本的には学校給食をお願いしていきたいというふうに考えています。その際には、もちろん給食センターの職員の方々をはじめ、関係する方々には十分に感染予防に配慮していただきながら進めていかなければならないと考えております。

髙橋議員さんがおっしゃっておりましたように、学校給食は子供たちにとっては、１日の中の年間を通すと２割程度だということのご指摘がありましたけれども、その２割程度が何人かの子供たちにとってはすごく貴重な食になっているというふうに考えておりますので、続けたいということで、同時に今学校でもそうなんですけれども、子供たちは学校の給食が少しつまらないという声もあるように伺っております。それは離れて食べておりますし、お

しゃべりしないで食べなければならない。そういう状態なものですから、給食の時間が今以前のように楽しくないというような声も聞きますけれども、大事なことは食をきちんと守ってあげられる、学校があるときに、そういう方向で今時点では考えております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　ありがとうございます。

それから、今この学校教育の食育という観点でちょっと調べてみたんですけれども、国では、毎月19日が食育の日、それから６月が食育月間ということのようですけれども、私も知りませんでしたけれども、町長、何かご存じでしたか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　そうですね、それは私も知りませんでした。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　私もいろいろな試みを各地区でやっているのを知りました。さらに言いますと、群馬県は10月24日が「学校給食ぐんまの日」ということのようでございます。そこには何をやっているのかなと思って見たら、子供たちに学校教育を通じていろいろ学んだことを、絵画コンクール等があって、そこに出しているようだというようなこともあるようです。今後、やっぱりこうして県なり国、いろいろそういった日を定めていますので、さらに、これまで以上にそういったいろいろな事例が全国ではありますので、そういったことを今後ちょっと検討して、さらに食育という推進の中で活用されたらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　髙橋議員さんがおっしゃっておりました10月24日は、東吾妻町はこの地場で取れるニジマスとかコンニャクを中心にしたかみなりごはんといったちょっと混ぜ御飯みたいなそういったもので、県の給食デーの給食として子供たちに提供したようです。これも毎年なんですけれども、中学校３年生が希望したいメニューのあれを給食センターのほうにお願いして、それはもちろん限定される当然給食という枠の中での限定なんですけれども、それはもう３年生の皆さん方がそういうことをやって、それらに対しまして、給食センターのほうでその献立を考えてくださる、そういう給食もあるようです。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　やはり給食の役割としては、給食法の３つか７つの重要項目の中にも、

やっぱり地元の伝統食を学ぶということも入っていますので、非常にその試みはいいのではないかと思います。ぜひとも19日は食育の日のようですので、毎月とまで言わないですけれども、何か月に１回ぐらいは、何かちょっとそういった子供たちに大切さを、さらに場をつくるというようなことも大切なのかなと。また、先生にも知ってもらうことも大事なのかなと。

たまたまちょっと二、三日前に、食育の関連でテレビをちょっと見たんです。それはたまたま北海道の方で、非常に鳥獣害の悩みがあって、それをこれじゃまずいということで、普通の主婦の方が狩猟免許を取ってそれを駆除しているところがありまして、その駆除するところに自分の子供を連れて、究極の食育といいますか、本当に命をいただいて我々は生きていると。その現場をテレビで紹介していましたけれども、そこが究極の食育かもしれませんけれども、私自身もそんな経験ありませんけれども、非常にその小さいときから地域なり家庭なり学校での食育の食べ物の重要性というのを、やはりかなり一生涯にわたって非常に影響するものですので、今後は小・中学校はもとより、もっと下のこども園とか保育園とか、その辺のところにもさらにそういったアイデアを取り入れていただけることを、また考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　今、髙橋議員さんがおっしゃっておりましたように、食べ物連鎖ということはやっていると思います。というのは、実際にその授業を参観したことないので、子供たちの話を聞きますと、生き物の連鎖なんですけれども、その生き物の中には、先ほどのコンニャクだとか、ですからニジマスだけでなくて、コンニャクなんかもやっぱり生きているものからということ等で子供たちは学んでいるはずです。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　今、ちょっと地元の食ということで、もう既にやっているのかもしれませんけれども、現状、私も今思うとあまり子供の頃思い出したらあれなんですけれども、今やっぱりコンニャクなり食べ物、おきりこみですとか、あるいは箱島の魚、そういったものも今後いろいろ費用とか価格面もあるでしょうけれども、今もやっているんでしょうけれども、さらに今後、地元の伝統食というんですか、それが私はこの学校給食の役割というのは、やっぱり役所のほうにもいろいろ文書でまとめてありますけれども、まず子供が生きる力を持つことと、やっぱり郷土に誇りを持っていただく。その２つをつくり上げていくこと

が学校給食の狙いなのかなというふうに思っています。

そういった中で、やはり今後地元の食材、あるいは今教育長がおっしゃったようなそういう地元のものを出していく。あるいは子供たち、中学生に限らず小学校６年生ぐらいでもいいと思うんですけれども、年間献立が決まっている中で難しいのかもしれませんけれども、やっぱり自分たちが献立を考えていくということも、これも食育の一つでありますので、こういったことを総合的に、またもう一歩踏み込んでお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　ありがとうございます。

そのようにこれから進めていきたいと思いますけれども、学校給食ということになりますと、食材の量というのが先ほどのニジマスだとかコンニャクみたいな、そういう食材でしたら十分に給食センターで賄えるんですけれども、なかなか地場の小麦粉で作るうどんなんていうことになりますと、なかなか難しい面がありますし、そういったところ等で、今後、髙橋議員さんがおっしゃったような方向で進めていきたいと思いますし、私たち人間の命というものが、多くの命に支えられての命として存在し続けて、存続し続けているんだということ等も併せて、また学校のいろいろな教科等で進めていければいいなというふうに考えております。ありがとうございました。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　６番、髙橋徳樹議員。

○６番（髙橋徳樹君）　最後ですけれども、ＩＣＴ教育等については、ちょっと私自身もパソコン詳しくない中で聞くのも変なんですけれども、今後、さらに教育委員会とか学校との現場との連絡コミュニケーションが、この事業を進めていくに当たって大事だというふうに思いますけれども、それと国では、やっぱりかなり地域によっての需要度といいますか、地域での活用の仕方によって非常に成果に違いが出てくるというようなことを言われていますけれども、今後、ＩＣＴ教育について教育長、どのような形で積極的に進めていくのか、お聞きできればと思います。

○議長（須崎幸一君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　小学校５校、中学校１校の子供たち一人一人への端末の予算をご承認いただきまして本当にありがとうございました。今月の25日には各学校に納入される方向で進んでいるようです。これは個人的な考え方がうんとまだ左右しているわけですが、基本

的な方向性はまだ決まっておりませんけれども、来年度１年間は先生方と子供たちがその端末を使っての授業等々に慣れる、そういう１年間かなというふうに考えております。得手不得手の先生方もいらっしゃいますから。

実際に、もうこの町の６校の学校の中で、校内研修として授業づくりを進める学校があって、その授業づくりを進めるテーマのサブテーマがＩＣＴをどう活用していったら、子供たちが主体的に学んでいくかという授業に取り組んでおります。

実際に校内研修の場で参加させていただきましたら、体育の授業なんですけれども、５年生の走り幅跳びをしている子供たちの画像を撮って、理想のフォームと比べっこして、ああこれここが悪いんだというようなことを学んでおります。その学校はどの先生方もＩＣＴを活用して授業に取り入れております。

ですから、事によると私なんかみたいなＩＣＴに遅れている人間じゃなくて、今の先生方はもういろんなそういう機器に慣れておりますので、私なんかが心配することはないのかななんて思っておりますけれども、その学校もそうなんですけれども、基本的にはＩＣＴも子供たちが主体的に、そして今示されている３つの資質、能力を子供たち自身が育んでいくような授業や活動に手段として使えていける方向だというふうになっていければいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　よろしいですか。

以上で、髙橋徳樹議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後１時といたします。

（午前１１時５８分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

◇　高　橋　　弘　君

○議長（須崎幸一君）　休憩前に引き続きまして、町政一般質問を行います。

４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　ただいま議長の了解をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、水道事業の課題と今後の対策についてでございますけれども、東吾妻町の上水道は、旧吾妻町時代の昭和40年、簡易水道は昭和27年、旧東村では、昭和34年に供用開始となり水需要に対応すべく数次にわたり、拡張事業、施設整備を行い、水の安定供給に努めていただいております。

平成18年３月27日の町村合併により東吾妻町上水道と簡易水道の２つの事業に統合し、現在に至っています。給水人口は、上水道が全体の約69％を占め、簡易水道は約21％であり、およそ90％の住民が町営の水道水を飲用しています。事業形態は上水道が公営企業会計、簡易水道は特別会計で運営されていますが、いずれも町の一般会計からの補助金等の支援が必要な状況であります。

平成元年度企業債償還金残高は約５億9,000万円であり、償還金は約8,200万円、簡易水道の地方債残高は１億8,000万円、償還金は1,700万円で大きな負担となっています。厚生労働省は、平成25年３月に来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、新水道ビジョンを公表しました。

当町では、平成30年から10か年を期間とする東吾妻町水道事業基本計画を策定し、効率的な事業運営を目指すとありますが、具体的にどのような対策を行っているのか、お伺いいたします。

近年、人口減少や節水型機器の普及などにより使用料が減り収益が悪化していますが、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

また、町で管理していない町内の小水道組合等で管理している地域では、高齢化、人口減少等により維持管理は困難になりつつある状況にありますが、町としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、有害鳥獣に対する取組でありますけれども、鳥獣被害は農業者の経済的損失だけでなく、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など、地域に及ぼす影響は計り知れなく依然として深刻な状況が続いています。野生動物による令和元年度群馬県内の農作物被害金額は３億3,775万円で、前年比119％となっています。住民は補助事業により個人、集落単位

で電牧、防護柵等の設置を行い対策を講じています。

捕獲については、猟友会員により実績も上がっていますが、会員の高齢化、減少化傾向に対し、どのように考えているのか、お伺いいたします。

11月に、当町の野生イノシシからもＣＳＦ豚熱の陽性が確認されました。また、高病原性鳥インフルエンザＨ５Ｎ８型が12月12日現在、福岡、宮崎、大分、香川、広島、和歌山、兵庫、岡山、奈良、滋賀県の10県で確認されました。

当町では、11農場で採卵鶏飼養羽数が171万2,000羽飼育されており、農業産出額は約32億円あります。感染が懸念されますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

引き続き、自席で質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

１項目めの水道事業の課題と今後の対策についてでございますが、議員言われるとおり、町は平成30年から令和９年までの10年間を計画期間とする東吾妻町水道事業基本計画を策定いたしました。10年間はこの計画に沿って事業運営をしてまいりたいと考えております。

水道事業は、昭和40年度に供用開始してから50年以上、簡易水道については、昭和27年度に供用開始してから65年が経過をしており、耐用年数を超過している施設が数多くあり、計画的な更新が必要と考えております。中でも基幹管路に重点を置いて更新を実施してまいります。これにより有収水量を向上させ、経営効率の向上を図りたいと考えております。しかしながら、現状はなかなか資金不足もあり具体的に進んでいない状況でございます。群馬県の発注工事に伴う配水管の布設替え工事に絡めて、老朽管などを更新するにとどまっている状況でございます。

また、町全体の人口は減少傾向にあり、計画目標年次の令和９年には約１万1,616人まで減少する見込みでございます。これに伴い有収水量、給水収益でございますが、減少すると予想され、料金収入も水需要の減少に伴って減少することが予想されます。今後、経営の安定に向け費用の削減と水道料金の見直し、料金体系の変更なども検討していくことが重要であると考えております。

現在、町の諮問機関である水道事業及び下水道事業運営審議会を組織し、水道料金改定等について答申をいただきたく、会議の準備を進めているところでございます。人口減少につきましては、当町に限らず全国的に水道経営において、同様に苦慮しているところではない

かと思っております。

現在、群馬県水道ビジョン策定に係る広域連携検討会などによる広域化の検討を行っております。現時点では、広域化について具体的な計画はございませんが、今後は近隣市町村と合同で、広域化についても検討を進める必要があるかと考えておるところでございます。

また、町で管理をしていない、いわゆる組合営の水道施設が町内に26組合あり、約950名の方が町営以外の水を使用され、個人管理の自家水道を使用している方が約100名ほどいらっしゃいます。これらご使用の水道施設において、組合員の人口減少や高齢化などで将来的な維持管理において心配をされている組合もあることも承知をしております。ですが、町はそれぞれの組合が将来的に維持管理をどのように考えておられるのか。その意向は把握できておりません。今後は必要に応じて組合の意向も確認していかなければならないと思っております。将来的に町に維持管理を移管したいという組合があるようでしたら、まずは一度ご相談いただきたいと思っております。

施設改修などにつきましては、簡易水道等整備事業補助金の交付事業がございますので、ご利用いただければと思っております。維持管理について、可能な限り情報提供させていただければと考えております。

２項目めの有害鳥獣に対する取組でございますが、議員もご存じのとおり、電気柵等の設置経費の一部の補助を、また、町猟友会員の方々になりますが、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、有害鳥獣捕獲をお願いしております。猟友会員の高齢化、減少化傾向に対する取組でございますが、平成30年度より新たに狩猟免許及び猟銃の所持許可に係る経費の一部を補助しており、令和元年度では、わな免許２名、猟銃の所持許可３名の方に補助を行っております。

高病原性鳥インフルエンザの取組でございますが、消毒液ロンテクトを養鶏の７事業体に配布の予定でございます。この間、ＣＳＦ豚熱の防疫対策として、養豚の８事業体に消毒用石灰等の配布を行っております。今後も状況に応じて、それぞれの防疫対策としての消毒薬等の配布を行う予定でございます。

また、家畜伝染病予防法で定めております飼養衛生管理基準では、農場ごとに衛生管理責任者を設置すること。入退場車両の消毒をはじめとする日々の作業における注意事項のマニュアル作成などが定められております。各事業体の方々には、引き続き防疫対策をお願いするとともに、飼養衛生管理基準の遵守をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　ご丁寧に答弁をしていただきまして大変ありがとうございます。

まず水道の関係でありますけれども、今さら私が申し上げるまでもなく、ご案内のとおりでございますけれども、東吾妻町の水道事業は、さきに述べたように昭和27年からでありますから、数えると今年で68年の長い歴史があるわけでありますけれども、その中で上水道の導管は約延べで174キロほどあるということでありまして、その健全割合は約83％であるというふうに聞いております。そして、簡易水道につきましての管路は約85キロあるということで、健全割合は約45％ということで簡易水道のほうが非常に歴史が長いという中で、老朽化が進んでいるというような実態があるわけでありますけれども、これを耐用年数から見ると、健全割合は約45％ということで、半分を切っているというような状況下にあります。

そして、さらに上水道の浄水配水場の施設の健全割合は約43％であります。簡易水道の健全割合は約58％というふうに数字からはなっているわけでありますけれども、非常に財政難というようなことは分かりますけれども、これを法定耐用年数で更新をすると莫大な金額がかかってしまうということで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、計画的な工事をしていく必要があるということでありますけれども、なかなか思うように工事が進捗していないというような状況下にあるということは重々承知はしております。

そして、さらに平成27年には上水道事業では、石綿セメント管が約7.7キロ布設してあるそうです。簡易水道では、85キロのうち約60キロの布設替えが必要であるというふうにも計画の中にありますけれども、その進捗状況については、現在どのようになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　石綿管につきましては、現在のところ６キロから７キロメートルほどまだ残っておるという状況にございます。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　まだ相当残っているということは分かりますけれども、簡易水道のほうでは60キロぐらい布設替えが要なんだよというふうに計画の中ではなっておりますけれども、現在の進捗はどのようになっていますか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　簡易水道につきましては、現在進捗が見られないというところでございます。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　分かりました。

いろいろと台風等で被害があったり日々のいろいろな整備で追われていて、なかなか進んでいないというような状況下にありますので、計画的にやってもらうしかないのかなというふうに思いますので、これからも工事のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

それとあとは、この公営企業会計で事業をやっておるわけでありますけれども、その事業の効率化であるとか、経営の合理化など、将来見通しを踏まえて長期あるいは中期的な投資・財政計画を立てて、収益が均衡するよう調整される計画でなければならないのかなというふうに思っております。

そこで、町では水道事業の投資・財政計画を2018年度から2027年の10か年計画を作成しておりますけれども、収支の悪化対策として、先ほど答弁の中にもありましたけれども、2021年度令和３年度でありますけれども、この水道料金の見直しをしていきたいというような答弁がありましたけれども、具体的には、どのように見直しをするお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　これにつきましては、水道関係の審議会を令和３年度に立ち上げて、委員さんに審議をしていただいて、令和４年度には水道料金見直し、引上げ等が行われるかというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　そうすると、令和３年度に見直しをするということでありますけれども、現在の水道の料金の単価でありますけれども、参考までに申し上げますけれども、水道事業の供給単価、これは１立方当たり130円28銭でございます。原水が134円11銭でありまして、水道事業については３円82銭の原価割れを生じているということでございます。簡易水道につきましては、供給単価が107円89銭、原水が151円73銭、そして43円84銭の原価割れを生じているというような状況下にあるわけでありますけれども、この見直しを令和３年度、来年度行い、令和４年度から議決をすれば実施をしていくということであると思いますけれども、なるべく利用者に負担がかからないような方策を講じていただきたいと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　改修すべきものは多くあるわけでございまして、その中で料金も上げ

ていくということでございます。しかし一気に上げるということは、なるべく避けていかなければならないと思います。利用者の負担が一気に上がるわけでございますので、その点は審議会で十分に協議の上、計画的にその料金の引上げというものを行うように審議をいただくように考えております。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　なるべく負担がかからないようにお願いをしたいわけでありますけれども、10か年の計画の中で見させていただきますと、令和３年、来年の2021年に20％上げなければ事業としてやっていけないというような計画がありますけれども、この20％という数字に対して、町長どのようなお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　20％といいますと、他の産物の物価等に比べてみても、かなりのアップ率になるかというふうに思います。20％というと20円ということでございますけれども、今後の水道施設の改修等の費用を生み出していくには、やはり町民の方に、その程度の負担はお願いしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　何％がいいのか私には分かりませんけれども、計画の中では20％上げていきたいということで10か年計画が出ておりますので、この辺については、きちんと精査をしながら取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、給水人口の関係でありますけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、これは上下水道課の課長から頂いた資料を参考までに申し上げますけれども、令和２年の町の人口１万3,499人ということでありまして、上水道の給水人口が9,359人、簡易水道が2,901人ということでこれを合計しますと１万2,260人になります。町の人口からこの人口を引きますと、残りが1,239人ということになります。

そして、頂いた資料で、郡の水道協会に加入している方が集計をしますと947人いるんですけれども、そうすると、残りが292人、この人が未加入ということになっておりまして、この未加入者が郡の水道協会に多分加入していないんだろうというふうに推測をされますけれども、この未加入者の世帯に対し、水道に事故があった場合は、これは全て自己責任でするのか。それとも、町からの補助が受けられるのか、お伺いをいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　292人の郡水道協会未加入の方につきましては、事故、災害あるときは町として補助をお出しすることができるというふうになっております。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　ちょっと聞き取れなかったんですけれども、補助を受けられるということで……

○議長（須崎幸一君）　町長、もう一度。

○町長（中澤恒喜君）　292人の方が郡の水道組合に未加入ということでありますので、事故あるときは、町としてこの方々に補助をすることができます。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　分かりました。ありがとうございます。

この水道に関しては、昨年度、非常に台風19号の関係で町内で大分被害があり、町のご努力によって復旧がスムーズにできたということにつきましては、敬意を表したいと思いますけれども、今でも雨量が非常に少なくて渇水状態になっているようなところがありまして、自家水道で取っていたものが枯れてしまって、生活用水がないということで、夏頃に町の上下水道課のほうに多分申請があったんだろうと思いますけれども、そういったことで、上水道のほうを引きたいというようなことも実際の事案として出てきておりますので、きめ細かい対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

水は人間が生きていくために、飲料水はもとより生活用水として毎日必要欠くべからざるものであるというふうに思っております。この水道の基本は、安全で安心な水道水を安定的に供給することが使命であるというふうに思っておりますので、上水道、簡易水道以外の小水道組合に対し、今後の運営方法等の意向調査も先ほど答弁の中で、していきたいということでありますので、ぜひこれを実施していってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　水道は、町民の皆様の日々の生活に大変なくてはならないものでございますので、今後とも町民の皆様が安心して水を使用することができるよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

この水につきましては、生まれ在所により不公平があってはならないというふうに考えております。いつでも蛇口をひねれば水が出ることが当たり前の日常生活を送りたいわけでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

町では、第２次総合計画の中で最上位計画というふうに位置づけられておりますので、水の安定供給を行っていただきまして、住民が誇りを持って暮らせるまちづくりに一層のご努力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間もなくなってきましたので、次の有害鳥獣について、またお尋ねをさせていただきたいと思いますけれども、まず、イノシシの関係につきましては、本年度の７月27日だったと思いますけれども、イノシシに対してＣＳＦのワクチン４市町村の林道に約8,600個を散布していただいて、ワクチンを埋めて対策を講じているということが報道されております。

そういった中で、９月２日でありますけれども、イノシシが箱島で１頭確認をされました。11月５日には奥田のほうで野生イノシシからこのＣＳＦの確認がありました。そして直近では12月12日でありますけれども、沼田のほうで１頭、これ野生の死亡していたイノシシだそうでありますけれども、72頭目の確認があったというようなことが報道されております。

県内全てＣＳＦの感染防止に有効な飼養豚のワクチンの接種が行われているわけでありますけれども、そういった中で、現在の接種体制は、都道府県知事が任用する家畜防疫委員しか接種ができないというようなことであります。これについては知事のほうが国のほうに一般の獣医師でもワクチンの接種ができるようにというようなことで申入れをしたようでありますけれども、これについては、その後の経過はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ＣＳＦの防疫体制ということでございまして、町では養豚施設の周りに侵入防止柵を張り巡らす。また、今おっしゃいましたように、イノシシにワクチンの入った餌を食べさせるように散布する。それから、全ての豚にワクチンを接種する。この３つを三種の神器として進めてまいって、防疫体制を行っておるところでございます。

県内では、１か所の養豚施設につきましてＣＳＦが発生してしまったということで、鳥に対する侵入防止の網を張るということを新たに行って設置をしている状況でございます。そのようなことで進めてまいります。

また、ワクチン接種につきましては、獣医師がワクチンを接種することを、国に対して山本知事のほうがお願いをしておるところでございますけれども、今はっきりオーケーという

わけにはいきませんで、今現在、農林水産省と協議しておりますけれども、そのよい方向で推移しているということは聞いております。今後は獣医師も接種ができるのではないかなと、私は踏んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　分かりました。

時間がないので、次へ進みます。

去年の12月でありますけれども、この定例会の中で質問を町長にさせていただいた中で、この予防の注射の費用が１頭340円かかるというようなことでありますけれども、もう少し安くならないかなということで、そのときに町長が県のほうに消費税分ぐらいは安くなるように働きかけをしたいというふうにおっしゃっておりましたけれども、その後どうなったでしょうか。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　町からその点につきましては、県に要望をお出しいたしまして、県から国に対して、またその件に関しての要望が出ております。しかし、まだはっきりその点の金額が安くできるという方向には打ち出されておりませんけれども、引き続き町としても、また県としても要望活動を続けていくようにしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　４番、高橋弘議員。

○４番（高橋　弘君）　ありがとうございます。

しかしながら、要望だけではなくて、これは県条例で決まっております。群馬県の家畜伝染病予防法関係手数料条例というものがありまして、第３条で家畜の注射の手数料が定められているわけでありますので、この条例を改正しなければ340円の注射料は変えられないということになっております。しかしながら、第７条で、知事は特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができるというふうになっておりますので、なるべく安い料金でできるようにお願いをしたいと思います。

そして、参考までに申し上げますけれども、この料金でありますけれども、各県で定められているわけでありますけれども、この340円というのは栃木県も340円、埼玉県が320円、東京が270円、千葉が290円、神奈川が230円というふうになっておりますので、群馬県は全国で４位の養豚県でありますから、なるべくこの340円を下回るような形で働きかけをしていただければ、ありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思いま

す。

時間がなくなりました。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　340円をもっと安くしてほしいということでありまして、この線に沿って先ほど申し上げましたように、県に要望し、県の条例を改正するように要望しているところでございます。これにつきましても、また県から国へ、このワクチンの料金低減についてお願いをしているところでございます。

今後とも、養豚農家にとっては非常に大きな問題でございますので、引き続き県としっかり協議、要望を続け、協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　高橋弘議員、よろしいですか。

○４番（高橋　弘君）　いいです。

○議長（須崎幸一君）　以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

◇　重　野　能　之　君

○議長（須崎幸一君）　続いて、９番、重野能之議員。

９番、重野議員。

○９番（重野能之君）　議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の項目といたしまして、ＬＧＢＴ性的少数者、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの方々のサポート支援と多文化共生についてということで項目を上げさせていただきました。

１点目といたしまして、群馬県の山本一太知事は、ＬＧＢＴなど、いわゆる性的少数者のカップルを公認するパートナーシップ制度の導入方針を示しました。

11月５日の上毛新聞の報道によりますと、パートナーシップ制度は、同性愛の方々で互いを人生のパートナーと宣誓したカップルに対し、県が公的な証明書に当たる宣誓受領書を発行し、今現在は制限されている県営住宅での同居などを可能にするものであります。

都道府県では、茨城県、大阪府、さらに全国約60市区町村で導入され、県内市町村では大泉町が導入しているとのことであります。

私たち人間社会は、１人で生きていくことはできません。必ずどこかで人とつながり生きています。その中で誰もが等しく人を愛し、また人に愛される権利を有し、このことはまさに不変の摂理であります。その意味においても、今回の県の方針は大切なことであり、私も賛同する１人であります。

社会が多様化する中で、ＬＧＢＴに関し、町長はどのように認識されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目としまして、知事発表後の県内の動きとしましては、安中、渋川両市がこのパートナーシップ制度の導入方針を示しておりますが、当町の対応について、現段階での町長の考えをお聞かせください。

３つ目としまして、また、県として県内全市町村への導入に向けて働きかけるとのことでありますが、県からのアプローチ的な動きはあるでしょうか。

４点目としまして、渋川市は年齢、性別、国籍を問わず、誰もが生き生きとした人生が送れる社会の実現を目指し、共生社会実現の町として取組を始めております。

非常に範囲が広いんですが、このような共生社会の実現というテーマに関する町長の認識、ご見解をお聞かせください。

○議長（須崎幸一君）　町長の答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、ＬＧＢＴに関する認識についてでございますが、性的少数者に対する偏見や差別はあってはならないことでありまして、そのことに苦しんでいる人に対して理解を深めることが大切なことだと認識しております。

県が導入を進めているパートナーシップ制度は、ＬＧＢＴのカップルがお互いを人生のパートナーとすると宣言した場合、証明書を発行し、各種制度の要件で夫婦と定められている部分にパートナーを含めて行政サービスを提供するというものでございます。

町が窓口業務を行って婚姻届出制度に代わるものとして、公にこれを認めるものと理解をしております。しかし、残念ながら国の法律ではございませんので、法的拘束力がございません。このため十分議論をして、導入の是非を検討していくことが必要であると考えております。

県では、「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」の導入に向けて、各市町村で提供可能な行政サービスと連携し、幅広い場面で対応できる制度にしていきたいと考えているようでござ

います。

町において、宣誓者に対し協力できる行政手続等について照会がございました。具体的な内容としましては、町営住宅への入居や国保診療所での病状説明等でございますが、現段階では県内の動向を見て、今後検討してまいりたいと思います。

最後に、共生社会の実現というテーマに関する認識、見解についてでございますが、ＬＧＢＴの方への周囲の無理解による偏見は社会の中にまだまだあるかもしれませんが、ＬＧＢＴという存在がごく普通のものとして受け入れられ、誰もが自分の性を尊重されて自分らしく生きられる社会へ向かうことが大切だと考えております。

町の第２次総合計画にも、人権の尊重、男女共同参画社会の実現を掲げております。ＬＧＢＴに限らず全ての人の存在が価値あることを肯定し、思いやりの気持ちを持っていただくよう様々な機会や場所を通じて、人権教育、啓発のさらなる推進と人権についての正しい理解と行動を促し、共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君）　９番、重野議員。

○９番（重野能之君）　ご答弁をいただきましてありがとうございました。

このＬＧＢＴいわゆる性的マイノリティーの方々の日本における人口どのくらいの割合であったり、また職場で働いている人たち、社会で実際生活する中でどれだけの方々がいるかということで、いろんな民間の調査団体もあります。また、政府でもこの問題について議論している中で約８％から10％、10人に１人、あるいはある調査では13人に１人の割合で、日本でこれ比較的世界に比べても非常に多いほうの数字であるというふうに言われております。

そして、このＬＧＢＴの方々に対するサポート支援ということに関しましては、自公連立政権になりまして一層きめ細かい、また社会の多様性ということを尊重するという政権の恐らく考え方があるんでしょうが、非常に自公連立政権になって進められてまいりました。特に職場でこういった性的マイノリティーの方々がいじめを受けたりして非常に悩みを抱えて、中には命を落されてしまう。また、実際に自殺を考えたと、こういう方が非常に多いというようなことが政府でも国会でも取り上げられております。

その方々に対して、今回政府でも労働関連法、こういった改正によってＬＧＢＴの方々に対するいじめ、侮辱的な発言も一つのパワーハラスメントですか、パワハラということに該当するということで、国としても法としても守られる、そういうような動きになっておりま

す。そして、昨年度政府もここの職場で実際に悩まれている人たちがどれだけいるか。そして、パワハラ、嫌がらせであったり侮辱的なことを受けている人がどれだけいるかということを、全国の会社、いろんな方法があると思うんですが、そういったものを調べようと、調査しようということで予算も組んで事業化して動き出しているということであります。

そういった観点から、町も先ほど町長が言われましたように、総合計画の中でいろいろ共生ということで、多様化ということでうたってはおりますので、今後、例えば本町の役場の職員の方々の中に、あるいはこれは国の動きもいろいろ今後さらに出てくると思うんですが、町内事業所、町内の企業等でそういった実際にパワハラであったり、いじめ等があるかないか。そこら辺の意識調査、こういったものも必要になってくるのじゃないかなというふうに思うんですが、町長のそこら辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」につきましては、山本知事がこのパートナーシップ宣誓制度を明日発表しますというようなことで、前日に電話がありました。県がしますけれども、市町村としてもそれぞれで考えていただいて、今後の対応をお願いしたいというふうなことでございました。

町として、現在の県内の動向、まだそれほどこれに向けて発表しているところがないというふうなことでございますけれども、今、議員がおっしゃられましたように、性的マイノリティーに対する偏見なり、そういった行動等があるということであれば非常に悲しいことでございますので、今後、町内の企業等に問合せをして調査等も行って、町としてこのパートナーシップ宣誓制度を、早めに行うことが必要であれば取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君）　９番、重野議員。

○９番（重野能之君）　ご答弁ありがとうございます。

できる限り積極的に取り組んでいただけたらというふうに強く思います。

今回この質問をさせていただこうというふうに考えましたのは、また一方で、このＬＧＢＴ性的マイノリティーの方々の支援、あるいはまた男女共同参画、また男女平等と、こういうものと全くその本来のことと全く違う動きというか、それが最近は少しは薄まってきてはいるんですが、いわゆる性差、性別を否定する、少し偏った極端な事例というのが、もちろん当町じゃないんですが、全国の例えば自治体であったり、行政のパンフレットであったり、また、学校の子供たちに対する教育段階の中で、いわゆるＬＧＢＴの方々への理解、あるい

は人の生きる権利、その心の尊重というものと全く別に、例えば男らしさ、女らしさを否定すると。そういうものは非常に文化的に勝手に決められたものであってということで、その性差を否定するような非常に極端なその事例が全国の中であるということで、国会でもこれはもうずっと以前から取り上げられている状況があります。

これはもう男女共同参画とかそういったことを築いていく、そういう社会を飛び越えて性差を否定すると、いわゆるジェンダーフリーというふうに国会でも言われて問題になっております。男らしさ、女らしさを、例えばこの言葉を使うことも一つの強制であり、その人格を否定するんだと。そういうような偏ったことが教育現場において起きているということで、以前から国で問題視されております。

例えば、国で取り上げられたこと、これは非常に極端なことなんですが、例えば男女の区別の差は差別の始まりだと。トイレの例えば赤と黒というのが多く使われているんですが、この色分けすらもやはり男女の固定観念を強制するものであると。こういうことはあまりよくないんだというような事例もあったり、あるいはある学校の林間学校では、５年生が男女同じテントに寝かせていたと。これに対して保護者が当然抗議が出て、どういうことなんだろうかと。しかし、それについて学校側も当該市の教育委員会も問題ないというようなことがあったり、また保育園のレベルにおきまして、段階においては、ひな祭り、こいのぼりを否定する。あるいは男の子がズボンで女の子がスカートというのも、これもおかしいんじゃないのかと。

こういうような非常にこれ一部なんですが、極端な事例というものが全国で以前にもあったというふうに国会でも問題視をされております。

当町におきましては、今も昔もこういった偏ったことというのはなされていませんが、今回、県の方針によってＬＧＢＴの方々への支援、サポートということで一層人権の尊重であったり男女共同参画、男女平等ということがテーマになりましたので、改めてこの機会に、あまりそういったものが偏って間違った方向に進まないように主導していくのも、やはり政治行政の責任ではないかというふうに考えているんですが、そこら辺、今後町はそういうことは今も昔もないんですが、町長のお考えを聞かせていただけたらと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　ジェンダー平等という言葉がございまして、お互いに男らしさ、女らしさを認め合うことが重要だということでございます。そのようなことから、学校教育から

も小さい頃からの教育にも必要かというふうには思っております。やはり、そのような中で、男女の違いを認め合うことが真の平等であるというふうなことから進めてまいりたいというふうに思っております。

また、パートナーシップ宣誓制度等に現れるように偏見、差別につながるようなことは、この町の中で、大変そのようなことがあってはならないというふうに思っておりますので、町として、ジェンダー平等、またパートナーシップ宣誓制度等につきまして、これからしっかりと町として取り組んでいかなければならないというふうには考えております。

○議長（須崎幸一君）　９番、重野議員。

○９番（重野能之君）　ご答弁ありがとうございました。

教育段階での本来の例えば男子、女子という人格形成ということで、これは非常に大変必要なことであり、この性差というものもある方が言われておりますように、これは自然科学、脳科学においても、その性差のことが証明をされているということで、また同時に男女の存在というのは、これはもう地球上の人類の知恵と自然の知恵と言われていると。人間の存続をしていくということですね、そのように言われております。

当時、これ国会で言われたことなんですが、こんな発言がありました。サッチャー政権が誕生したときなんですが、そのサッチャーが政権に就いたとき、こんな演説をしたと。イギリスの子供たちは英語で自分のことを的確に表現できない。伝統、道徳の価値を教わっていない。浮気をする権利があると教わっている。とんでもない教育改革をしないければならない。これもある意味極端な演説、政治的な言葉ではありますが、一つの大きなことを象徴して、当時のイギリスの国内のことを象徴している言葉なのかなというふうに思います。

改めて町長に健全なＬＧＢＴへのサポート支援、また男女共同参画、男女平等というものを実現していただきたいというふうに考えるものであります。

もう一点、今回自分がちょっと通告ではっきりちょっと書かずに、この共生社会の実現ということで、外国人の方々等の国籍を問わない。そういった外国の方々とも仲よくお付き合いをしていく、そういった共生社会ということで、ちょっと再質問させていただきたいなと。

１点だけなんですが、外国語、語学なんですが、これは日本にやってくる方々に、あるいは日本に来る前に日本語を学ぶということもあるんですが、現在この町内もそうですが、外国の方が大分技能実習生、あるいは在留外国人の方が増えているということで、やはり私たち日本人、受け入れる側も語学を少しでも市民レベルで学べるような、そういう状況をつくっていくべきじゃないかなというふうに考えております。

これも以前、一般質問でさせていただいたことがあるかなと、ちょっと記憶が曖昧なんですが、群馬県の災害時の通訳ボランティア約200名ちょっと超えているんですが、４割が英語の方で、しかし実際には、群馬県にいる外国人住民の半数以上が英語以外の英語圏外の方々であると。特に今多いのが中国、ベトナム、韓国の方々であるということで、当町にもいるかと思うんですが、そういったなかなか触れられない英語以外の中国語、あるいは韓国、ベトナム、こういった言語を、市民私たち受け入れる側も言葉を学べるような、そこらは文化の共有というか、理解につながるのかなというふうに思うんですけれども、こういった語学の市民講座みたいなものをぜひやっていただけたら、非常に今後に向けていいのではないかなというふうに考えるんですが、最後にそのことについて、町長のお考え、見解をよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　語学の市民講座といいますか、そのようなことでございますけれども、最近コロナ禍の中で外国人の方が感染をして、その感染経路を聞き出すのに、英語以外の言葉を使わなきゃならない、聞き出せないということがあって、非常にその感染経路がなかなかつかめないというふうなことを聞いております。やはり外国人の方が、今日本でかなり働いている状況にありまして、その国柄は非常に広範囲に及んでおりますので、やはり危機的な状況の中で、その国のことを話せる人がいないと非常に緊急の場合、早期に対応ができないというふうなこともございます。

議員のおっしゃるとおり、英語はかなりの方が話せるような状況の中でありますけれども、中国語、ベトナム語等の語学を市民レベルで、町民レベルで学んで、そしていざというときはその学んだ成果を出していただけるような、そういった講座というか場面ができればいいなというふうに思っております。

コロナ禍の中で、改めて感じられる語学の必要性ということが分かりましたので、重野議員のご提案のとおり、そういったことが、この町で語学活動ができればいいなというふうに思っております。取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君）　以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君）　お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君）　お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君）　閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長　中澤恒喜君　登壇）

○町長（中澤恒喜君）　令和２年第４回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る４日に開会をされました今期定例会におきましては、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をはじめ条例関係５件、令和２年度東吾妻町一般会計補正予算をはじめ予算関係４件、物品購入契約の締結をはじめその他５件を提案させていただき、原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

また、議案審議や一般質問におきまして頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、真摯に受け止め、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議員の皆様には、この１年間、町民の代表として重責を果たされ、多大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

今年はコロナに始まりコロナに終わった年となり、町をはじめ世界中がコロナに翻弄された年となりました。

議員皆様には、年末のお忙しい時期、健康にご留意をされ、輝かしい新春を迎えてくださいますよう心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君）　閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和２年第４回定例会は、12月４日から本日まで12日間にわたり開催され、条例関係５件、令和２年度補正予算４件、その他５件の執行部提案に加え、委員会提出議案１件等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には７人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待をしております。

さて、これから本来なら年末年始という忙しい時期を迎えることになりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止のため、昨年までとは違った新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思いますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君）　以上をもって、令和２年第４回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後　２時０４分）

地方自治法第１２３条の規定により下記に署名する。

令和　　年　　月　　日

東吾妻町議会議長　　須　崎　幸　一

署　名　議　員　　根　津　光　儀

署　名　議　員　　樹　下　啓　示

署　名　議　員　　青　柳　はるみ